

静岡市地域防災計画

(令和5年2月修正)

一般対策編

目 次

総 則		頁
第 1 章 総則		1
第 1 節	目的	1
第 2 節	計画の構成	1
第 3 節	防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱	3
第 4 節	市の概況	11
第 5 節	予想される災害と地域	14

発 災 前		頁
第 2 章 災害予防計画		19
第 1 節	河川の災害予防計画	19
第 2 節	津波・高潮災害予防計画	23
第 3 節	道路・橋りょう・鉄道災害予防計画	24
第 4 節	砂防・地すべり・がけ崩れ予防計画	25
第 5 節	農林水産災害予防計画	28
第 6 節	倒木被害防除計画	29
第 7 節	盛土災害防除計画	29
第 8 節	都市の防災構造化計画	29
第 9 節	通信施設等整備計画	32
第 10 節	火災予防計画	33
第 11 節	防災関係施設及び設備の整備計画	35
第 12 節	危険物施設保安計画	38
第 13 節	防災知識の普及計画	40
第 14 節	住民の避難誘導體制	42
第 15 節	防災訓練計画	45
第 16 節	物資及び資機材の備蓄と調達先の確保	48
第 17 節	警戒避難体制整備計画	49
第 18 節	自主防災組織の育成	51
第 19 節	事業所等の自主的な防災活動	52
第 20 節	地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	53
第 21 節	要配慮者対策	53
第 22 節	災害ボランティア活動の環境整備と啓発	56
第 23 節	富士山の火山災害防災・予防計画	56
第 24 節	原子力災害に関する事前対策計画	57
第 25 節	救助・救急活動に関する計画	58
第 26 節	防災ヘリポートに関する計画	58
第 27 節	応急住宅	58

第 28 節	災害廃棄物処理	59
第 29 節	重要施設・ライフラインの機能確保等に関する計画	60
第 30 節	被災者生活再建支援に関する計画	61
第 31 節	市の業務継続に関する計画	61
第 32 節	複合災害対策及び連続災害対策	61
第 33 節	男女共同参画の視点からの災害対応体制整備	62

発 災 後		頁
第 3 章 災害応急対策		63
第 1 節	主旨	63
第 2 節	組織計画	65
第 3 節	職員の動員計画	66
第 4 節	派遣要請計画	67
第 5 節	予警報の受領及び伝達計画	68
第 6 節	災害情報の収集及び報告計画	73
第 7 節	通信施設応急対策計画	76
第 8 節	災害広報計画	77
第 9 節	災害救助法の適用計画	79
第 10 節	避難救出計画	81
第 11 節	避難所運営計画	87
第 12 節	被災動物の救護計画	90
第 13 節	食料供給計画	91
第 14 節	衣料・生活必需品・その他の物資及び燃料供給計画	94
第 15 節	給水計画	97
第 16 節	水道及び下水道対策計画	98
第 17 節	応急仮設住宅等	100
第 18 節	住宅の応急修理	100
第 19 節	医療及び助産計画	101
第 20 節	防疫計画	107
第 21 節	清掃計画及び災害廃棄物処理計画	108
第 22 節	社会秩序維持計画	112
第 23 節	遺体の捜索及び措置埋葬計画	113
第 24 節	住宅又はその周辺に運ばれた障害物の除去	117
第 25 節	輸送計画	117
第 26 節	運輸施設応急対策計画	119
第 27 節	交通応急対策計画	120
第 28 節	応急教育計画	126
第 29 節	社会福祉計画	131
第 30 節	農林水産業対策計画	133

第 31 節	消防計画	135
第 32 節	水防計画	137
第 33 節	応援協力計画	138
第 34 節	賃金職員の雇用計画	139
第 35 節	自衛隊派遣要請の要求計画	139
第 36 節	海上保安庁に対する支援要請の依頼計画	142
第 37 節	電力施設災害応急対策計画	143
第 38 節	ガス施設災害応急対策計画	144
第 39 節	突発的災害に係る応急対策計画	144
第 40 節	各種災害に対する警防活動計画	147
第 41 節	災害ボランティア活動支援計画	149
第 42 節	通訳ボランティア活動支援計画	150
第 43 節	富士山の火山災害応急対策計画	150
第 44 節	原子力災害に関する応急対策計画	152

復旧・復興期		頁
第 4 章	災害復旧計画	154
第 1 節	災害弔慰金等の支給	154
第 2 節	被災者の援護	154
第 3 節	要配慮者の支援	155
第 4 節	公共施設の災害復旧	156
第 5 節	災害復旧に伴う財政措置	157
第 6 節	事業者等が行う災害復旧への助成	158
第 7 節	風評被害の影響の軽減	159

図表一覧

一般対策編

図表番号	タイトル	頁
表1-1	部局名表記の略号一覧	2
表2-1	危険物製造所等施設現況	38
表2-2	避難情報と住民の安全確保措置	45
図2-1	災害対策基本法に基づく車両通行止表示	48
表3-1	気象等の注意報及び警報の発表細分区域	69
表3-2	東海地震に関連する情報の種類	71
表3-3	南海トラフ地震に関連する情報の種類	72
表3-4	災害対策基本法等関係法令による避難の指示の実施責任者	82
表3-5	医療及び助産の範囲	105
表3-6	運輸機関の名称、所在地	119
表3-7	交通応急対策実施機関及び担当	121
表3-8	自衛隊災害派遣集結候補地	142
表3-9	機関の名称、所在地(電力施設)	143
表3-10	機関の名称、所在地(ガス施設)	144
表3-11	県危機管理部危機対策課	145
表3-12	総務省消防庁応急対策室	145
表3-13	関係機関連絡先	147
表3-14	災害ボランティアセンター等の設置場所	149
表3-15	災害多言語支援センターの設置場所	150

第1章 総則

第1節 目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（以下「法」という。）第42条の規定に基づき、静岡市内における災害の予防と災害が発生し、又は発生するおそれがある時（以下「災害時」という。）の対策について、市及び行政区域内の防災関係機関（以下「防災関係機関」という。）の連携のもとに実施する総合的な対策の大綱を定めることにより、静岡市民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とする。

第2節 計画の構成

この計画は、市域内において過去に発生した災害の状況、措置等を基礎資料として、次の各編から構成する。

この計画は、毎年定期に検討を行い、必要があると認めるときは、防災会議に諮り、これを修正する。

1 一般対策編

風水害、大火災、大爆発及び大事故等による災害対策について定める。

2 地震対策編

地震による災害対策について定める。

3 津波対策編

津波による災害対策について定める。

4 資料編

本編に付属する各種資料を掲載する。

※各節の記載内容に主な担当部局がある場合には、下表の略号にて示す。

※災害対応は静岡市一丸となって取り組むものであるから、ここに記載されている部局が全ての対応を行うという意味で捉えてはならない。また、ここに記載されていない部局は当該の対応を行わないという意味で捉えてはならない。

表 1 - 1 部局名表記の略号一覧

局等	部	略号
危機管理総室		危機
市長公室、総務局		総務
企画局		企画
財政局	財政部	財政
	税務部	税務
市民局		市民
区役所		区
観光交流文化局		観光
環境局		環境
保健福祉長寿局	健康福祉部	福祉
	保健衛生医療部	衛生
	保健所	保健所
	清水病院	病院
子ども未来局		子ども
経済局	商工部	商工
	農林水産部	農水
都市局	都市計画部	都市
	建築部	建築
建設局	土木部	建設
	道路部	
会計室		会計
消防局	消防部	消防
	警防部	
上下水道局	水道部	水道
	下水道部	下水
教育局		教育

第3節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱

1 市

- (1) 静岡市防災会議に関する事務
- (2) 防災に関する組織の整備
- (3) 防災に関する訓練の実施
- (4) 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備並びに点検
- (5) 防災に関する施設の新設、改良及び復旧
- (6) 消防、水防その他の応急措置
- (7) 警報の発表、伝達及び避難の指示
- (8) 情報の収集、伝達及び被害調査
- (9) 被災者の救難、救助その他保護
- (10) 被害を受けた生徒等の応急教育
- (11) 清掃、防疫その他保健衛生
- (12) 緊急輸送の確保
- (13) 災害復旧の実施
- (14) その他災害の発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置

2 静岡県

- (1) 静岡県地域防災計画に掲げられている所掌事務
- (2) 市町及び防災関係機関の災害事務又は業務実施についての総合調整

3 静岡県警察（静岡中央警察署、静岡南警察署、清水警察署）

- (1) 災害時における住民の避難誘導及び救助
- (2) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持

4 自衛隊

- (1) 災害時における人命又は財産保護のための救援活動
- (2) 災害時における応急復旧活動

5 指定地方行政機関

- (1) 総務省 東海総合通信局
 - ア 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理
 - イ 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理
 - ウ 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査
 - エ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与
 - オ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること
 - カ 非常通信協議会の運営に関すること
- (2) 財務省 東海財務局（静岡財務事務所）

- ア 災害時における財政金融の適切な措置並びに関係機関との連絡調整に関すること
- イ 災害時の応急措置のための国有財産の無償提供に関すること
- (3) 農林水産省 関東農政局 静岡県拠点
 - 食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握
- (4) 厚生労働省 静岡労働局（静岡労働基準監督署）
 - ア 大型二次災害を誘発するおそれのある事業場に対する災害予防の指導
 - イ 事業場等の被災状況の把握
 - ウ 操業再開時における労働災害防止のための監督指導
 - エ 災害復旧工事などにおける労働災害防止のための監督指導
- (5) 国土交通省 中部地方整備局（静岡河川事務所、富士砂防事務所、静岡国道事務所、清水港湾事務所）、国土交通省 関東地方整備局（甲府河川国道事務所）

管轄する河川、海岸、道路、港湾についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。

 - ア 災害予防
 - (ア) 所管施設の耐震性の確保
 - (イ) 応急復旧用資機材の備蓄の推進及び防災拠点施設等の充実
 - (ウ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施
 - (エ) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用
 - (オ) 港湾における緊急物資輸送ルートの確保に関する計画、指導及び事業実施
 - イ 初動対応
 - (ア) 所管施設の緊急点検の実施
 - (イ) 地方整備局災害対策本部等の指示により情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。
 - (ウ) 土砂災害防止法に基づく緊急調査、土砂災害緊急情報の提供
 - ウ 応急・復旧
 - (ア) 防災関係機関との連携による応急対策の実施
 - (イ) 道路啓開に関する計画に基づく路上障害物の除去等による緊急輸送路の確保
 - (ウ) 所管施設の緊急点検の実施
 - (エ) 海上の流出油災害に対する防除等の措置
 - (オ) 自治体からの要請に基づく災害対策用建設機械等の貸付
 - （ただし、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等において、災害対策用建設機械等が派遣される場合は、出動及び管理も行う）
 - (カ) 航路啓開に関する計画に基づく、津波流出物の除去等による海上緊急輸送路の確保
- (6) 国土交通省 中部運輸局（静岡運輸支局）
 - ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。
 - イ 海上における物資及び旅客の輸送を確保するため船舶の調達のあっせん、特定航路への就航勧奨を行う。
 - ウ 港湾荷役が円滑に行われるよう必要な指導を行う。

- エ 緊急海上輸送の要請（県内船舶が利用できない場合の他県に対する支援要請を含む）に速やかに対応できるよう、船舶運航事業者等との連絡体制を強化し、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役体制の確保に努める。
- オ 特に必要と認めるときは、船舶運航事業者もしくは港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置を講ずる。
- カ 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督を行う。
- キ 陸上における物資及び旅客輸送を確保するため、自動車の調達があっせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導を行う。
- ク 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制を確立し、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備に努める。
- ケ 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令を発する。
- コ 大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣する。

(7) 国土地理院 中部地方測量部

- ア 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。
- イ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。
- ウ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。
- エ 災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。

(8) 気象庁 東京管区气象台（静岡地方气象台）

- ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。
- イ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う。
- ウ 異常現象（異常水位、潮位、地すべり、土地の隆起等）に関する情報が市町長から通報された時、気象庁本庁へ報告するとともに適切な措置を行う。
- エ 必要に応じて警報・注意報及び土砂災害警戒情報等の発表基準の引き下げを実施するものとする。
- オ 災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。
- カ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。
- キ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。
- ク 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。

(9) 海上保安庁 第三管区海上保安本部（清水海上保安部）

- ア 災害予防
 - (ア) 海上災害及び大規模海難等に関する事故対策訓練の実施
 - (イ) 関係者及び国民に対する海上防災講習会等による防災思想の啓発
 - (ウ) 港湾の状況等の調査研究
- イ 災害応急対策
 - (ア) 船艇、航空機等による警報等の伝達周知

- (イ) 船艇、航空機等を活用した情報収集
 - (ウ) 活動体制の確立
 - (エ) 船艇、航空機等による海難救助等
 - (オ) 船艇、航空機等による傷病者、医師等及び救援物資の緊急輸送
 - (カ) 被災者に対する物資の無償貸与又は譲与
 - (キ) 要請に基づく関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援
 - (ク) 排出油その他船舶交通の障害となる物の防除等
 - (ケ) 危険物積載船及び在港船等の保安のための避難勧告、入港制限、移動命令、航行制限、荷役の中止勧告、水路の検測、応急航路標識の設置等船舶交通の整理、指導による海上交通安全の確保
 - (コ) 警戒区域の設定並びに船舶等の区域外への撤去及び入域の制限又は禁止の指示
 - (サ) 海上における治安の維持
 - (シ) 巡視船艇による主要港湾等の被害調査
- ウ 災害復旧・復興対策
- (10) 環境省 関東地方環境事務所、環境省 中部地方環境事務所
- ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供
 - イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
 - ウ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等

6 指定公共機関

- (1) 日本郵便株式会社（静岡中央郵便局）
- 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。また、平常時においても関係機関等と連携し、災害予防及び発災時の迅速・適切な対応に努める。
- また、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じた、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。
- ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除
 - エ 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分
- (2) 日本赤十字社（静岡県支部）
- ア 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること
 - イ 血液製剤の確保及び供給のための措置
 - ウ 被災者に対する救援物資の配布
 - エ 義援金の募集
 - オ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整
 - カ その他必要な事項
- (3) 日本放送協会（静岡放送局）
- 気象予警報、災害情報その他の有効適切な災害放送
- (4) 中日本高速道路株式会社（東京支社 富士・静岡・浜松 保全・サービスセンター）

◆センター名・担当区間等一覧

No	センター名	所在地等	担当区間等
1	富士 保全・サービスセンター	富士市厚原	新東名（長泉沼津～新静岡、新清水～清水）、 東名（沼津～清水）
2	静岡 保全・サービスセンター	駿河区中島	東名（清水～浜松）
3	浜松 保全・サービスセンター	浜松市浜北区中瀬	新東名（新静岡～浜松いなさ、浜松いなさ～三ヶ日）、 東名（浜松～豊川）

- ア 管轄する道路の建設及び維持管理
- イ 交通状況に関する関係機関との情報連絡
- ウ 緊急輸送路確保のための応急復旧作業の実施
- エ 県公安委員会が行う緊急交通路の確保に関する交通規制への協力

(5) 東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社

- ア 鉄道防災施設の整備
- イ 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保
- ウ 災害時の応急輸送対策
- エ 災害時における応急救護活動
- オ 応急復旧用資材等の確保
- カ 危険地域の駅等の旅客等について、関係市町と協議した避難地への避難、誘導
- キ 被災施設の調査及び早期復旧

(6) 西日本電信電話株式会社（静岡支店）、株式会社NTTドコモ東海支社（静岡支店）

- ア 電気通信施設の防災対策及び復旧対策
- イ 電気通信の特別取扱い
- ウ 気象警報の伝達（西日本電信電話株式会社静岡支店）
- エ 防災関係機関の重要通信の優先確保
- オ 被害施設の早期復旧
- カ 災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板web171 及び災害伝言板、災害用音声お届けサービスの提供

(7) 岩谷産業株式会社、アストモスエネルギー株式会社、株式会社ジャパングスエナジー、ENEOSグローブ株式会社、ジクシス株式会社

LPガスタンクローリー等によるLPガス輸入基地、2次基地から充填所へのLPガスの配送

(8) 日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社

- ア 災害対策に必要な物資の輸送確保及び運行
- イ 災害時の応急輸送対策

(9) 中部電力パワーグリッド株式会社（静岡営業所・清水営業所）

- ア 電力供給施設の防災対策
- イ 発電所、変電所施設の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報

- ウ 災害時における電力供給の確保
- エ 施設及び設備の被害、復旧の状況、公衆感電防止及び漏電防止に関するラジオ、テレビ、インターネットホームページ等を利用したの広報
- オ 被災施設の調査及び復旧
- (10) KDD I 株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社
重要な通信を確保するために必要な措置の実施
- (11) 一般社団法人日本建設業連合会中部支部、一般社団法人全国中小建設業協会
公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
- (12) 株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブン・イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス
 - ア 県からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施
 - イ 被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する

7 指定地方公共機関

- (1) 土地改良区（静岡市内土地改良区）
 - ア 土地改良施設の防災計画
 - イ 農地たん水の防排除活動(用水の緊急遮断)
 - ウ 農地及び農業用施設の被害調査及び復旧
 - エ 消防機関が行う消火活動への協力
- (2) 静岡ガス株式会社（静岡支社、東部支社）
 - ア ガス供給施設の防災対策
 - イ 二次災害の発生防止のための緊急遮断
 - ウ 需要家へのガス栓の閉止等の広報及び被害状況の把握と製造、供給制限
 - エ 必要に応じて代替燃料の供給
 - オ 災害応急復旧の早期実施
- (3) 一般社団法人静岡県LPガス協会（中部支部）
 - ア ガス供給施設の防災対策及び災害時における供給対策
 - イ 被災施設の調査及び復旧
 - ウ 需要家へのガス栓の閉止等の広報
 - エ 必要に応じた代替燃料の供給の協力
- (4) 静岡鉄道株式会社
 - ア 鉄道施設の整備
 - イ 災害対策に必要な物資及び人員等の輸送確保
 - ウ 災害時の応急輸送対策
 - エ 被災施設の調査及び復旧
- (5) 一般社団法人静岡県トラック協会、一般社団法人静岡県バス協会、商業組合静岡県タクシー協会、海運業者
 - ア 災害対策に必要な物資及び人員等の輸送確保
 - イ 災害時の応急輸送対策
- (6) 民間放送機関（静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビ、株式会社トコちゃんねる静岡、静岡エフエム放送株式会社、株式

会社シテイエフエム静岡、株式会社エフエムしみず)

気象予警報、災害情報その他の災害広報

- (7) 一般社団法人静岡県医師会（一般社団法人静岡市静岡医師会、一般社団法人静岡市清水医師会、一般社団法人庵原医師会）、一般社団法人静岡県歯科医師会（一般社団法人静岡市静岡歯科医師会、一般社団法人静岡市清水歯科医師会）、公益社団法人静岡県看護協会（公益社団法人静岡県看護協会静岡地区支部）、公益社団法人静岡県病院協会、公益社団法人静岡県薬剤師会（一般社団法人静岡市薬剤師会、清水薬剤師会）
 - ア 医療救護施設等における医療救護活動の実施
 - イ 検案（公益社団法人静岡県看護協会（公益社団法人静岡県看護協会静岡地区支部）、公益社団法人静岡県薬剤師会（一般社団法人静岡市薬剤師会、清水薬剤師会）及び公益社団法人静岡県病院協会を除く。）
 - ウ 災害時の口腔ケアの実施（一般社団法人静岡県歯科医師会（一般社団法人静岡市静岡歯科医師会、一般社団法人静岡市清水歯科医師会））
- (8) 一般社団法人静岡県警備業協会
災害時の道路、交差点等での交通整理支援
- (9) 公益社団法人静岡県栄養士会
 - ア 要配慮者等への食料品の供給に関する協力
 - イ 避難所における健康相談に関する協力
- (10) 一般社団法人静岡県建設業協会
公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

8 公共的団体

- (1) 静岡市消防団
 - ア 情報収集
 - イ 火災対応
 - ウ 応急救護
 - エ 避難誘導
 - オ その他保有資機材を活用した災害応急対策の実施
- (2) 静岡市水防団
 - ア 情報収集（堤防等の巡視、報告）
 - イ 水防工法の実施
 - ウ 応急救護
 - エ 避難誘導
 - オ その他保有資機材を活用した災害応急対策の実施
- (3) 自主防災組織
 - ア 地域住民に対する防災意識の向上・知識の普及
 - イ 防災資機材の備蓄
 - ウ 防災訓練の実施
 - エ 災害時の避難行動、救出救護活動等に対する計画の策定
 - オ 地域の被害拡大の防止、各種情報の伝達及び避難生活の維持
 - カ 市が行う防災活動及び災害復旧活動についての協力
- (4) 静岡市内の産業経済団体（静岡市農業協同組合、清水農業協同組合、静岡市森林組合、

井川森林組合、清水森林組合、清水漁業協同組合、由比港漁業協同組合、生活協同組合、静岡商工会議所等)

ア 組合員、会員となっている事業所の被害調査の実施

イ 災害時における応急対策の指導

ウ 災害時における災害応急措置

エ 市その他防災関係機関の防災活動についての協力

(5) 社会福祉関係施設（静岡市内の社会福祉関係施設）

要配慮者の受入等、救護及び保護対策についての協力

◇ 指定避難所等（福祉避難所）一覧表（資料編4-7）

(6) 災害時における相互応援協定又は協力協定の締結団体（静岡市と協定を締結した事業者及び団体）

協定内容に基づく事務及び業務の遂行

◇ 民間事業者との協力協定一覧（資料編5-3）

◇ 他都市との相互応援協定一覧（資料編5-1）

(7) 社会福祉法人静岡市社会福祉協議会

ア 災害ボランティア、災害ボランティアコーディネーターの養成

イ 災害ボランティア本部等立ち上げ及び運営訓練の実施

ウ 災害ボランティア、災害ボランティアコーディネーター、市等との調整

9 防災上重要な施設の管理者

(1) 所管施設に係る災害予防体制の整備

(2) 防災に関する保安措置、応急措置の実施

(3) 災害時における災害応急措置

(4) 市その他防災関係機関の防災活動についての協力

10 市民

(1) 災害に対する知識の向上

(2) 自宅および自宅内の安全対策

(3) 家庭内における話し合い・連絡方法等の取り決め

(4) 災害時の避難場所、避難経路等の確認

(5) 必要に応じた生活必需品の備蓄・非常用持出品等の準備

(6) 自主防災組織への参加

11 事業所等

(1) 災害に対する知識の向上

(2) 事業所および事業所内の安全対策

(3) 情報収集・伝達体制、避難対策等の取り決め

(4) 食糧、飲料水等の災害時に必要な物資の確保

(5) 災害発生等に備えた事業継続計画等の策定

(6) 地域の自主防災組織と連携した防災活動への協力

第4節 市の概況

1 自然的条件

(1) 地勢

本市は南に駿河湾（海岸線の長さ約64km）、北に南アルプスの3,000m級高峰（間ノ岳3,190m、塩見岳3,047m、赤石岳3,121m等）を擁し、首都圏と中京圏との中間、県のほぼ中央に位置し、北は長野県・山梨県に接し、東は富士市・富士宮市、西は焼津市・藤枝市・島田市・榛原郡川根本町に接している。

市域は、東西50.62km、南北83.10kmで、総面積1,411.83km²のうち、約76%が森林で占められている。市域の大部分は山間地であり、北部を南流する大井川の上流部、市域の中央部を南流する安倍川（流域面積567km²、流路延長約51km、平均勾配約4.0%）及びその支流（中河内川、藁科川等）、長尾川を含む巴川（流域面積105km²、流路延長約18km、平均勾配約0.3%）、蒲原地区の東側には沖積低地等の平坦地は僅かしかない。市域の総面積から森林面積を差し引いた可住地面積は330.64km²（約23%）である。

豊かな自然環境に恵まれており、静岡地方气象台によれば気候は温暖で、年平均気温は平野部で16.9℃、日照時間は2151.5時間となっている。日照時間の割に雨量が比較的多いが、雪は少なく穏やかな気候を特徴としている。

(2) 地形、地質

市域の大部分は、西南日本の外帯（太平洋側）に属する中生代白亜紀（約1億3千5百万年前）～新生代第三紀（約6千5百万年前）の堆積岩地帯（一部に火成岩を含む。）にあり、市域の一部はフォッサマグナ（大地溝帯）に属している。両者の境界は新潟県糸魚川市～長野県松本市～山梨県韮崎市～静岡市葵区羽高を通る大規模断層である「糸魚川－静岡構造線（糸静線）」であり、糸魚川市～韮崎市付近までは今後も活動するおそれがある活断層であるが、韮崎市以南は活断層と認定されていない。

市域に分布する地層を形成年代の古い順に示すと、

- ア 最北部山地を構成する白根層群（白亜紀後期の砂岩・泥岩互層、石灰岩、チャート、緑色岩）
- イ 畑薙周辺山地を構成する寸又川層群（白亜紀後期の砂岩・泥岩互層）
- ウ 井川周辺山地を構成する犬居層群（白亜紀末～古第三紀初期の砂岩・泥岩互層）
- エ 藁科川上流域山地を構成する三倉層群（古第三紀中期～新第三紀前期の塊状砂岩、黒色泥岩、砂岩・泥岩互層）
- オ 安倍川上・中流域～藁科川中・下流域山地を構成する瀬戸川層群（古第三紀中期～新第三紀前期の砂岩・泥岩互層、砂岩、泥岩、石灰岩、チャート、緑色凝灰岩）
- カ 十枚山～真富士山～竜爪山～賤機山を経て高草山～大崩海岸を構成する竜爪－高草山火山岩類（新第三紀前期の流紋岩、アルカリ玄武岩等）

これらの諸層群のうち、竜爪山脈を構成する火山岩類は緻密・堅硬なために風化・浸食されにくい。その結果、竜爪山脈は安倍川水系の東方への拡大を阻む障壁となり、安倍川系砂礫の東方への運搬・堆積を妨げ、巴川低地、大谷川低地等の軟弱地盤を生み出した。

これらの諸層群で構成される山地の南（市域中央南端）には、主として第四紀前期（更新世（約165万年前～1万年前））の浅海性泥層及び安倍川系礫層で構成された有度丘陵（根古屋層、久能山礫層、草薙泥層、小鹿礫層、国吉田礫層）があり、安倍川下流域に広がる静岡平野の主要部は第四紀後期（完新世（約1万年前～現代））の安倍川系礫層を主と

する良質地盤であるが、周辺部にあたる大谷低地、巴川低地等は軟弱な第四紀後期（完新世）の砂泥層が卓越した不良地盤（層厚約30m）となっており、防災対策の上から特段の配慮が必要である。

静岡・清水両平野の周縁部は、西からほぼ南北方向に帯状に配列する新第三系の竜爪アルカリ火山岩類、静岡層群、和田島層群、清見寺層群等からなる中起伏山地によって構成され、一方、洪積世の厚い砂礫層からなる有度山の丘陵が海側に孤立して、静岡平野、清水平野に二分している。

静岡平野の平坦部は、主として安倍川起源の砂礫層が厚く堆積し、安倍川扇状地と呼ばれている。一方、清水平野は巴川流域の低地、港湾周辺部の砂～砂礫質低地及び興津川流域の平野の三つに区分され、市域内の巴川低地は海拔5m以下、平均勾配約0.3%の低湿地が主で、表層部は有機質泥層からなっている。

清水港西岸には2～10mの沿岸砂州・砂丘が形成され、西久保嶺付近には狭い台地、丘陵地が散在する。また、清水港を抱く三保砂礫洲は、典型的な分岐砂礫洲となっている。袖師から興津にいたる沿岸低地は海拔約5m程度の砂礫洲からなっており、興津川に沿う平地は全体として砂礫質な地層から形成されている。

(3) 気候

本市は、南東側が駿河湾に面し太平洋に続いているため、黒潮の影響で暖かい海からの風（主に南よりの風）が入りやすい。また、冬を中心に吹く北西の季節風は、中央アルプス等の中部山岳に遮られて風が弱まり晴れる日が多い。このため、平野部は全国的にみても大変温暖な気候である。一方、北部の山間部は標高も高く冬季には積雪もある寒冷な気候である。

本市の気候は、平年値でみると平均気温は平野部（静岡地方気象台）が16.9℃で、山間部（井川）が11.6℃となっており、平野部は同緯度の広島市・岡山市に比べても高く、おおむね松山市、佐賀市地域の暖かさである。また、山間部は東北の大船渡市、石巻市地域の気温である。

風は、静岡地方気象台によれば、平野部で年平均風速が2.2m/sとなっており、年間を通じて大きな変化はない。日中は南よりや西よりの風が多く、夜間や雨の日は北東の風が多い。風速は県内の浜松や御前崎など遠州灘沿いの地域に比べて約1～3m/s弱く、一般に風速1m/sで体感的に1℃程度違うといわれており、このことから静岡市平野部の温暖さがわかる。また、この地域の強風は、台風や日本海を通過する低気圧による南西風が多い。最近10年間では、最大風速は平成30年10月1日に16.6m/sを観測したものが最も強く、これは台風に吹き込む南南西の風であった。また、最大瞬間風速は平成24年6月19日の33.7m/sがもっとも強く、これは台風第4号に吹き込む南西の風であった。

降水量は、静岡地方気象台によれば、平野部で年間2,300mm程度であり、晩春から初秋にかけて多く、冬季は少ない。最近は温暖化の影響もあり大雨と少雨が顕著に現れる傾向にあり、平成10年は年間降水量が3,399mmと日本有数の多雨地帯並の降水量を記録した。山間部では井川や梅ヶ島など年間降水量が3,000mm前後で、全国的にみても雨の多い地域といえる。平野部と山間部の降り方は異なることが多く、平成12年9月11～12日の台風第14号と秋雨前線の影響による降雨では、ほぼ一日で山間部では500～600mm、平野部では150mm程度であった。

また、近年は局所的な集中豪雨により「都市型水害」が全国各地で発生しており、静岡市街地においても平成15年7月3～4日には時間雨量113mm（観測史上最高）、日雨量

237.5mmを記録し、平成16年6月30日には時間雨量87.5mm、日雨量368mm（観測史上最高）を記録し、広い範囲で浸水被害が発生した。

雪は、平野部では年に一、二度舞う程度であるが、山間部では時に積もることがあり、10～20cm程度の積雪を記録する年もある。

2 社会的条件

(1) 人口

本市の人口は、令和4年12月末の住民基本台帳によると、683,739人、323,095世帯である。

(2) 建物

令和4年1月1日現在の本市の建物棟数は、課税家屋総数は約32万5千棟（固定資産課税台帳登録数）で、この内およそ7割が木造家屋となっている。特に木造家屋の密集している地域は、横内、新通、安西、西豊田、中田及び田町地区などである。これら木造家屋の密集地域には、工場、事業所などが混在している箇所も多くあり、災害の危険性を助長している。

現在、本市には、デパート、映画館、旅館、遊技場等の不特定多数の人々が利用する施設（特定用途防火対象物）は、大小合わせて6,082か所（令和4年3月31日現在）あり、また、高さ31mを超える建築物は262棟（令和4年3月31日現在）ある。

このような都市空間の高度利用を目的として、高層建築の発展とともに、地下の利用も促進され、いわゆる地下街といわれる街形態を形成している。地下街は毎日多数の人々が通路として利用し、又はショッピングに、飲食にと多様な目的をもって流入し、新たな都市型の危険要因を生み出している。

(3) 道路

本市内の道路は、高速自動車道3路線（東名高速道路、新東名高速道路、中部横断自動車道）約87km、直轄国道2路線（1号、52号）約80km、一般国道3路線（149号、150号、362号）約55km、県道35路線約460km、市道10,556路線約2,847km、総延長約3,529kmとなっている。

市内で交通量の多い道路は、国道1号（静岡駅前付近で約43,000台/日、清水区大曲付近で約24,000台/日）、国道150号（南安倍川橋付近で約39,000台/日、清水区駒越東町付近で約30,000台/日）、東名高速道路（清水IC～日本平久能山スマートICで約29,900台/日）、新東名高速道路（新清水JCT～新静岡ICで約54,400台/日）、中部横断自動車道（富沢IC～新清水JCTで約4,400台/日）である。

(4) 橋りょう

本市域の道路にかけられている橋りょうは、令和3年4月現在で2,610橋である。

(5) 鉄道

本市内を通る鉄道は、東海道新幹線、東海道本線（JR）及び私鉄の静岡鉄道・大井川鐵道である。県都である本市は、行政及び商業の中心として重要な位置を占めており、鉄道利用者の1日平均の乗客数は、JR静岡駅で約7.9万人、静岡鉄道新静岡駅で約1.4万人である。

第5節 予想される災害と地域

1 災害の種類

この計画において、災害とは暴風、竜巻、大雨、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑り等の自然現象によるものと、大規模な火災、爆発等の人為的原因により生ずるものをいう。

2 想定される災害の基準

災害の想定にあたっては、本市の気象、地形・地質、地理的条件、社会環境等を考慮し、過去に発生した災害を基準として想定する。

3 台風

市内に大きな被害を与えた台風は、主に9月から10月にかけて集中している。この時期は海面水温が高く、太平洋高気圧の勢力が盛夏よりもやや衰えるので、日本付近に強い台風が接近しやすい。

本市に接近する台風は、南西から北東方向に移動する経路をとることが多い。特に渥美半島から遠州灘に上陸して本市を縦断するコースを取る場合には、大雨と暴風により大規模な被害が発生することが多い。

日本付近に寒気がある場合には、台風が北上するにつれて衰弱することが多いが、場所によっては局地的な前線を形成して大雨になることがある。

日本付近に梅雨前線や秋雨前線がある場合には、台風が離れた位置にあっても暖かく湿った気流が流れ込んで大雨になることがある。

4 温帯低気圧

例年4月ころには、日本付近を通過する温帯低気圧が急速に発達する事例が多く、本市でも台風並みの暴風が吹くことがある。

例年2月から3月にかけては、本市の南岸を通過する温帯低気圧により、山間地を中心に降雪がある。場合によっては平野部でも降雪があり、交通の混乱を引き起こす可能性がある。

5 竜巻

竜巻は季節、地域を問わず発生している。台風や寒冷前線などを要因として、大気が著しく成層不安定な状態にあるときは、スーパーセル型積乱雲が発生して、この直下で発生することが多い。

本市では、昭和31年（1956年）9月10日に安倍川河口付近で竜巻が発生し、北北東方向に12kmほど移動した。これにより、死者2人、負傷者43人、全壊家屋33戸、半壊60戸の被害が発生している。

被害の特徴として、「激しい渦巻状の上昇気流を伴い、進路にあたる物体を巻き上げながら移動する」、「短時間で狭い範囲に被害が集中する」、「竜巻自体の移動スピードが速いと被害が大きくなる」ことがあげられる。いずれにしても、竜巻は予測が難しいうえに、瞬間的に大被害を与えるので、予防が困難である。

6 水害

市内の主要河川は、治水工事や放水路の建設等により、大河川における水害の危険は次第に少なくなっており、被害は、むしろ中小河川の局地的地域に発生する傾向にある。

都市部では、局地的な短時間強雨により雨水が排水できずに発生する内水氾濫にも注意が必要である。

しかし、災害はあくまで予期されない事態によって起こるものであり、大河川にあっても災害発生の要素をもっており、流域の開発の進展につれ新しい災害も予想される。

6～7月は梅雨前線活動の活発化により、大雨に見舞われることがある。また9～10月にかけては台風の接近又は上陸により、暴風雨による災害が発生することがある。

◇ 過去に静岡市で発生した主な風水害・土砂災害 (資料編8-2)

7 がけ崩れ、土石流、地すべり等の土砂災害

本市の土砂災害は、初夏の梅雨時期と、秋の台風シーズンに多い。また山間地では集落の孤立に直結する災害であるため注意が必要となっている。

◇ 過去に静岡市で発生した主な風水害・土砂災害 (資料編8-2)

8 高潮、高波

駿河区石部から清水区蒲原までの海岸線にわたって、台風、低気圧による高潮、高波による災害が予想される。季節的には8月から10月にかけて台風の影響による高潮、高波が発生することがあり、11月下旬から3月にかけて海上を吹走する西風のため、高波が発生することがある。

9 地震、津波

嘉永7年(1854年)に発生した安政の大地震程度(震源域駿河湾～遠州灘、M8、震度6以上)があった場合を想定する。

駿河湾から遠州灘にかけての海域に海洋プレート(フィリピン海プレート)と大陸プレート(ユーラシアプレート)の境界を成す駿河トラフや南海トラフが存在し、海溝型の巨大地震とそれに伴う津波が繰り返し発生してきた。その発生 of 切迫性が指摘されている東海地震の震源域では、100年から150年間隔で巨大地震が繰り返し発生しているが、1854年の安政東海地震発生後、160年以上の間大地震が発生しておらず、地震活動の空白域を構成している。

◇ 過去に静岡県に被害を与えた大地震分布図 (資料編8-3)

◇ 過去に静岡市に被害を与えた地震 (資料編8-4)

◇ 安政東海地震の被害の概要 (資料編8-5)

一方で、今世紀前半には前回発生から100年を迎える東南海地震や南海地震について、その発生の可能性の高まりが指摘されており、このまま東海地震が発生することなく推移した場合、東海地震も含め、これらの地震が連動して発生する可能性や、時間差をもって発生する可能性も考えられる。

内陸では、糸魚川-静岡構造線や中央構造線などの大きな地質構造線が存在し、本市周辺には富士川河口断層帯や伊豆半島の丹那断層等の活断層があり、また内陸直下型として、昭和10年(1935年)の静岡強震(M6.4)による被害も発生しており、静岡県中部を震源として発生する地震へも注意を払う必要がある。

近年に大被害を発生させた地震としては、昭和19年(1944年)の東南海地震(M7.9)がある。

最近では、平成21年(2009年)8月に駿河湾を震源とするM6.5の地震が発生し、市内各区において震度5強の揺れを観測、平成23年(2011年)3月には東北地方太平洋沖地震(M9.0)や静岡県東部を震源とする地震(M6.4)が発生し市内各所において震度4の揺れを観測した。東北地方太平洋沖地震では、市内沿岸部において大津波警報が発表され、清水港において最大93cmの津波を観測した。幸い市内では大きな被害はなかったが、東北地方沿岸部では、津波による甚大な被害が発生した。市内でも、交通渋滞や日用品の買い占めによる品物不足など市民生活に影響が出た。

津波については、本市の駿河区石部から清水区蒲原までの海岸線で浸水被害が想定されている。静岡県では、東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年6月に第4次地震被害想定第一次報告を発表した。この報告では、レベル1の地震・津波（発生頻度が比較的高く、発生すれば大きな被害をもたらす地震・津波）と、レベル2の地震・津波（発生頻度は低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波）に分けて想定を行っている。レベル1の津波では市内の最大波高は8m、レベル2の津波では市内の最大波高は12mである。

本市に影響を及ぼす地震として、駿河トラフ、南海トラフ沿いを震源域とする地震が第一に挙げられる。これに加えて、神奈川県西部を震源域とする地震や国内で発生した地震をはじめ、南北アメリカ大陸沿岸などの環太平洋地域で発生した地震による遠地津波についても警戒が必要である。遠地津波は、地震の揺れを感じることなく襲来することや継続時間が長いことから、早期に津波関連情報を取得し避難体制や防災体制を確立し、津波警報等が解除されるまで避難を継続することが重要である。

詳細は地震対策編及び津波対策編に記載する。

10 火山噴火による降灰

火山現象と影響予測範囲	<p>(ア) 噴火の危険性が特に切迫しているわけではないが、本市で予想される火山現象は降灰である。</p> <p>(イ) 対象となる降灰の影響予測範囲は、国の富士山ハザードマップ検討委員会報告書（平成16年6月）で示された影響予測範囲とし、その影響予測範囲を富士山火山ハザードマップとして資料編9-7に示す。</p> <p>なお、降灰の影響予測範囲は、噴火した場合に影響予測範囲全体に影響が及ぶものではなく、実際の影響範囲は、噴火のタイプ、火口の出現位地、噴火規模、噴火の季節など様々な条件によって変化する。</p>
予想される火山現象による降灰とその危険性	<p>国の富士山ハザードマップ検討委員会報告書で示された降灰とその危険性は、次のとおりである。</p> <p>(ア) 細かく砕けたマグマが空高く吹き上げられ、風に乗って遠くまで運ばれた後、降下する現象である。</p> <p>(イ) 火口の近くでは厚く積もり、遠くに行くにしたがって徐々に薄くなる。</p> <p>(ウ) ただちに生命に危険が及ぶことはないが、火山灰を吸い込むと、呼吸器系の疾患にかかりやすくなるなどの健康被害のおそれがある。</p> <p>(エ) 堆積した火山灰や空気中の火山灰は、道路、鉄道、航空などの交通機関に影響を及ぼすことが考えられ、降灰の状況によっては、その影響は、かなり広い範囲に及ぶ可能性もある。</p> <p>(オ) 火山灰は、水を含むと重くなる性質がある。建築物の屋根に降り積もった火山灰は、降雨により重くなって損害を与える危険性があるので、雨が降る前の撤去が必要である。</p>

11 原子力災害

静岡県内に中部電力浜岡原子力発電所がある。本市においてはこの発電所から概ね北東から北北東方向に位置しており、距離は駿河区西部の長田地区で 40 km 程度、清水区東部の蒲原地区で 70 km 程度である。

この発電所において万一過酷事故が発生し、放射性物質が大量に放出された場合、大気中に放出された放射性物質を含んだ空気の一団が風下方向の広範囲に拡散する可能性があり、市内にも影響を与えることが予想される。

12 複合災害・連続災害

一つの災害が他の災害を誘発し、それが原因となって、あるいは結果となって全体としての災害が大きくなることを意識し、より厳しい事態を想定した対策を講じることが必要である。

本市の場合、南海トラフの巨大地震など、大規模地震の発生に伴い、大規模事故や浜岡原子力発電所の事故が複合的に起こるなど最悪の事態を想定する必要がある。

また、過去には、宝永 4 年（1707 年）10 月 28 日に宝永地震(M8.6)が発生し、49日後に富士山の宝永噴火が始まった例もあり、海溝型巨大地震の前後に連続して富士山が噴火する場合も想定しておく必要がある。

13 道路事故

本市は関東と中京、近畿圏を結ぶ交通の要衝に位置し、新東名高速道路、東名高速道路、国道 1 号、国道 150 号といった幹線道路が平野部の東西を通っている。

本市では東西の市境が急峻な地形となっており、長大トンネルが多いため、この区間の事故は大きな災害に結びつきやすい。また、この区間で事故が発生した場合、代替の交通手段や迂回路が少ないことから、交通網に混乱を生じやすい。

14 船舶事故

本市の沖合海上は、清水港に出入りする船舶並びに市内各漁港に出入りする漁船が多いので、衝突又は座しょうによる遭難、火災、油流出等の災害が予想される。

15 沿岸排出油事故

清水港沿岸部には石油コンビナートがあり、コンビナートからの流出の他、これに出入りする船舶による火災、油流出の災害が予想される。

16 鉄道事故

本市は関東と中京、近畿圏を結ぶ交通の要衝に位置し、東海道本線及び東海道新幹線はこれらの都市間輸送を担う幹線であることから、大事故があれば交通網に大きな混乱を与える。特に本市では、東西の市境が急峻な地形となっており、この区間の事故は大きな災害に結びつきやすい。

17 航空機事故

南アルプス等の山岳は気象変化が激しいので、この付近を低高度で飛行する回転翼機の事故

に注意する必要がある。

また、本市上空には多くの航空路が設定されており、毎日多くの航空機が飛び交っている。航空機（特に旅客機）では、ひとたび事故が生じると、乗員・乗客のみならず、状況によっては地上にいる住民をも巻き込む大惨事となってしまう危険性がある。

18 大規模火災

本市の市街地には、木造家屋が密集しており、火災が発生すると短期間に広い範囲へ延焼する恐れがある。特に冬季は季節風による乾燥した西風が卓越するため、この時期の火災は注意が必要である。

19 爆発

石油コンビナート等特別防災区域に指定されている清水区には石油貯蔵タンク等危険物施設、高圧ガス施設等が集中しており、防災対策について十分な配慮が必要である。

近年、大規模小売店舗、ホテル、雑居ビル等の不特定多数の人々が滞留する建築物が増加し同時にそれらの建築物の高層化並びに大規模化が進んだため、これらの施設で火災が発生した場合には、消火の困難性とあいまって多数の人命が損なわれる危険性が高まっている。また、都市ガスやL Pガス等による大規模な爆発事故も発生している。

第2章 災害予防計画

この計画は、災害を未然に防止するとともに、災害時における被害の軽減を図ることを目的とし、平素から行う措置について定めるものとする。また、社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりについて十分配慮しつつ防災対策を推進するものとする。このほか、以下に示す対策についても推進するものとする。

- ・市は、治水、防災、まちづくり、建築を担当する各部局の連携の下、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するとともに、前述の評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。
- ・市は、洪水、高潮、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、市または県が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。
- ・市は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。
- ・市は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、必要に応じて、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。
- ・市、県及び建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図るものとする。
- ・市は、国や県等と連携し、災害対応業務のデジタル化を促進するとともに、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備、津波を含むあらゆる災害に関する防災教育、訓練、避難の確保等におけるデジタル技術の活用など、効果的・効率的な防災対策に努めるものとする。

第1節 河川の災害予防計画[危機、観光、福祉、子ども、農水、建設、下水、教育]

1 治水事業

市域には安倍川・藁科川・巴川・興津川・庵原川をはじめ、大小多数の河川を擁している。

安倍川、藁科川は全国屈指の急流であるが、市街地を流れる中小河川は緩流となっており、複雑な治水対策が要求される。

これらの河川については、各所管の河川整備計画をはじめ静岡市雨水総合排水計画等により改修事業が進められているが、上流地域における森林の伐採、採石あるいは流域一帯の開発が著しいことなどにより、流況、流路及び河床の状況が大きく変化しつつあることから、実態の把握に努めるとともに、災害予防のために流路、護岸、えん堤、調整池及びその他諸施設の積極的な整備促進を図る。

(1) 一、二級河川整備の促進

国、県、市において、各所管の河川整備計画に基づき、改修事業が進められているが、

近年の著しい地域開発等による流域及び河川の状況を把握し、災害防止施設整備の促進を図る。

(2) 中小河川整備の推進

市街地の外縁的な伸展に伴い、雨水流出量の増加により相対的に浸水・溢水被害の増大が予測されるため、市街地周辺の中小河川について河道整備、局部改良工事及び調整池等の整備を環境に配慮しながら推進し浸水被害の軽減を図る。

(3) 内水排除対策の推進

計画降雨に対する雨水はさることながら、洪水に比べ頻繁に発生する内水による浸水の排除を目的に、主に市街地の雨水渠及びポンプ施設等の整備を進めることで浸水被害の軽減を図る。

(4) 雨水流出抑制の設置又は普及

土地利用事業については、雨水流出調整指導をするほか、市内の広範囲にわたり雨水貯留及び浸透施設の設置又は普及を図り、治水安全度向上に努めるものとする。

(5) 遊水機能の保全及び確保

各所管の整備計画に基づく遊水地の整備促進を図るとともに、存地する農地及び既存の遊水施設の保全に努め、浸水被害の軽減を図る。

2 事業計画

(1) 巴川水系河川整備計画・巴川流域水害対策計画

巴川流域の浸水被害を軽減するため、巴川の改修、多目的遊水地の築造、大谷川放水路の整備その他流域対策事業を促進する。

巴川流域の洪水被害軽減のため、昭和54年より総合治水対策事業を導入し、平成16年度に時間雨量58mmに対応する整備が概成したが、流域の更なる治水安全度の向上を図るため、時間雨量69mmに対応する流域整備計画を推進する。

(2) 静岡市雨水総合排水計画

都市計画区域内の河川法河川、公共下水道、都市下水路、法定外の水路（普通河川）及び道路側溝等について、将来の都市像を見据えた根幹となる排水の基本計画を作成し、浸水被害の軽減に努める。

(3) 静岡市浸水対策推進プラン

近年、市街化の進展による流量の増加に加え、局所的な集中豪雨により、河川や下水道の未整備の地区だけでなく、整備が進んでいる地区でも浸水被害が発生する状況を踏まえて策定した「静岡市浸水対策推進プラン」に基づいた対策を着実に進め、浸水被害の軽減に努める。

3 浸水想定区域の周知及び監視体制の整備

(1) 浸水想定区域の指定と周知

ア 現在、浸水想定には「洪水」によるものと「内水」がある。「洪水」は河川氾濫（はんらん：堤防が破堤し河川から流れ出ること）により被害を受けるもので「内水」は排水計画を上回る降雨や放流先河川水位などの影響により道路冠水及び床上床下浸水が生じるものである。これら各々の要因から浸水を想定し区域の指定と周知を行う。なお、指定は各管理者が行う。

イ 洪水と内水による浸水対策には、行政が行う公助としてのハード対策の強化を進める

一方、住民自らが災害対応する自助を促進することで被害の最小化を図ることが挙げられ、その方法の一つとしてハザードマップがある。ハザードマップによる情報発信は、住民視点で分かりやすくすることで平常時から住民自身の自助及び防災の意識向上を目指すものである。

本市のハザードマップは、国、県が公表している洪水における浸水想定区域図に基づいて作成した「洪水ハザードマップ（洪水ひなん地図）」と内水における浸水想定区域図に基づいて作成した「内水ハザードマップ（浸水ひなん地図）」がある。

ウ 「洪水ハザードマップ」では、洪水時に円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、それらに必要な事項並びに浸水想定区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設をいう。以下同じ）又は主として高齢者等の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設の名称及び所在地並びにこれらの施設への洪水予報等の伝達方法を記載している。

宅地建物取引業法により、水害ハザードマップが不動産取引時における重要事項説明の対象項目とされていることから、市は、宅地建物取引業者が適切に対応できるよう努めるものとする。

エ 「内水ハザードマップ」は、洪水よりも発生頻度が高い内水による浸水に関する情報を提供するもので、内水による浸水の影響は、市民生活及び企業活動にも密接な関わりをもっており、社会経済的な影響も大きい。そこで、緊急かつ効率的に浸水被害を軽減するためには、住民の自助及び共助を効果的に推進し浸水被害の軽減を図る必要がある。

オ 河川管理者は、水害の激甚化、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため、「ダム洪水調節機能協議会」等を組織し、利水ダム等の事前放流の取組を推進するものとする。

（２） 監視体制の整備

災害の発生に際し、人命・身体・財産に著しい被害を生ずるおそれのある地域を事前に想定し、集中豪雨が発生又は河川水位が上昇したときは、浸水想定区域内住民への警報等の伝達及び巡視警戒が迅速に行える監視体制を構築する。

なお、河川等の水防上警戒を必要とする箇所及び災害予防における通信連絡、非常配備、水防信号等の必要な事項については、別に定める「静岡市水防計画書」によるものとする。

4 工作物の防災管理

防災上重要な工作物の管理者は、平常時から点検・整備を十分にし、被害を拡大するような破損箇所については修理を行い、また、危険発生の場合の水防体制及び通信連絡の方法等についてあらかじめ検討するものとする。

5 浸水想定区域等の指定に伴う実施事項

（１） 市は、洪水浸水想定区域の指定があったときは、地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めるものとする。

- (2) 市は、地域防災計画において、浸水想定区域内に以下の施設がある場合には、これらの施設の名称及び所在地、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法について定めるものとする。
- ア 地下街等(地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設)で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの。
 - イ 要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。以下同じ。)で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの。
- (3) 上記のうち、要配慮者利用施設については、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために以下の事項を定めるものとする。
- ア 地域防災計画にその名称及び所在地を定められた当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、遅滞なく、市長に報告しなければならない。計画を変更したときも同様とする。
また、市長は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
 - イ 市長は、上記指示を受けた要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由なくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
 - ウ 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、計画で定めるところにより、円滑かつ迅速な避難確保のための訓練を行うとともに、その結果を市長に報告しなければならない。
 - エ 市長は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者から避難確保計画又は避難訓練の報告を受けたときは、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。
 - オ 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、自衛水防組織を置くよう努めなければならない。なお、自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員等を市長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも同様とする。
- (4) 市は、地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難に関する事項、洪水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるものとする。
- (5) 事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等を確認するとともに、確認の結果、風水害等により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

6 連携体制の構築

水災については、静岡市、国土交通省及び県が組織する、洪水氾濫による被害を防止・軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「大規模氾濫減災協議会」等の既存の枠組みを活用し、国、県、関係市町、河川管理者、水防管理者

等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築するとともに、必要に応じて、応援協定を締結するなど、災害時における具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

第2節 津波・高潮災害予防計画[危機、商工、農水、建設、区、消防、下水]

1 目的

津波・高潮による災害の未然防止と軽減のため、国・県と協力し港湾、護岸・防潮堤等を整備するとともに、危険区域の実態を把握し、予防措置を講じるよう検討し、監視警戒体制を確立するための計画を定め、被害防止に努める。

2 海岸保全

海岸管理者は、海岸地域を津波・高潮から防護するために海岸保全施設を整備促進し、被害防止に努める。

3 港湾・漁港保全

港湾管理者は、港湾における高潮・高波・暴風リスクを低減するため、タイムラインの考え方を取り入れた防災・減災対策を推進するものとする。

港湾・漁港管理者は、波除堤、係留杭等の施設を点検し、必要な整備を行うとともに、水路の確保、係留の安全性等を随時点検し、利用に対し必要な指示又は指導を行い、発災後の港湾・漁港の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、建設業者等との協定の締結に努めるとともに、過去に被災した箇所など港湾内の脆弱箇所を把握し、関係事業者と情報共有することにより連携を強化するものとする。

併せて、港湾管理者は、近年の高波災害を踏まえ、耐波性能の照査や既存施設の補強を推進するとともに、走錨等に起因する事故の可能性のある海上施設周辺海域において、船舶の避難水域を確保するため、必要に応じて、防波堤の整備を行うものとする。

さらに、走錨等に起因する事故の可能性のある海上施設周辺海域に面する臨港道路において、船舶の走錨等による臨港道路の損壊を未然に防止するため、必要に応じて、防衛工を設置するものとする。

また、港湾、漁港及び河川等に係留する船舶・漁船の所有者及び管理者は、津波・高潮による船舶の流出防止に努める。

4 貯木場

貯木場を利用する業者等は、津波・高潮の発生に際し、木材の流出による危害を防止するため、次の対策を講ずるものとする。

(1) 水面貯木場

ア 係留は、常に強靱なロープを用い、係留杭又は係留施設へ強固に結索すること。

イ いかだを構成する連結索等は強靱なものを用い、いかだの解体を防止すること。

ウ 作業台等の流出防止を図ること。

エ 沈木、未係留木材等をなくすため、点検を行うとともに必要な措置を講ずること。

オ 十分な水路の確保に努めること。

カ 係留索その他応急対策上必要な資機材を備えること。

キ 流出木材の回収体制を確立すること。

(2) 陸上貯木場

ア 積み方の改善等、防災上十分な検討を行い、有効な対策の実施に努める。

イ 応急対策上、必要な資機材を備えること。

ウ 貯木場内の整理整頓に努め、応急対策上必要な通路の確保に努めること。

5 監視体制の確立

波浪警報等を受信した場合は、高所監視カメラ等により潮位・波高を監視する。

また、地震による津波注意報、津波警報及び大津波警報が発表されたときに備えて、海面状態の監視体制を確立する。

6 津波避難施設等の整備

市は、津波防災地域づくりに関する法律に基づく「静岡市津波防災地域づくり推進計画」（平成29年3月策定）により、警戒避難体制の整備や将来にわたる継続的な取組を実施する。

◇ 津波避難ビル一覧表 (資料編4-4)

◇ 津波避難ビル標識等標識一覧 (資料編4-39)

7 海岸陸閘・水門施設の整備

津波・高潮対策として、静岡県が港湾区域内に整備を進めている海岸陸閘（防潮扉）・水門について、施設の整備促進を要請するとともに、海岸陸閘（防潮堤）の津波警報発表時における緊急閉鎖、平常時の施設管理等の実施体制について調整を行う。

本市が管理する陸閘等についても、緊急閉鎖、平常時の施設管理等の実施体制について検討・調整する。

第3節 道路・橋りょう・鉄道災害予防計画[建設]

1 道路・橋りょう

交通危険箇所の解消を図るため防災点検要対策事業を実施するとともに、日常的に道路パトロールを強化し、事前通行規制の実施など災害の未然防止を図る。なお、災害が発生した場合は、早急に交通路確保のため応急措置を実施する。

また、緊急輸送路及び緊急輸送避難路（緊急輸送路が災害時に通行できない場合代替となりえる緊急輸送路を補完し、避難路としても有効な道路として本市が定めた道路）、孤立予想集落に繋がる道路ネットワークは、災害時避難路として重要な機能を果たすため、拡幅・無電柱化等整備を促進し、さらに都市計画区域内においては都市の防災構造化計画による整備を実施する。

なお、道路管理者は、発災後の応急復旧に必要な資材の備蓄に努めるとともに、道路の障害物除去、応急復旧等に必要の人員、資機材等の確保について建設業協会等との協定の締結に努めるものとする。

2 鉄道

東海旅客鉄道株式会社は、新幹線における重要施設の浸水被害軽減のため、必要な対策を講ずるものとする。

第4節 砂防・地すべり・がけ崩れ予防計画[危機、観光、福祉、子ども、農水、建設、教育]

本市の地勢、地質、地盤、市街地の実態等を十分調査し、がけ崩れ等の危険が予想される箇所を把握するとともに、市民に公表し、避難体制づくり、土地所有者等に対する保安措置の指導、危険地域に存する家屋の移転奨励、崩壊防止工事の実施等、防災関係機関と緊密な連絡を保ち、適切な予防措置に努めるものとする。

1 砂防事業等（国、県主体）

市域の多くを占める山間部は、その大部分が脆弱で急峻な構造であるため、大雨時には、しばしばがけ崩れ、地すべり等が発生しており、地震の際には大規模な崩壊を起こすおそれもある。このことから、土石流・地すべり・がけ崩れを防止するための砂防工事、及び保水率を向上し、山地を安定させるための植林事業及び保安林改良事業の積極的な促進を図る。

(1) 砂防、地すべり対策事業

砂防法、地すべり等防止法に基づく事業の主体は国、県である。土石流や地すべりの被害から生命を守るため、区域の指定を行い、砂防堰堤や地すべり防止対策について、当該地域住民の協力を得て事業を促進する。

(2) 林地改良事業

山地の崩壊防止、水源かん養等の保安林改良事業を推進し、併せて管理体制の強化を図るとともに、荒廃地の解消を目的とする人工造林事業の促進と乱伐の防止により、自然保護と調和した防災事業を強力的に促進する。

2 急傾斜地崩壊対策事業（県主体）

急傾斜地の崩壊が発生するおそれのある箇所に対し、急傾斜地崩壊危険区域の指定を行い、崩壊の発生を助長・誘発する行為の制限を行うとともに、被害想定区域内の住民の生命を保護するため、崩壊防止施設の整備を実施する。

(1) 急傾斜地崩壊対策事業

法面工、擁壁工等、急傾斜地の崩壊防止施設の整備を促進する。

(2) 災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業

風水害、震災等により新たに生じた崩壊を放置すれば次期降雨で拡大するおそれのある場合、緊急に崩壊防止施設の整備を実施する。

3 土砂災害のソフト対策

(1) 土砂災害の警戒に関する情報等の伝達

ア 大雨による土砂災害発生危険性が高まった場合、市長は、住民が自主避難等の防災活動を適切に行えるように、気象警報や土砂災害警戒情報等を住民に伝達する。

イ 市は、土砂災害警戒情報が発表された場合、直ちに避難情報を発表することを基本とする具体的な避難情報の発表基準を設定する。

ウ 市は、住民により適切な避難行動を促すため、住民にわかりやすい地域名として学区・地区を避難情報の発表単位とし、それらに含まれる土砂災害警戒区域・土砂災害危険箇所等の世帯・人口を事前に整理するとともに、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報を補足する情報「土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）」等を用い、危険度の高まっている学区・地区を絞り込んで避難情報を発表する。

エ 市は、インターネットで公表される最新の防災気象情報（気象情報、気象注意報・警報・特別警報、雨量に関する情報、「土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）」、静岡県統合基盤地理情報システム（県ホームページ）等）の確認・把握に努める。

オ 市は、収集した土砂災害発生などの現地状況に関する情報や土砂災害緊急情報（河道閉塞に起因する土石流、河道閉塞による湛水といった特に高度な技術を要する土砂災害については国、地すべりについては県が緊急調査を実施した結果、被害の想定される区域・時期の情報を市へ通知する。）について、県等の関係機関と共有することに努める。

(2) 土砂災害特別警戒区域における規制等

ア 県は、土砂災害特別警戒区域において特定の開発行為（住宅（自己の居住の用に供するものを除く。）、社会福祉施設、学校及び医療施設）を制限する。

イ 県等は、土砂災害特別警戒区域等で、建築物の構造の規制を行う。

(3) 市は、土砂災害警戒区域において、次に掲げる事項について定めるものとする。

ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項

イ 避難施設その他の避難場所等に関する事項

ウ 法第48条第1項の防災訓練として市長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

エ 警戒区域内に、要配慮者利用施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地

なお、上記に掲げる事項を定めるときは、要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとする。

オ 救助に関する事項

カ ア～オに掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

(4) 要配慮者利用施設の所有者等に対する指示等

ア 地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、遅滞なく、市長に報告しなければならない。計画を変更したときも同様とする。

また、市長は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が上記計画を作成していない場合において、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるとき

は、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

市長は、上記指示を受けた要配慮者利用施設の所有者又は管理者が正当な理由なくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

イ 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、計画で定めるところにより、円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市長に報告しなければならない。

ウ 市長は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者から避難確保計画又は避難訓練の報告を受けたときは、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。

(5) 住民への周知

市長は、地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害（土石流・地すべり・がけ崩れ）が発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所等に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ）の配布、ウェブサイトによる土砂災害警戒区域マップ等の公開、その他の必要な措置を講ずるものとする。

(6) 「土砂災害に対する防災訓練」の実施

市は県などと連携して「土砂災害に対する防災訓練」等を実施し警戒避難体制の強化を図る。

(7) 避難情報の発表及び解除

市長は、避難情報の発表及び解除しようとする場合において、必要があると認められるときは、国又は県に対して、当該発表及び解除に関する事項について助言を求める。

4 予防措置の指導

危険が予想される区域内の土地所有者、管理者又は占有者に対し維持管理の徹底と危険を及ぼすような施設の管理者に対し保安措置を講ずるよう行政指導を行うものとする。

5 崩壊防止工事の実施

急傾斜地の崩壊から生命や財産を守ることは基本的に個人によるものであるが、対策にあたっては非常に困難を極めるところもあるため、市民の生命を守ることを目的とし、整備規程を設け県が事業を実施する。

6 急傾斜地の崩壊を助長する行為

- (1) 水を放流し、又は停滞させる行為その他水の浸透を助長すること
- (2) ため池、用水路その他の工作物の設置等を行うこと
- (3) のり切、切土、掘削又は盛土を行うこと
- (4) 立木竹の伐採
- (5) 木竹の滑下又は地引による搬出を行うこと
- (6) 土石の採取又は集積を行うこと

第5節 農林水産災害予防計画〔農水〕

1 目的

農林水産防災については、災害を未然に防止すべく事前に十分な調査を行い、各基盤整備事業の推進と平行して災害予防の推進に努める。

また、農林水産施設の改修を実施し、施設の増強を図るとともに、関係団体と連携し、災害を未然に防止あるいは軽減するための計画とする。

2 農業対策

(1) 農作物に対する措置

気象情報に留意して、農業協同組合等と協力し、災害の防止措置並びに対策を指導するものとする。特に、海岸部等においては、潮水害及び潮風害の防止に留意しなければならない。

(2) 農業用施設

ハウス、農舎、共同利用施設等について、災害を防止するための補強措置をとるよう農業者等に対する指導に努める。

(3) 家畜に対する措置

畜産施設、特に家畜舎について、災害を防止するための補強措置をとるよう畜産農家に対し指導するとともに、防疫（予防接種など）に努める。

なお、災害時に飼料が不足することのないよう、畜産農家に対し事前に十分確保するなど対策を講ずるよう指導に努める。

3 農業用施設対策

(1) 冠水防除対策

冠水による被害を未然に防止するため、用排水路等の整備及び改修等に努める。

(2) ため池

農業用ため池の決壊を防ぐため、気象情報に注意し十分な維持管理に努める。

(3) 農道

道路の崩壊等危険箇所を把握するとともに側溝及び法面の整備に努める。

(4) 農地保全

降雨等による急傾斜農地の土砂の流出や崩壊を防止するため、排水路及びこれに付帯する農道の整備に努める。

4 林業対策

(1) 森林・林業施設

ア 林道施設及び治山施設の災害を防止するため、これらの施設をあらかじめ調査し、補強を行う等の災害防止措置に努める。

イ 毎年度、治山パトロール等により、既存の治山施設の点検や保安林の機能の発現状況を確認し、災害危険箇所の早期発見と山地災害発生の未然防止を図る。

(2) 林野火災防止

ア 防火思想の普及、特に行楽期は、タバコの投げ捨て等の注意を促す。

イ 季節ごとに巡回・巡視を行う。

ウ その他、標識・ポスター等を掲出して、啓発に努める。

(3) 総合的な山地災害対策

県及び市は、山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施、地域の避難体制との連携により、減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努めるものとする。特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進するものとする。

5 海岸保全事業

海岸法に基づき、海岸地域の農地を津波、高潮、波浪等の災害から防ぎよするため、堤防、突堤、護岸等の新設並びに改修を行い、被害防止に努める。

第6節 倒木被害防除計画〔農水、建設〕

市、県、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、予防伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携・協力の拡大に努めるものとする。

また、県は、災害の未然防止のため、森林所有者、施設管理者等との間での協定の締結を推進するとともに、林野庁の支援等を活用し、送配電線、道路等の重要な施設に近接する森林の整備を推進するものとする。

第7節 盛土災害防除計画〔都市〕

県及び市は、盛土による災害防止に向けた総点検を踏まえ、人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれのある盛土に対する安全性把握のための詳細調査、崩落の危険が確認された盛土に対する撤去、擁壁設置等の対策を国土交通省、環境省（不法投棄された廃棄物が盛土に混入している場合に限る。）、農林水産省及び林野庁の支援を得て行うものとする。

県及び市は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに是正のための行政指導や行政処分を行うものとする。また、市は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、地域防災計画や避難情報の発表基準等の見直しが必要になった場合には、県に適切な助言や支援を求めるものとする。

市は、不適正な盛土事案の課題解決を図るため、県が設置する「静岡県盛土等対策会議」の下部組織である地域部会において、県等の関係機関と連携し、的確な対応につなげるべく初期段階から情報共有を行うものとする。

第8節 都市の防災構造化計画〔都市、建築、建設、消防、下水、教育〕

市民が居住する地域を災害に対し強い構造とするための構築物等の規制及び都市計画に関することを定め、災害に強いまちづくりを目指す。

市は、それぞれのまちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める

「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。

市は、治水・防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携のもと、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努めるものとする。

市は、平常時から、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。

県及び市は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、空港、港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。また、避難路、緊急輸送路等防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。

県は、水循環保全条例の規定に基づき指定した「水源保全地域」内で土地取引や開発行為を行う際に事業者等から提出される届出書の情報について、知事、副知事及び関係部局長からなる「水循環保全本部」において定期的に共有し、事業者等への指導内容を判断するものとする。

1 規制区域の指定

建築物の建築等の規制区域の指定は、防災都市建設の前提であり、防火地域等の指定を行うとともに災害予想区域の指定について検討し、その区域の適正化に努める。

2 耐震・耐火建築物の建築促進

都市の耐震化及び不燃化を促進するため都市防災及び土地の合理的利用に寄与する耐震・耐火建築を普及させるよう関係機関と連携するものとする。

3 市街地の土地利用

(1) 地域地区

都市計画法に基づく用途地域の定めにより、住宅、商店、工場等の土地利用の適切な誘導を図る。

(2) 防火地域及び準防火地域

市街地の安全性を高めるため、市民の協力を得て防火・準防火地域の拡大に努めるものとする。

4 公共建築物の耐震・耐火対策

公共建築物は、不特定多数の市民が訪れる施設であり、市民の安全を確保するための対策が必要であるため、速やかに非構造部材を含む耐震及び耐火建築物に改善するよう推進していく。

5 都市計画道路の整備

街路は災害時に緊急輸送路・避難路及び防火帯としての役割を果たす等、災害予防上重要な施設である。街路の被災により交通が途絶した場合には、救助活動、復旧作業及び市民の経済活動に重大な影響を及ぼすことから、この点に十分配慮して都市計画道路の整備を促進するものとする。

6 都市施設の整備

学校、公園、緑地、広場等は街路とともに重要な防災施設であり、災害時には避難場所あるいは火災発生時の延焼・飛火を防ぐ防火帯となり、応急救助活動、物資集積の基地又はヘリポートとして利用できるよう整備を促進するものとする。

(1) 学校施設

児童・生徒の安全確保はもとより、避難場所として活用するため、校舎及び体育館の耐震化を推進する。

(2) 公園・緑地

防火拠点として重要な任務を担う公園緑地の整備を促進する。なお、設置については、近隣に居住する者が、容易に利用することができるよう適地に設置し、市民1人あたり10m²以上の面積の確保に努めるものとする。

7 市街地の開発

密集した既成市街地の狭あいな街路を広げ、公園を設置し、併せて公共空間の確保と土地の合理的な高度利用を進め、市街地の防災・防火に対処するものとする。

8 開発行為の規制

開発行為の許可に際しては、無秩序な開発による生活環境の悪化、がけ崩れ、溢水等の災害を防止するための措置や、よう壁の設置、排水施設の整備、空間地の確保等について防災上の観点から十分な対策をとるよう指導を行い、開発許可制度的な確な運用を図る。

9 道路・橋りょうの整備

応急復旧活動などに重要な機能を果たす道路・橋りょうの整備を推進する。

(1) 国道、県道

災害時の緊急輸送、避難、火災延焼防止等、幹線道路の防災上の機能を充実させるため、幹線交通体系の拡大を図るとともに、道路の拡幅・改良、無電柱化の実施に努める。

(2) 市道

災害に対する安全性、避難路としての機能の向上を図るため、有効幅員の拡大、無電柱化、舗装工事及び歩車道の分離を推進するとともに、狭あい道路の拡幅整備を促進する。

10 建築物の防災

建築物の安全を期するために、建築基準法（昭和25年法律第201号）又は消防法（昭和23年法律第186号）による建築物の検査及び指導を強化するとともに、防火地域、準防火地域等の各種指定区域内における建築物の規制及び特殊建築物、大規模建築物の構造制限による規制等により建築物の不燃化及び耐震化の促進と火災予防の徹底を図る。

(1) 建築指導行政の強化

建築基準法第12条に基づき、映画館等の特殊建築物の現場査察を実施し、構造上及び防火上欠陥のあるものに対しての行政指導体制を強化する。

(2) 特殊建築物の予防査察

消防法第4条及び同第16条の5に基づき、映画館、百貨店、ホテル、病院、キャバレー等の特殊建築物の現場査察を実施し、構造上及び防火上欠陥のあるものに対しての行政指導体制を強化する。

(3) 災害危険区域

建築基準法第39条に基づく災害危険区域内の規制又は指導を実施する。

11 市街地再開発

建築物と公共施設の一体的整備を図り、合理的な土地の高度利用及び都市機能の更新を目指し、市街地再開発事業の促進を図る。

12 都市型水害

都市部における集中豪雨等による災害は、広域的な市街地の浸水、準地下街等の地下空間の浸水、停電や電話の通信不調などのライフライン機能の低下、鉄道の不通や道路交通規制等による交通機能の混乱等、様々な分野で広範な被害を発生させ、都市機能のまひ状態をもたらす。このような事態に対処するため、「河川整備計画」や「流域水害対策計画」等を推進する。

13 復旧・復興のための地籍の明確化

復旧・復興時には、土地境界の確認が必要となるため、土地の境界を正確に復元できる地籍整備を推進する。

第9節 通信施設等整備計画[危機、財政]

1 目的

この計画は、静岡市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）、区本部、地区支部並びに防災関係機関等との通信を明らかにするとともに、市の実施すべき事項及びこれに付随する関係機関等の協力事項を明記して、情報連絡に支障がないよう措置することを目的とする。

2 通信方法等

災害関係の予警報の受信伝達、情報の収集、指揮命令の伝達等において災害応急対策諸活動の基盤となる有線通信施設及び無線通信施設については、防災体制に合わせて整備するとともに、定期的な保守点検を実施する。また、必要に応じて機器の改善を図る。

(1) 有線通信施設

有線通信施設は、次に掲げる該当事項について、必要な措置を講ずるものとする。

ア 設置にあたっては、災害時にもっとも被害が少ない取付位置を選定する。（ロッカー、書棚等から適当な距離を保つ位置）

イ 転倒が予想される機器は、壁面に固定させる。

ウ 停電時に備え、予備電源を設置する。

エ 不良箇所発見の場合は、ただちに修理を行い整備する。

オ 作動状態、老朽状態等を常に監視して、常時使用可能な状態を保つよう整備する。

(2) 無線通信施設

無線通信施設は、次に掲げる該当事項について必要な措置を講ずるものとする。

ア 災害時には経験豊かな無線従事者を配置するものとする。

イ 固定局、基地局は停電に備え、自家発電設備を設置し、常に作動可能な状態で保守管理するものとする。

ウ 移動局は、局ごとに常時使用可能な状態を保つよう蓄電池の充電・点検を行う。

エ 送受信機、電源設備、空中線の点検及び清掃に配慮する。

3 通信系統

災害の発生もしくは発生するおそれがある場合における情報の収集又は伝達のための通信系統を明らかにしておく。

◇ 防災情報通信系統 (資料編2-11)

4 通信手段

(1) 防災行政無線 (基地局を災害対策本部に置き、必要に応じ移動局を設置するものとする。)

(2) 防災相互無線

◇ 防災相互無線一覧表 (資料編3-4)

(3) 地域防災無線

◇ 同報無線 (子局) 設置場所一覧表 (資料編3-1)

◇ 地域防災無線局一覧表 (資料編3-3)

(4) 携帯電話

◇ 携帯電話設置場所一覧表 (資料編3-5)

(5) 衛星携帯電話

◇ 衛星携帯電話設置場所一覧表 (資料編3-6)

(6) NTT加入電話

5 被災者等への情報伝達手段の整備

市は、被災者等への情報伝達手段として、特に市防災行政無線等の無線系 (戸別受信機を含む。) の整備を図るとともに、有線系も含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。

また、災害時に孤立が予想される地域について、衛星携帯電話などにより、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備に努める。

市、県、放送事業者等は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図るものとする。

第10節 火災予防計画 [農水、消防]

1 主旨

建築物の高層化、特殊建築物の増加、都市構造の変化に伴う火災等、各種災害の予防及び防除に対処するため、市民をはじめ事業所等に対する適切な防災設備の設置指導及び防火思想の普及徹底等を推進するとともに、警防計画の策定整備、施設及び人員等の消防力を整備・強化

し、被害の軽減を図る。

2 消防体制の整備

(1) 災害出動計画の整備

大規模火災等に備えて、消防隊、救急隊等の出動を迅速かつ的確に行うよう「消防隊等災害出動計画」を整備する。

(2) 消防施設の整備

近年の社会経済の発展に伴い、社会環境は複雑多様化している。このため、地域に即した消防活動に要する消防諸施設の強化拡充を図り、消防態勢の万全を期するものとする。

(3) 警防計画の整備

高層建築物、地下街、大工場、危険物大量保有事業所及び多数の者が出入りする施設等、大規模又は特殊な火災を発生させる危険のある指定対象物について実態調査し、「特殊消防対象物警防計画」を策定整備する。

(4) 消防職員及び消防団員の教育

市は、消防職員及び消防団員に高度な知識及び技術を習得させるため、消防学校及び消防大学校に派遣するほか、一般教育訓練を実施するものとする。

(5) 消防団の活性化

災害の複雑多様化・大規模化に適切に対処するため、消防団の活性化を一層推進する必要がある。市は、消防団の施設・装備の整備、青年層・女性層の消防団への加入促進、住民や事業所の理解と協力を得るための事業を積極的に推進するものとする。

(6) 緊急消防援助隊の受援体制

市は、消防組織の確立、消防施設の強化拡充及び消防相互応援体制の整備に努めるとともに、実践的な訓練等を通じて、緊急消防援助隊の受援体制の確立に努めるものとする。

3 火災の予防対策

(1) 建物の不燃化等の指導

市は、燃えない街づくりを目標に、あらゆる機会をとらえて建物の不燃化・難燃化を指導する。

(2) 査察体制の強化及び市民の防火意識の向上

火災予防関係法令の定めるところにより、消防対象物の関係者に対し査察指導を定期的かつ積極的に実施し、火災発生の防止、初期消火体制の確立、延焼拡大の防止、安全避難の確保等の充実を図り、広く市民の防火意識の向上並びに啓発を図る。

ア 消防用設備等の整備

市は、火災の早期発見、初期消火のために消防用設備等の設置及び整備の指導並びに促進を図る。

イ 防火管理体制の整備

市は、旅館、ホテル、病院、学校等多数の者が出入りする施設の防火管理体制の整備を促進するため、防火管理者講習会を開催し、防火管理者を育成するとともに、防火指導を強化し防火管理の徹底を図る。

ウ 防火対象物の火災予防

市は、多数の者が出入りする施設等に対し立入検査を行い、火災予防について指導するとともに、防火安全講習会等を関係機関の協力を得て実施し、火災の防止を図る。

(3) 住宅防火対策の推進

市は、住宅火災による高齢者等の要配慮者に対する被害の発生防止及び軽減を図るため、住宅用防災機器の設置を推進するとともに、寝具、衣類等に防災製品を使用するよう積極的に指導する。

(4) 防火思想の普及

定期的を実施する火災予防運動を積極的に展開するとともに、自治会、町内会、各種団体及び事業所等を対象とした防火講習会、講演会、防火訓練等を随時開催して防火思想の普及高揚に努める。

4 林野火災対策の推進

森林資源を火災から守り、国土保全と自然保護に寄与するため、関係機関及び関係者等と協力して、林野火災対策の推進を図る。

(1) 防火思想の普及

林野火災予防のため、林野所有者、林野周辺住民及び入山者等に対して、各種広報媒体の活用等により、防火意識の高揚を図る。

(2) 林野火災の予防指導

林野所有者に対し、火災予防条例に基づく届出及び火災警報発令中における火の使用制限等、林野火災の予防指導の徹底を図る。

(3) 火災防ぎょ体制の整備

消防ヘリコプターによる災害対応拠点の確保や、消防団及び林野所有者等と連携した消防訓練及び研修会を実施するほか、消火資機材等の整備を行い地域の实情に即した防ぎょ体制の確立を図る。

第11節 防災関係施設及び設備の整備計画[危機、福祉、農水、消防、水道、下水]

災害時において重要な役割を担う、庁舎、学校、生涯学習施設等の防災拠点施設は、地震、津波、風水害等に対し、業務継続の観点から、地域の实情に応じて必要な対策（耐震性の確保、津波浸水想定区域内からの移転等）を講じるものとする。

1 水防関係

水防活動が円滑かつ迅速に実施できるよう水防倉庫を適正に配置し、併せて実施に必要な資機材を確保する。

また、雨量観測網の拡充にも努める。

(1) 水防倉庫

主要河川の沿岸その他重要な水防区域、危険箇所等の適地に水防倉庫を設置し、水防活動に必要な杭、土のう、スコップ、掛矢等の水防資機材を確保するとともに、毎年、資機材の補充及び点検整備を実施する。

(2) 水防拠点施設

主要河川に配備された水防団9こ分団（安倍川第1～第5分団、長尾川分団、足久保川分団、丸子川分団、藁科川分団）の拠点活動施設を設置し、水防活動を円滑に行えるよう備える。

(3) 雨量計設置箇所

雨量計を消防庁舎へ設置し、雨量情報を収集する。なお、設置機種は転倒ます型自記雨量計とする。

2 消防関係

多様化・特殊化する災害に対処するため、消防署所、消防車両、消防水利、消防通信施設、救助用資機材等の整備を含めた総合的な消防力の充実強化を行い、災害の予防、被害の拡大防止、救助救出活動等、実戦能力の高い消防体制の整備を積極的に図る。

(1) 消防署所の整備

消防署所の耐震・不燃化を推進するとともに、都市化の進展に対応した消防署所の整備充実を実施する。

(2) 消防車両の整備

消火、救急、救助、特殊災害対策用車両等の配備や装備の高度化を図り、消防活動の効果的運用と円滑化を推進する。

(3) 消防水利の整備

消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）に基づき整備する消防水利のうち、防火水槽及び防火井戸は耐震構造とし、計画的に整備を進めるものとする。

(4) 消防通信施設の整備

指揮、命令、情報交換等、連絡系統の充実を図り、消防活動の円滑化を推進するため、高度情報化に対応した通信施設の整備を推進する。

(5) 救助用資機材の整備

自然災害はもとより、危険物、ガス、放射性物質等に起因する都市型災害にも対応できる各種資機材の整備を図る。

3 避難関係

市は、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保されるまで一時的に避難する指定緊急避難場所（以下「避難場所」という。）及び避難者が一定期間避難生活を送るための指定避難所（以下「避難所」という。）をあらかじめ指定し、日頃から住民に周知しておくものとする。

(1) 避難場所

「地震」「津波」「風水害」「大規模な火事」ごとに当該災害の危険から逃れるための場所を選定する。

ア 広域避難地（地震・大規模火災等緊急避難場所）

地震後に発生するおそれのある大規模火災等から住民の生命を守るため、周辺の一次避難地から2～3kmの距離にある10ha程度の広さを有する公園・緑地を選定する（一次避難地を兼ねる）。

◇ 地震・大規模火災等緊急避難場所（広域避難地）一覧表（資料編4-1）

イ 一次避難地（地震緊急避難場所）

地震に対し、安全な公園、広場等を対象とし、おおむね2㎡あたり1名とし、50名以上受入可能な場所を選定する（広域避難地を兼ねている場合がある）。

◇ 地震緊急避難場所（一次避難地）一覧表（資料編4-2）

ウ 津波避難場所（津波緊急避難場所）

津波から一時的に避難することができる場所であり、津波の危険がなくなった場合には一次避難地等に移動する。①津波から安全な区域内にある場所（高台など）、②浸水区域内にある安全な施設・場所（津波避難ビルなど）を指定する。

特に津波避難ビル・津波避難タワーについては、次の(ア)～(エ)の全てを満たす施設とする。

(ア) 避難者等を受け入れる適切な規模がある。

(イ) 津波により支障のある事態を生じない構造をしている。

(ウ) (歩道橋などにおいて)耐震性がある。

(エ) 想定される津波の水位以上の高さに避難スペースが配置され、そこまでの避難上有効な階段等がある。

◇ 津波緊急避難場所一覧表 (資料編 4-3)

◇ 津波避難ビル一覧表 (資料編 4-4)

エ 風水害緊急避難場所

大雨や台風等により洪水、土砂災害（がけ崩れ、土石流、地すべり）、内水氾濫の危険性が高まった場合に生命を守るため一時的に避難する場所を指定する。

◇ 風水害緊急避難場所一覧表 (資料編 4-5)

(2) 避難所（指定避難所）

災害によって居住場所を確保できなくなった者の一時的な生活の場所として指定する。

指定にあたっては、災害に対し安全な建物で生活関連物資を被災者等に配付することができる場所を基本とし、避難者1人あたりの面積がおおむね3㎡以上あり、100名以上受入可能な施設とする。

また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、防災拠点等へ再生可能エネルギー等設備を整備するよう努める。

◇ 指定避難所一覧表 (資料編 4-6)

(3) 福祉避難所

避難生活者のうち、多くの一般避難者と一緒に避難生活を送ることが困難な障害のある方、医療的ケアを必要とする方等の要配慮者のために、施設がバリアフリー化されている等、要配慮者の利用に適しており、人的要員の確保が比較的容易である社会福祉施設等を、あらかじめ福祉避難所として指定する。

◇ 指定避難所等（福祉避難所）一覧表 (資料編 4-7)

(4) 帰宅困難者等一時滞在施設

災害時に帰宅が困難となった人等の一時滞在のために、事業者の協力が得られる民間施設等を、帰宅困難者等一時滞在施設としてあらかじめ指定する。

◇ 帰宅困難者等一時滞在施設一覧表 (資料編 4-8)

4 上下水道関係

(1) 上水道施設

市民の日常生活に直結する上水道は、災害時においても最低限の給水機能が確保できるよう取水場、浄水施設等、主要な施設について補強及び防護施設の整備に努めるとともに、非常用の補助動力施設・装備の促進を図るものとする。

ア 上水道の主要施設については、地質及び地盤の状況を調査し、整備補強を実施していくものとする。

イ 必要な取水及び配水施設については、災害時において給水能力を確保するため、自家発電装置等の予備動力の設置を推進するものとする。

ウ 取水・浄水作業については、各機器の整備点検を徹底し、特に取水ポンプ、送水ポンプの注油及び電気配線経路の保守点検等に留意するものとする。

(2) 下水道施設

災害時における下水処理機能並びに排水機能の確保を図るため、管きょ、ポンプ場、浄化センター等（以下「下水道」という。）の施設の改善及び整備に努めるものとする。

ア ハード面の整備

(ア) ポンプ場、浄化センターの特殊性から災害における施設の損壊や停電等による処理場の運転停止を防止するため、施設の耐震化や浸水防止対策の改善を図るとともに、電気（自家発電設備を含む。）及び機械設備の保守点検に万全を期する。

(イ) 管きょについては、損壊や溢水を防止するため、耐震化を推進すると共に、清掃及び保守点検に努める。

イ ソフト面の整備

(ア) 災害時に備え、下水道の巡視体制を整える。なお、特に重要な幹線（緊急輸送路、鉄道横断管路、防災拠点施設へのアクセス路等）下の下水道施設を優先的に把握する。

(イ) 災害時に必要な資器材を整備し、応急措置の手順等を整えると共に他の自治体及び民間との協力体制を整える。

(ウ) 下水道の破損箇所の把握等、災害時における情報収集・伝達手段を整備する。

(エ) 災害時に対応できる組織・体制を確立する。

5 農業集落排水処理施設

災害時における排水機能並びに下水処理機能の確保を図るため、農業集落排水処理施設及び管きょ施設の改善整備に努める。

(1) 災害時における停電等による排水施設の運転停止が予測されるため、電気及び機械設備の保守点検に努める。

(2) 管きょについては、溢水を防止するため、清掃及び保守点検に努める。

第12節 危険物施設保安計画〔消防〕

1 主旨

市内における危険物製造所等の現状を把握して、災害時における危険物の応急対策についての円滑化を期し、これらによる災害の発生と災害時における被害の拡大防止を図るものとする。

2 施設の現況

危険物製造所等の施設現況は、次のとおりである。

表2-1 危険物製造所等施設現況（令和4年3月31日現在）

種 別	施 設 数
1 製造所	36
2 貯蔵所	屋内 372
	屋外 47

(タンク)	屋外	3 1 9
	屋内	8 6
	地下	2 3 8
	簡易	1
	移動	3 9 7
3 取扱所	給油	3 0 4
	第1種販売	8
	第2種販売	0
	移送	5
	一般	2 4 4

3 保安の確保

- (1) 消防局及び消防署は、それぞれ製造所、事業所、販売所、貯蔵所等諸施設に対する安全度並びに消費場所における取扱いの適否を検査するため、毎年定期的に立入検査を実施し、危険物に起因する災害予防の指導又は取締りを行う。
- (2) 消防局及び消防署は、危険物施設において、それぞれ基準に適合していない施設について改修等の指導を強化する。
- (3) 消防局及び消防署は、自衛消防組織等の組織化を推進し、自主的な災害予防体制の確立を図る。
- (4) 消防局及び消防署は、石油コンビナート等特別防災区域における、特定屋外タンク及び準特定屋外タンクの早期新基準適合を指導する。
- (5) 消防局及び消防署は、化学消防資機材等の整備を推進する。

4 保安教育

消防局及び消防署は、危険物施設の従業員等に対し、保安に必要な教育を実施する。また、防災に関する諸活動が円滑に運営され、応急対策が完全に遂行されるよう、随時パンフレット等を発行し、講演会等を開催するなど、保安意識の高揚を図る。

5 震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続き

指定数量以上の危険物の貯蔵・取扱いは、市町村長等の許可を受けて設置された製造所、貯蔵所又は取扱所以外の場所で行ってはならないことが消防法第10条第1項に定められているが、同条第1項ただし書において、所轄消防長又は消防署長の承認を受けて指定数量以上の危険物を、10日以内の期間に仮に貯蔵し、又は取り扱うことができるとされている。

なお、消防局及び消防署は、製造所、貯蔵所又は取扱所が被災する等により、平常時と同様の危険物の貯蔵・取扱いが困難な場合において、危険物の仮貯蔵・仮取扱いが円滑かつ適切に行われることを目的として、「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きについて」（平成25年10月3日付け消防災第364号消防庁国民保護・防災部防災課長、消防危第171号消防庁危険物保安室長）及び「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱いの申請手続き等に関する運用について」（平成25年2月13日付け25静消消予第2352号）に基づき安全対策等を指導する。

第13節 防災知識の普及計画〔総務、危機、市民、福祉、建築、建設、区、下水、教育、消防〕

1 主旨

災害時における的確な判断力の向上、併せて防災上必要な知識及び技術の向上を図るため、災害対策関係職員はもとより、広く市民に対する防災講習会、研修会、講演会等を開催し、防災知識の普及に努めるとともに、国が決定した国民運動の推進の主旨も踏まえ、おおむね次により行うものとする。

教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。また、多様な主体が関わる地域コミュニティにおいて、防災に関する教育の普及推進を図るものとする。

また、防災知識の普及、訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、性の多様性の観点から、被災時の性別等の違いによるニーズ等に配慮するよう努めるものとする。

2 防災知識の普及の方法

(1) 市民及び職員に対する防災教育

気象災害や水防の基礎知識、市の防災体制、災害救助措置等について研修会、講習会等を適宜開催し、災害時における適切な判断力と行動力の養成及び防災上必要な知識並びに技術の向上を図るものとする。市は、専門家（風水害にあつては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。

ア 防災講習会

市民及び職員を対象とし、防災に関する講習会を適宜開催する。

イ 研修会

災害対策関係法令その他の防災関係法令の説明、研究会等を行い、主旨の徹底と円滑な運営を図るとともに、土木、水防、建築その他防災技術の習得を図る。

ウ 検討会

防災訓練と併せて検討会を開催し、災害時における業務分担等についての自覚と認識を深める。

エ 見学及び現地調査

防災関係施設、防災関係機関等の見学及び危険地域等の現地の調査と対策の検討を行う。

オ 防災教育施設の活用

静岡市治水交流資料館「かわなび」により、本市に甚大な被害をもたらした昭和49年七夕豪雨の教訓や治水対策事業の重要性を伝え、市民の防災意識を向上することで、災害に強いまちづくりの推進を図る。

カ 広報活動

市民に対しては、広報紙、ウェブサイト、テレビ、ラジオ、新聞等を通じて適宜広報するとともに、災害の原因、予防、応急対策その他必要事項をまとめた防災活動の手引き書、パンフレット等を作成並びに配布し、防災知識の普及を図る。

キ 防災週間、津波旬間、水防月間等を通じ、自主防災組織等の協力を得て、座談会、映

画会、研修会、スライド、講演会等を積極的に開催し、防災知識の周知徹底を図る。

(2) 学校教育における防災教育

ア 学習指導

教育課程の中に災害の種類、原因実態、その対策等と防災関係の事項として習得する。

イ 防災訓練及び実習

災害発生を想定し、地域と連携した訓練を行い、防災意識を高める。

ウ 話し合い学習

カリキュラムに「防災についての話し合い学習」を組み入れ、講座、映画、テレビ、ラジオ、体験談等を素材とした話し合い学習を行う。

エ 見学

防災関係機関、施設、防災展等の見学を行う。

オ 印刷物

防災関係資料等を収集してパンフレットを作成及び配布するとともに、機関紙等に関係記事を掲載する。

カ その他

学校において消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

3 普及すべき内容

市は、防災知識の普及にあたっては、周知徹底を図る事項を重点的に普及するものとする。普及事項は、おおむね次のとおりである。

(1) 防災気象に関する知識

(2) 防災の一般的知識

(3) 市地域防災計画の概要

(4) 自主防災組織、災害ボランティアの意義

(5) 災害危険箇所に関する知識

ア 浸水想定区域

イ 土砂災害警戒区域、山地災害危険地区

ウ 高潮による危険箇所など

(6) 災害時の心得

ア 災害情報等の聴取方法

イ 停電時の心構え

ウ 早期避難の重要性、避難場所・避難路等の事前確認の徹底

(ア) 避難行動への負担感・過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識・正常性バイアス等を克服し避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること

(イ) 安全な親戚・知人宅や地域集会所・職場・ホテル・旅館等の避難先、避難経路等の確認

(ウ) 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方

エ 食料、飲料水、携帯トイレ等、在宅で生活を継続するための準備

オ 避難所の適正な運営

- (ア) 避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において被災者や支援者が性犯罪・性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないための、「暴力は許されない」意識の普及・徹底
- カ その他の災害の態様に応じ、取るべき手段方法等
 - (ア) 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影する等、生活の再建に資する行動
- (7) 居住用の建物・家財の保険・共済加入等の生活再建に向けた事前の備え
- (8) 要配慮者及び性別等の違いへの配慮
- (9) ハザードマップ、避難行動計画(タイムライン)など

4 その他

市は、国及び県と連携し、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

第14節 住民の避難誘導體制[危機、福祉、子ども、区、教育]

1 主旨

市は、自主避難の呼びかけを行うほか、必要に応じ避難の指示を行い、住民の迅速かつ円滑な避難を実現する。加えて、高齢化の進行等を踏まえ高齢者等の要配慮者の避難支援対策を充実・強化するため、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める高齢者等避難の判断基準等を定めるよう努めるものとする。

2 避難誘導體制の概要

(1) マニュアルの作成

市は、避難の指示について、「避難情報に関するガイドライン」(内閣府(防災担当)作成)等を参考に河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、浸水害、土砂災害、高潮等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にした「避難情報判断・伝達マニュアル」を作成する。その際、安全な場所にいる人まで避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発表対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。

(2) 避難所及び避難場所の指定

ア 市は、災害の危険が切迫した緊急時において安全を確保するための避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な避難所等をあらかじめ指定し、平常時から、避難所の場所、収容人数等について住民への周知徹底に努める。また、災害時に避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

イ 避難場所は、災害種別に応じて指定していること及び避難の際には、発生するおそれのある災害に適した避難場所を避難先として選択することについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

ウ 特に避難場所と避難所が相互に兼ねる場合、特定の災害においては、当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める。

エ 市は、施設管理者と協力し、家屋の損壊、滅失、浸水、流失等により避難を必要とする住民を臨時に受け入れることのできる避難所を指定し、避難の実施に必要な設備・機器の整備に努めるとともに、必要に応じて、避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

(ア) 市は、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに避難者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることのできる体制が整備されているもの等を指定する。

(イ) 市は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

(ウ) 市は、避難所の施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の設備の整備に努める。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、平常時から、避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備えた避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

(エ) 市は、避難所又はその近傍に地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子ども等にも配慮するものとする。

(3) 福祉避難所の整備

ア 市は、避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害のある方、医療的ケアを必要とする方等の要配慮者を受け入れるため、配慮すべき特性に応じた社会福祉施設等を福祉避難所として定め、公示する。また、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してこないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するよう努める。

イ 市は、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

ウ 市は、福祉避難所の円滑な運営を行うため、「静岡市福祉避難所の設置運営マニュアル」を整備するとともに、定期的に要配慮者の避難支援対策に関する訓練を実施するよう努める。

エ 市は、福祉避難所の円滑な運営を行うため、自主防災組織、関係団体、要配慮者等に

対して、要配慮者の避難支援対策、福祉避難所の目的等を周知するよう努めるものとする。

オ 市は、災害時に福祉避難所の設置・運営に必要な物資・器材や運営人材の確保がなされるよう、指定先の社会福祉施設や関係団体・事業者等との間で覚書を交わす等、事前の調整に努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする方に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

(4) 防災気象情報の提供

国及び県は、避難情報の発表基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。

(5) 避難情報等と住民の安全確保措置

ア 市が発表等する避難情報と、それに対応して住民に求められる安全確保措置について、市は、日頃から住民等への周知徹底に努める。特に、ハザードマップ等により平素から自宅等の危険の有無を確認すべきこと、市から避難情報が発表されたら直ちに避難行動をとるべきこと、避難情報が出されなくても身の危険を感じたら躊躇なく避難すべきことを強く啓発するものとする。周知啓発に資するため、市は、国が整備する避難所等に関する統一的な地理空間情報の充実に努めるものとする。

イ 避難情報が発表された場合の安全確保措置としては、避難場所、安全な親戚・知人家、地域集会所、ホテル・旅館等への避難（立退き避難）を基本とする。ただし、「避難」とは、「難」を「避」けることであり、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市は、避難行動判定フローなども活用し、日頃から住民等への周知徹底に努める。

ウ 「屋内安全確保」は、緊急的なやむを得ない場合に少しでも危険性の低い場所に身を置くための行動であり、このような事態に至らないよう、高齢者等避難の活用等により、早めの段階で避難行動を開始することについて、市は、日頃から住民等への周知徹底に努める。また、市は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー・指定特定相談支援事業所等）の連携により、高齢者、障がいのある人等に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

エ 地震災害発生時においては、山・がけ崩れ及び延焼火災の危険予想地域の住民等は、的確に状況を把握し、安全で効率的な避難活動を行う必要がある。また、危険予想地域外においても、建物倒壊その他の要因により避難が必要となる場合がある。

このため、市及び県は適切な措置を講じ、市民等の生命及び身体の安全確保に努める。

オ 住民は避難情報が発表されなくても、「自らの命は自らが守る」という考え方の下に、自ら氾濫危険情報などの警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断するとともに、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。なお、地震災害発生時においては、避難の際は、自らの身の安全を確保しつつ、可能な限り出火防止措置を施すとともに、地域の防災活動に参加に努めるものとする。

カ 市は、住民が平時から地域の災害リスクととるべき行動を確認し、緊急時に最適な避難行動をとることができるよう、県と連携・協力し、「わたしの避難計画」や避難行動計

画(マイ・タイムライン)の普及に努める。

キ 保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、自宅療養者等の災害時の避難対応（避難先の確保、避難方法、避難先での対応等）について調整し、防災担当部局と連携して対応するよう努めるものとする。

表 2-2 避難情報と住民の安全確保措置

警戒レベル	避難情報	住民に求める行動（安全確保措置）
警戒レベル 3	高齢者等避難	・避難に時間のかかる高齢者等の要配慮者とその支援者は避難する。 ・その他の人は避難の準備をし、状況に応じて、自発的に避難する（特に、風水害による被害の恐れが高い区域の居住者等）。
警戒レベル 4	避難指示	・災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。
警戒レベル 5	緊急安全確保	・命を守るための最善の行動を直ちにとる。

(6) 訓練の実施等

市は、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じるものとする。なお、防災マップの作成に当たっては、住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

(7) 避難誘導體制の整備

市は、高齢者、障がいのある人等の要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員協議会、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難誘導等の支援体制の整備に努めるものとする。

市は、地下街等不特定かつ多数の利用者がいる施設等においては、施設管理者と連携して、避難誘導等安全体制の確保に配慮するものとする。

第15節 防災訓練計画[危機、市民、福祉、子ども、区、消防]

1 目的

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に迅速適切な応急対策が実施できるように、体制の確立と防災関係機関との有機的な連携の形成、防災意識の高揚、大規模広域災害時の円滑な広域避難の実施及び過去の災害対応の教訓の共有、防災技術の習得を目的として訓練を行うものとする。

また、県及び市は、関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画(タイムライン)を作成するよう努めるものとする。さらに、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平

時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

なお、関係機関間での協定締結などによる連携強化に当たっては、訓練等を通じて発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなどにより、実効性の確保に努めるものとする。

2 訓練の種類

(1) 職員を対象とした訓練

ア 非常招集、情報伝達等の訓練

災害時に迅速な配備体制を整えるため、非常招集の発令、伝達及び通信連絡についての訓練を実施する。

イ 災害救助実務研修会

災害時における災害救助を的確かつ迅速に実施し、有事の際の災害救助活動の万全を期するため、市職員を対象とした災害救助実務研修会を開催する。

ウ 図上訓練

災害時における応急対策活動を有機的かつ合理的に実施するため、市職員を対象として被害想定に基づく図上訓練を実施する。

(2) 水防演習

ア 水防団の水防技術の向上を図るため、水防に関する訓練を行う。

イ 訓練内容

(ア) 土のう造り

(イ) 積土のう工

(ウ) 月の輪工

(エ) その他の水防工法全般

(3) 自主防災組織の防災訓練

防災関係機関の協力のもとに、連合・単位自主防災組織、各種工場、事業所その他団体等に対し、各種の防災訓練の実施を要請する。

また、実施にあたっては、防災意識の高揚を図り、自主防災組織の強化及び住民の参加が得られるよう努める。なお、定期的に研修会等を開催するなどして、自主防災組織のリーダーの育成を推進する。

(4) 災害ボランティア本部等立ち上げ及び運営訓練

市は、災害時の円滑かつ効果的なボランティア活動の推進のため、(福)静岡市社会福祉協議会及び災害ボランティアコーディネーター等が行う災害ボランティア本部の立ち上げ及び運営訓練を支援する。

なお、実施に当たっては、災害時にボランティアの支援を受ける立場になる市民等への啓発に努める。

(5) 非常通信訓練

災害時において、災害地から地区支部、区本部、災害対策本部並びに関係機関に対する災害通報及び情報発信が迅速かつ正確に行うことができるよう、電波法第52条第4号に定める非常通信訓練を行う。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意するものとする。

また、市内アマチュア無線同好者の協力を得て、アマチュア無線による災害通報及び情報伝達の訓練を実施し、非常時に備えた体制の整備を図る。

(6) 総合防災訓練

災害時における災害応急対策の完全遂行を図るためには、平素からこれに対処する心構えを養っておかなければならない。特に、法の趣旨に基づき、総合的かつ計画的な防災体制の整備が要請されている現況にかんがみ、他の地方公共団体や防災関係機関、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体及び要配慮者を含めた地域住民等の協力を得て、市は、総合防災訓練を実施するよう努める。

また、総合防災訓練では、高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦、傷病者及び日本語のわからない外国人等の要配慮者に十分配慮した訓練を実施し、要配慮者の支援体制が整備されるよう努めるとともに、性の多様性の観点から、被災時の性別等の違いによるニーズ等に配慮するよう努めるものとする。

訓練内容は、おおむね次の事項である。

- ア 通信訓練
- イ 避難誘導
- ウ 救出救助
- エ 物資輸送
- オ 避難所運営
- カ 給水
- キ 炊出し
- ク 初期消火
- ケ 応急復旧
- コ 遺体措置
- サ その他訓練

(7) 救助・救急関係機関の連携

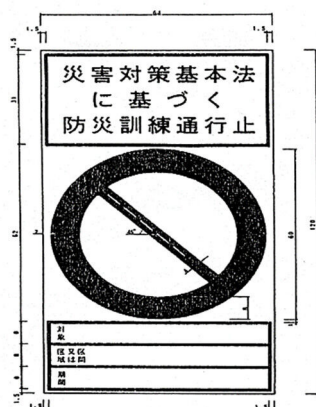
県、市及び関係事業者は、職員の安全確保を図りつつ効率的な救助・救急活動を行うため、救助・救急関係省庁とともに「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

3 防災訓練のための交通の禁止又は制限

市は、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、県公安委員会に申請し、歩行者又は車両の道路における通行を禁止・制限するための許可を受けるものとする。

その場合、禁止又は制限の対象、区域又は道路の区間及び期間を記載した標示を設置する。

図 2 - 1 災害対策基本法に基づく車両通行止表示



- 備考 1 色彩は、文字、経線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
 2 経線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合に於ては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

4 防災訓練実施後の評価等

防災訓練後には評価を実施し、課題・問題点等を明確にし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

第16節 物資及び資機材の備蓄と調達先の確保[危機、財政、福祉、衛生、保健所、区]

災害応急対策又は災害復旧のために必要な物資及び資機材は、可能な限り計画的に備蓄するとともに、その機能を有効適切に発揮できるよう常時整備・点検をする。また、県及び市は、資機材の保有状況を把握するとともに、平時から救助・救急関係省庁と情報交換を行い、適切な救助・救急用資機材の整備に努めるものとする。さらに、災害時に物資及び資機材を円滑に確保できるよう、平常時から民間事業者と協定を締結して、調達先の確保に努める。

市は、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようにできないという認識に立って初期の対応に十分な量の備蓄をする。

1 災害救護用物資の備蓄

災害によって食料の確保が困難な者、住家が被災し炊事が不可能な者、避難所に受入れた者等に対し、必要な食料並びに被服、寝具その他の生活必需品を供与、又は貸与するため、ビスケット、アルファ化米等の非常食料、毛布その他の生活必需品を備蓄するとともに補充又は更新を行うものとする。

市は、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメント（情報の評価・分析）の実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

2 協定による災害救護用物資の確保

災害時には年齢、性別、身体状況、被災状況などにより、様々な物資の需要が発生する。こ

これらの需要に対応するためには、民間事業者の協力が不可欠であることから、物資供給協定を締結して円滑な物資の確保に努める。

3 応急対策用資機材の点検等

応急対策及び応急復旧用資機材のうち、備蓄されているものについては、常時点検・整備しておくものとする。

4 協定による物資及び資機材の確保

災害時の応急対策は、短時間で大量の作業を行う必要がある。作業効率を上げるためには、必要な時、必要な場所に必要な種類の資機材が必要な量だけ揃っていることが重要であるから、民間事業者と資機材供給協定を締結して円滑な確保に努める。また、災害時に緊急に調達するものについては、取扱業者又は建設業者、調達方法等を明確にしておくものとする。

第17節 警戒避難体制整備計画〔危機、観光、福祉、子ども、建設、区、消防、教育〕

水害及び土砂災害に適切に対処するため、これらの災害が生じるおそれのある区域は必要に応じ、円滑な避難が行われるよう国、県と調整を図り、情報の収集及び伝達方法、連絡網の作成、緊急避難場所の選定等の警戒避難体制を整備するものとする。なお、警戒避難体制の整備にあたっては、水防、消防、警察等の防災関係機関と必要に応じて協議するものとする。

また、警戒避難体制の整備を必要とする地区住民に、迅速かつ適切に行動できるよう啓発及び助言を行い、同時に自主防災組織の育成強化に努めるものとする。

1 水害

(1) 大雨・洪水等に対する警戒避難体制

降水量の増加により、河川や地表水が増水して都市排水路等の溢水が生じたときは、常襲冠水地域等に情報を的確に伝える必要がある。市は、国・県が作成する浸水想定区域図に基づき洪水ハザードマップを作成するほか、次の事項により警戒避難体制を整備し、周知するものとする。

- ア 大雨及び洪水等に対する危険性の周知及び啓発
- イ 常襲冠水地域等の住民への洪水情報の的確かつ迅速な伝達
- ウ 避難路・緊急避難場所の選定
- エ その他必要事項

(2) 地下街等又は高齢者等の要配慮者施設の浸水に対する警戒避難体制

地下街等における浸水対策については、浸水防止施設の設置も必要であるが、それだけでは限界があり、洪水時には安全な場所に避難することが重要である。

また、浸水想定区域内にある地下街等又は主として高齢者等の要配慮者が利用する施設の管理者は、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、その利用者に洪水等に関する情報等を迅速かつ的確に伝達する体制を整備する。

2 土砂災害

(1) 土石流に対する警戒避難体制

土石流は、山腹や溪床を構成する土砂石礫の一部が長雨や集中豪雨等によって水と一体となり、かゆ状となって一気に下流へと押し流される現象である。土石流は、その規模によっても異なるが、時速20～40kmという速度で流下し、著しい被害を発生させるため、次の事項により警戒避難体制を整備し、周知するものとする。

- ア 土石流の危険性の周知及び啓発
- イ 気象情報の周知
- ウ 土石流発生時の的確かつ迅速な伝達
- エ 非常連絡網の作成
- オ 避難路・緊急避難場所の選定
- カ その他必要事項

(2) 地すべりに対する警戒避難体制

地すべりは、斜面の土塊が地下水などの影響によって地すべり面に沿ってゆっくりと斜面下方に移動する現象で、一般的には、広範囲にわたり発生し、移動土塊量が大きいため、甚大な被害を及ぼす。また、一旦動き出すと完全に停止させることは非常に困難となるため、次の事項により警戒避難体制を整備し、周知するものとする。

- ア 地すべりの危険性の周知及び啓発
- イ 気象情報の周知
- ウ 地すべり発生時の的確かつ迅速な伝達
- エ 非常連絡網の作成
- オ 避難路・緊急避難場所の選定
- カ その他必要事項

(3) がけ崩れに対する警戒避難体制

がけ崩れは、傾斜度が30度以上の斜面が雨や地震等の影響によって、土の抵抗力が弱まり、崩壊する自然現象で、著しい被害を発生させるため、次の事項により警戒避難体制を整備し、周知するものとする。

- ア がけ崩れの危険性の周知及び啓発
- イ 気象情報の周知
- ウ がけ崩れ発生時の的確かつ迅速な伝達
- エ 非常連絡網の作成
- オ 避難路・緊急避難場所の選定
- カ その他必要事項

(4) 市における警戒避難体制

ア 主旨

土砂災害防止法の定めにより、知事による土砂災害警戒区域の指定を受けた場合には、県・当該区域の自主防災組織等と連携して、警戒避難体制を整備する。

また、指定される見込みがある区域についても警戒避難体制の整備を図るよう努める。

◇ 土砂災害（特別）警戒区域一覧（資料編7-5）

◇ 風水害への備え（資料編7-6）

イ 情報の収集

市雨量観測網のほか、静岡県土木総合防災情報（サイポスレーダー）、気象庁の「地域気象観測システム（通称アメダス）」、「防災情報提供システム」や土砂災害警戒情報等を活用し、情報を収集する。

ウ 警戒又は避難行動を行うべき時期

警戒又は避難を行うべき時期は、気象情報、雨量情報、土砂災害発生予測等の情報、当該区域の住民等からの通報など、「避難情報判断・伝達マニュアル<土砂災害編>」に基づき判断する。

エ 警戒避難体制の整備と住民への周知

市は、土砂災害警戒区域等において、土砂災害警戒情報の発表時及び災害時に迅速かつ的確な避難及び救助ができるよう、土砂災害警戒情報又は避難に関する情報を、同時通報用無線（以下、この計画において「同報無線」という。）、静岡市防災メール、コミュニティFM放送、緊急速報メールなどで住民に一斉に広報する。なお、区域に高齢者等の要配慮者が利用する施設がある場合、当該施設の管理者は、利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、その利用者に土砂災害に関する情報等を迅速かつ的確に伝達する体制を整備する。

また、市は、土砂災害警戒区域等の住民に、情報伝達経路や、避難路・緊急避難場所・避難方法等を明らかにするとともに、その周知を図る。

オ 防災訓練の実施

警戒区域の指定を受けた地域の住民は、県や市と連携し、台風や大雨を想定した情報伝達訓練や避難訓練を実施するなど、的確な避難行動がとれるよう努める。

第18節 自主防災組織の育成[危機、市民、区]

1 主旨

地震、風水害等の大規模災害が発生した場合、通信、交通の途絶等の悪条件が重なり、消防、水防及びその他の関係機関による応急活動が一時的に低下し、地域における十分な活動が困難となる事態が予想される。

こうした事態に対処するためには、地域住民自らの防災活動（自助、共助）が重要であり、またこの活動を組織的に行うことで、より効果的なものとなると考えられることから、自治会・町内会や自主防災組織相互の連携の推進を図り、積極的に自主防災組織の育成を図る。

また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

2 自主防災組織の概要

(1) 組織

自治会・町内会組織を活用し、防災活動が効果的に実施できるよう地域の实情に合わせた組織とする。また、県及び市は、自主防災活動に多様な意見が反映されるための手段の一つとして、自主防災組織の責任者又は副責任者への女性の登用や、役員への女性の3割以上の配置など、女性の参画が促進されるよう、自主防災組織への助言・支援等に努めるものとする。

(2) 編成

本部組織として、連絡情報班、消火班、救出・救護班、避難誘導班、生活班等を置く。併せて、住民に対する啓発活動や防災活動に専門的に携わる役員を置く。

(3) 活動内容

ア 平常時の活動

防災知識の普及、防災訓練、防災資機材の備蓄・点検、危険箇所の点検・把握、避難計画の作成、各種台帳の整備・点検等を行う。

イ 災害時の活動

地域の警戒、情報の収集・伝達、消火、救出救助、応急手当、避難誘導、避難所の立ち上げ、在宅避難者の支援等を行う。

3 育成方法

市は、地域住民に対して自主防災組織の意義を強調し、十分意見交換をして、地域の実情に応じた組織の育成及び災害リスクに基づいた定期的かつ、きめ細かい防災訓練を指導するとともに、防災資機材等の整備を支援する。

4 研修会等の開催

市は、自主防災組織のリーダーを育成するため、定期的に研修会を開催する。その際、女性の参画の促進及び男女共同参画の視点を踏まえた知識・訓練等を指導できる人材の育成に努めるものとする。

第19節 事業所等の自主的な防災活動[危機、区]

1 事業所等の自主的な防災活動

事業所及び施設を管理し、又は運営する者(以下「事業所等」という。)は、平常時から次の事項について努めなければならない。

- (1) 従業員・利用者等の安全を守り、地域に災害が拡大することのないよう的確な防災活動を行うとともに、被災住民の救出など地域の一員として防災活動に参加すること。
- (2) 自主的な防災組織を作り、関係地域の自主防災組織と連携を取り、事業所及び関係地域の安全の確保すること。
- (3) 発災後数日間、従業員・利用者等を事業所内に留めておくことができるよう、施設の耐震化、機材の固定、必要な物資の備蓄を実施すること。
- (4) 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資、資材、役務の提供等を業とする事業所等は、事業活動に関し、県、市が実施する防災に関する施策へ協力すること。
- (5) 豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することがないように、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずること。

2 事業所の防災力向上の促進

市は、県と連携して事業所を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行うものとする。また、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

3 事業継続計画（BCP）の取組

事業所等は災害時の事業所の果たすべき役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するとともに、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど防災活動の推進に努めるものとする。なお、BCPとは、Business Continuity Planの略であり、企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のことである。

第20節 地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進[危機]

市内の一定地区内の住民等は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案することができる。

市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民等から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めることができる。

地区防災計画作成にあたり、市は必要な支援（資料提供・相談対応）を行い、コミュニティレベルでの防災活動を促進し、地域防災力の向上を図る。また、市は本制度が地域住民及び事業者に広く普及していくよう、その周知に努める。

なお、市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

第21節 要配慮者対策[危機、市民、観光、福祉、衛生、子ども、区]

高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦、傷病者及び日本語のわからない外国人等の要配慮者に対し、その支援する内容等に応じ、迅速で的確な支援を実施するための体制を整備するものとする。

1 実施事項

- (1) プライバシー保護には十分考慮したうえで、要配慮者の把握に努めるものとする。
- (2) 情報の提供や安否確認のため、連絡の体制や方法等を整備するものとする。
- (3) 通常の避難所では避難生活が困難な要配慮者のための避難所として、施設がバリアフリー化されている等、要配慮者の利用に適しており、人的要員の確保が比較的容易である施設を、あらかじめ福祉避難所として指定する。また、社会福祉施設等と協定を結び、福祉避難所の確保に努める。

◇ 指定避難所等（福祉避難所）一覧表（資料編4-7）

- (4) 協定等により確保した福祉避難所に対して、災害時に必要となる物資や資機材の配置又は提供する計画を作成するものとする。
- (5) 避難所における避難生活や医療等の情報提供や医師、歯科医師、看護師、歯科衛生士等の専門スタッフの派遣体制を整備するものとする。

2 要配慮者支援体制の整備

(1) 要配慮者支援体制

市は、要配慮者に対する情報の伝達や安否確認、避難地又は避難所における対応等が迅速かつ的確に実施できるよう、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険事業所、障がいのある人の団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者に関する情報の共有、避難支援計画の策定等要配慮者の避難支援体制を整備するものとする。

地域においては、自主防災組織が中心となり、次の関係団体が協力して要配慮者の支援に当たるため、日頃から連携して災害時の協力体制の整備に努める。

また、県は、DWA T（災害派遣福祉チーム）及び応援職員（福祉関係職員等）等の派遣並びに要配慮者のための物資の供給ができるよう応援体制を確保する。

さらに、市は、県と連携し、要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達の体制の整備を図るとともに、在京大使館等からの外国人の安否確認に必要となる連絡体制を確保する。

ア 行政機関

警察、特別支援学校等

イ 地域組織

自治会、町内会等

ウ 福祉関係者、福祉関係団体

民生委員・児童委員、身体障害者相談員、社会福祉協議会、老人クラブ、介護保険事業所等の福祉サービス事業者、障がいのある人の団体等

(2) 避難行動要支援者の把握

市は、当該市に居住する要配慮者のうち、災害が発生、又は発生のおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下、「避難行動要支援者」という。）の把握に努める。

(3) 避難行動要支援者名簿の作成等

ア 名簿の作成

市は、避難行動要支援者について避難支援等（避難の支援、安否の確認、その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置）を実施するための基礎とする名簿等を市が保有する健康福祉に関する情報をもとに調査等を行い、本人の同意を得て作成するものとする。

また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

イ 名簿等の提供者

法第49条の11第2項に規定する「避難支援等関係者（名簿情報の提供者）」は、自主防災組織（自治会・町内会）及び民生委員児童委員協議会とする。

ウ 名簿等を提供する場合における配慮

法第49条の12の規定に基づき、市は、名簿情報の提供を受ける者に対して「静岡市災害時要援護者名簿等の取扱いに係る協定書」を締結するものとする。

エ 計画に定めのない事項

この計画に定めるもののほか、避難行動要支援者対策に関し必要な事項は静岡市避難行動要支援者避難支援プランで定める。

(4) 個別避難計画

市は、地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局との連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないように、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

市は、地域防災計画に定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意に基づき、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時からの避難支援体制の整備、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

(5) 防災訓練

市は、県と連携し、要配慮者の避難誘導、避難所における支援等を適切に行うため、自主防災組織が実施する防災訓練に要配慮者が参加するよう支援する。

(6) 人材の確保

市は、県と連携し、日頃から手話通訳者、要約筆記者、ガイドヘルパー、介護技術者等、要配慮者の支援に必要となる人材の確保に努める。

(7) 協働による支援

市は、県と連携し、要配慮者の支援を行うため、社会福祉施設、ボランティア及び福祉関係団体のほか、地域の企業とも協働して推進するものとし、必要に応じて事前に協定を締結する。

(8) 避難支援等関係者等の安全確保

市は、避難支援等関係者等が地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援

等を行えるよう、避難支援等関係者等の安全確保に十分配慮する。

(9) 観光客の安全確保

市は、県、事業者等と連携し、外国人を含めた観光客の安全が確保されるよう、災害情報の提供等に努めるとともに、情報伝達や避難誘導、帰宅や滞在の支援等、観光客への安全対策を促進するものとする。

(10) 要配慮者利用施設における避難確保措置等

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

また、市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。

第22節 災害ボランティア活動の環境整備と啓発[市民]

南海トラフ地震等大規模災害が発生したときには、被災地内外から様々なボランティアが多数駆けつけ、単純な労力から専門技術の提供まで幅広い活動を行うなど、避難所の運営支援や避難者の生活支援などの現場での活躍が期待される。

市は、災害時の円滑かつ効果的な災害ボランティア活動の促進のため、(福)静岡市社会福祉協議会、災害ボランティアコーディネーター等の関係団体等と協力し、災害ボランティア本部等の迅速な開設と円滑な運営に向けた組織づくり等の環境整備を進めるとともに、災害ボランティア活動に対する市民の啓発や参加促進などに取り組むものとする。

第23節 富士山の火山災害防災・予防計画[危機、環境、建設、水道]

富士山の火山活動に伴う避難は、富士山火山防災対策協議会（以下、「協議会」という。）が策定した「富士山火山広域避難計画（平成31年3月）」（以下、「広域避難計画」という。）により実施する。

1 主旨

富士山の火山災害防災・予防計画は、富士山が噴火した場合に、本市で予想される火山現象である降灰から、市民等の身体及び財産を守るため、必要な予防対策等について定めたものである。

本計画に定めのない事項については、一般対策編の各計画に基づき実施する。

2 ライフライン施設の安全性確保

降灰が想定される範囲内に施設を有するライフライン施設の管理者は、降灰による水質汚濁の予防、下水処理機能の維持、碍子からの漏電を防止するための予防洗浄体制の整備、通信障害の防止など、降灰に対する施設の安全性確保に努める。

3 関係機関との連携体制の整備

市は、県及び防災関係機関と、富士山に関する防災情報及び対策の現状等について、情報交

換等を行うとともに、富士山の火山防災対策に関して連絡調整を行う体制を整備する。

4 道路啓開体制の整備

道路管理者は、降灰により通行に支障をきたす場合に備えるため、次の事項について道路啓開体制の整備を図るものとする。

- (1) 優先的に啓開を要する道路の選定
- (2) 道路啓開活動要員の確保
- (3) 道路啓開用資機材及び重機の確保並びに道路の降灰の除去に必要な車両の確保

5 関係する機関と実施すべき事項（平常時）

- (1) 市
 - ア 広域避難者受入時の実施事項の整理
 - イ 必要に応じて、一時集結地の施設管理者と災害時の使用に関する協定等の締結
 - ウ 広域避難者の安否情報の確認体制及び手順等の構築
 - エ 広域避難者の安否情報の確認手順に基づく訓練の実施
 - オ 職員の安否情報システムに対する操作習熟度の向上
 - カ 富士山ハザードマップの印刷、配布等
- (2) 市及び他の道路管理者
 - ア 除灰作業用資機材の所有状況の把握
 - イ 除灰作業計画の策定

第24節 原子力災害に関する事前対策計画[危機]

静岡市の南西約45kmに浜岡原子力発電所（所在地：御前崎市佐倉）があり、本市は、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域（原子力発電所から概ね半径31kmの範囲）外であるが、万が一の事故による放射性物質の放出に伴う災害対策が必要である。

1 主旨

原子力災害対策特別措置法及び法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策について定めるものである。

2 情報の収集・連絡体制の整備

市は、原子力災害に対し、県及び防災関係機関との確実な情報の収集・連絡体制を確保するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化するものとする。

3 住民等への的確な情報伝達体制の整備

市は、県と連携し、住民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ、共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化に努めるものとする。

4 安定ヨウ素剤

市は、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域外であるため、国の「原子力災害対策指針」等において、安定ヨウ素剤に関する具体的な措置等は定められていない。

ただし、国の指針等の見直しに従い、必要に応じて具体的な措置等を定めることとする。

第25節 救助・救急活動に関する計画[消防]

1 救助隊の整備

市は、大規模災害及び特殊災害に対応するため、高度な救助の知識・技術及び救助資機材を有する救助隊の整備を推進する。

2 救急隊の整備

市は、大規模災害及び特殊災害に対応するため、高度な救命処置の知識・技術及び救命資器材を有する救急隊の整備を推進する。

第26節 防災ヘリポートに関する計画[危機、都市]

1 静岡ヘリポートの整備

市は、防災ヘリポートとして、災害時にヘリコプターによる防災活動が円滑に行われるよう努める。

2 防災ヘリポートの整備

市は、災害時における臨時の離着陸場として、河川敷やグラウンドなど機体が離着陸可能な広い敷地を防災ヘリポートとして指定する。なお、指定したヘリポートについて、市は確実に使用ができるよう努めるものとする。

◇ ヘリポートの具備すべき事項 (資料編4-29)

第27節 応急住宅[建築]

1 基本方針

応急仮設住宅の供与は、災害により家屋に被害を受け、自己の資力では住宅を確保できない被災者の暫定的な居住の安定を図ることを目的とし、災害救助法に基づき県がその事務を行うこととなっている。

その際早急に応急仮設住宅等を供与できるよう、本市におけるその基本的な応急対策を明確にしておくものである。

応急的な住まいを確保するに当たっては、既存住宅ストックの活用を重視することとし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。応急仮設住宅等を供与する

場合には、二次災害に十分配慮するものとする。

2 応急仮設住宅の概要

- (1) 一戸あたりの建築面積及び費用については、原則として災害救助法施行規則（昭和38年静岡県規則第25号）による。
- (2) 高齢者や障がいのある人等に配慮した福祉仮設住宅や、戸数に応じた集会所の設置も可能である。
- (3) 着工については、原則として災害発生の日から20日以内とする。
- (4) 供与の期間は、原則として完成の日から2年以内とする。
- (5) 賃貸住宅の居室を仮設住宅として借上げすることも可能である。
- (6) 応急仮設住宅入居者によるコミュニティの形成及び運営等に関して、多様な生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

3 本市が実施する事務

建設用地の確保、必要な住宅戸数及び住戸タイプの決定、工事中の現場監理、入居管理事務等の事務を実施する。

区分			内容
応急住宅	応急仮設住宅	建設型応急住宅	市及び県は、応急仮設住宅の用地に関し、浸水害、土砂災害等の危険性を十分に配慮しつつ建設可能な用地を把握し、配置計画を作成するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。
		賃貸型応急住宅	市及び県は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。
	公営住宅		

第28節 災害廃棄物処理[環境]

1 災害廃棄物処理計画の策定

市は、災害廃棄物の処理に関する体制、事務手順等をあらかじめ定めておくことにより、発災直後の混乱期に事務の停滞を防ぐとともに、その後の効率的かつ効果的な廃棄物の処理を図る。

また、市は、災害廃棄物の域内処理が困難となることを想定して、県と連携し、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。

2 情報の周知

市は、県や国と連携し、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)、災害廃棄物処理支援員制度(人材バンク)、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、災害廃棄物処理計画に関する情報の周知に努めるものとする。

第29節 重要施設・ライフラインの機能確保等に関する計画[財政、建設、水道、下水、病院]

市は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体との災害協定の締結に努めるものとする。

市は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

市及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、十分な期間（最低3日間）の発電及び給電が可能となるよう、保有する施設・設備について、安全な位置に自家発電設備、燃料貯蔵設備、蓄電池等の整備を図るとともに、燃料の備蓄、複数事業者との燃料供給協定等の燃料確保策の多重化を行い平常時から点検、訓練等に努めるものとする。また、太陽光等再生可能エネルギーを活用した災害に強い自立・分散型エネルギーシステムの導入や外部給電機能を備えたEV、PHV、FCV等電動車の活用などの推進を図るものとする。特に、災害拠点病院等の人命にかかわる重要施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化することとする。

市、県、災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、洪水浸水想定区域、雨水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域、土砂災害警戒区域等に配慮しつつ、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるものとする。

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等、人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。市及び上記重要施設の管理者は、燃料の調達に当たっては、災害時だけでなく平時においても燃料供給が安定的に行われる環境を維持していくことに努めるものとする。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大に努めるものとする。

ライフライン事業者は、災害時に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給について、あらかじめ計画を作成し、体制を整備しておくものとする。また、ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域的な応援体制の整備に努めるものとする。電気、通信等のライフライン施設については、発災後の円滑な応急対応及び早期の復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。さらに、被災施設の復旧予定時期の目安について利用者へ情報発信を行う体制の整備に努めるものとする。

上下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における上下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても上下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努めるものとする。

電気事業者等は、大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。また、電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について、利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

第30節 被災者生活再建支援に関する計画[税務、市民、区]

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、以下の事項を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

- 1 住家被害の調査及び罹災証明書交付の訓練
- 2 応援協定の締結
- 3 応援の受入れ体制の構築

市は、住家被害の調査、罹災証明書交付及び見舞金等の支給の処理を効率的に実施するため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

第31節 市の業務継続に関する計画[危機]

1 業務継続体制の確保

- (1) 市は、災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、「静岡市業務継続計画」の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。
- (2) 実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。

2 業務継続計画等において定めておく事項

市は、内閣府（防災担当）作成「市町村のための業務継続計画作成ガイド」「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」を踏まえ、「静岡市業務継続計画」に少なくとも以下の事項についてあらかじめ定めておくものとする。

- (1) 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- (2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- (3) 電気・水・食料等の確保
- (4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- (5) 重要な行政データのバックアップ
- (6) 非常時優先業務の整理

第32節 複合災害対策及び連続災害対策

1 複合災害及び連続災害への備え

市及び防災関係機関は、地震、津波、原子力災害、風水害、火山災害等の複合災害・連続災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複雑化することにより、被害が

深刻化し、災害対応が困難となる事象)の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。

2 複合災害及び連続災害を踏まえた災害対応

市及び防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合には、災害対応に当たる要員、資機材等について、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることにも留意する。また、外部からの支援を早期に要請することも考慮する。

3 複合災害及び連続災害を想定した訓練

市及び防災関係機関は、様々な複合災害・連続災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害・連続災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実動訓練の実施に努める。

第33節 男女共同参画の視点からの災害対応体制整備[市民]

市は、男女共同参画の視点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について市内における連絡調整を行い、また、市女性会館が地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画センター（市女性会館）の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。

第3章 災害応急対策

第1節 主旨[危機]

この計画は、災害に際し住民の生命及び身体を保護し、併せて社会秩序を維持するため、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の協力を得て応急的に実施する措置について定める。

なお、この計画は県地域防災計画並びに指定行政機関、指定公共機関が策定する防災業務計画に抵触しないこととする。

1 この計画を理解し実施するための留意事項

(1) 関係法律との関係

法第10条（他の法律との関係）に定めるとおり、他の法律に特別の定めがある場合は、当該法律に基づいて処理するものとするが、災害応急対策を総合的かつ計画的に推進処理するため、できるだけこの計画を通じて、その運用を図るものとする。

(2) 相互協力

法第5条（市町村の責務）、第6条（指定公共機関及び指定地方公共機関の責務）、第7条（住民等の責務）及び第54条（発見者の通報義務等）の規定を通じて相互に協力する責務を課せられている。

この計画の運用についても、関係機関はもとより公共的団体並びに個人を含め相互協力のもとに処理することとし、関係機関及び関係者は誠実に各々の責務を果たすこととする。

市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、市は、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮するものとする。また、ライフライン施設の速やかな応急対策を図るため、市、県、ライフライン事業者等は、関係する省庁と連携し、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地作業調整会議を開催するものとする。

2 配慮すべき事項

(1) 要請について

この計画に基づき、災害応急対策の実施が円滑に推進できるよう常に十分な配慮をするとともに、この計画で県その他関係機関の応援並びに実施を必要とする場合は、遅滞なく、しかも的確に情勢を把握して要請及び連絡を行うものとする。

要請及び連絡は手段を問わず臨機応変の措置をとり、県等の災害応急対策の応援実施が速やかに行えるよう努めるものとし、電話、防災無線等で要請した事項については、事後正式書面により処理するものとする。

(2) 関係者への周知徹底について

災害時において、この計画に基づき施設、物資等調達のあつせんを行う場合は、的確か

つ迅速に実施できるよう当該区域内に所在する施設の管理者又は物資等の販売者に対し、災害時の相互協力について十分に周知徹底を図り、必要な配慮をしておくものとする。

3 応援の指揮系統

法第67条（他の市町村長に対する応援の要求）、第68条（都道府県知事等に対する応援の要求等）及び第72条（都道府県知事の指示等）の定めるところにより応援に従事する者は、市長の指揮によるものとする。また、応援を行う場合については、応援要請のあった市町村長の指揮のもとに行動するものとする。

4 協力要請事項の正確な授受

要員の動員協力、物資調達等の要請、あっせん及び受諾にあたっては、特に混乱しやすい災害時であり、不正確な授受のため事後責任の所在が不明確になりがちであるので、関係機関並びに業者とも相互に要請内容のほか、次の事項を確認するとともに、事後経費等の精算に支障のないよう留意するものとする。

- (1) 機関名
- (2) 所属部課名
- (3) 氏名

5 従事命令等の発動

法律の定めるところにより災害応急対策を実施する場合、必要に応じ従事命令及び物資の収容等強制権を発動することとしているが、その行使にあたっては慎重に扱うとともに、関係者に対しては、常にその主旨に沿った行動を徹底させておくものとする。

6 標示等

災害応急対策の処理を円滑に実施するため、この計画に定める標示等のほか、その都度必要な標示等を設定するものとし、設定にあたっては標示等の意義、目的等が正確に判別できるよう留意する。

7 知事による応急措置の代行

法第73条（都道府県知事による応急措置の代行）の規定に基づき、市長が実施すべき応急措置を知事が代行する場合は、市地域防災計画の定めるところにより行うものとする。

8 経費負担

- (1) 災害応急対策に要する経費については、法第91条（災害予防等に要する費用の負担）の定めるところにより、災害救助法等法令に特別の定めがある場合を除き、その実施の責に任ずるものが負担するものとする。
- (2) 市の要請により、県が他の市町村又は業者から動員及び調達をした場合の経費の精算は、応援又は供給した市町村もしくは業者の請求に基づき県が確認のうえ、それぞれ定められた負担区分により精算するものとする。

第2節 組織計画[総務、危機]

1 主旨

この計画は、災害対策本部体制を明らかにし、応急対策の遂行に支障のないよう措置することを目的に定める。

2 防災体制

(1) 静岡市防災会議

防災会議は、市域に係る防災に関する基本方針の決定及びその実施の推進を図ることとする。

防災会議の編成及び運営は、静岡市防災会議条例（平成15年4月1日条例第293号）の定めるところによる。

◇ 静岡市防災会議条例（資料編1-2）

(2) 静岡市災害対策本部

市長は、市域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合等において、その対策を実施するため必要があると認めるときは、法第23条の2に基づき、災害対策本部を設置する。

ア 編成および運営

静岡市災害対策本部条例（平成15年4月1日条例第294号）及び静岡市災害対策本部運営要綱の定めるところによる。

◇ 静岡市災害対策本部条例（資料編1-3）

◇ 静岡市災害対策本部運営要綱（資料編1-4）

イ 設置基準

(ア) 災害救助法が適用される程度の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき

(イ) 特別警報（大雨・暴風・暴風雪・大雪・波浪・高潮）が発表されたとき

(ウ) 津波予報区「静岡県」に大津波警報が発表されたとき

(エ) 複数の災害が同時または前後して発生した場合は、最も被害が大きい災害を基準として設置する。

ウ 要員

災害の種類、規模及び被害の程度、被害予測等により職員を段階的に配備する。災害対策本部の配備体制については、別に定める「災害時職員配備基準」によるものとする。なお、複数の災害が同時または前後して発生した場合は、最も被害が大きい災害を基準として設置する。

◇ 災害時職員配備基準（資料編2-17）

エ 災害対策本部、区本部及び地区支部

静岡市役所静岡庁舎内に災害対策本部を、地域防災活動の拠点として各区に区本部及び区本部の地区における活動拠点として地区支部を設置するものとする。

オ 標識等

災害対策本部の活動を円滑に進めるため、標識、腕章及び立ち入り検査員であることを示す証票は別に定める。

◇ 静岡市災害対策本部運営要綱（資料編1-4）

カ 廃止

市長（本部長）は、災害の危険が解消したと認められるとき、又は災害発生後における応急措置がおおむね完了したときは、災害対策本部を廃止する。

(3) 水防本部

水防本部組織に関し必要な事項は「第32節 水防計画」の定めるところによる。ただし、災害対策本部が設置されたときは、その組織に統合されるものとする。

第3節 職員の動員計画[総務、危機、区]

1 主旨

この計画は、災害対策本部を設置し、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するために必要な職員の配備と指示の伝達方法について定める。

2 職員配備体制

災害の状況に応じて、別に定める「災害時職員配備基準」に基づき、災害対策本部、区本部、地区支部並びに各部に必要な職員を配備する。

3 指示の伝達経路と動員方法

職員に対して、別に定める指示伝達の経路に従い、迅速かつ正確に指示を伝達する。

◇ 非常配備の伝達方法（資料編2-9）

(1) 勤務時間内の指示伝達

庁舎内の職員に対しては、庁内放送を使い一斉に指示を伝達する。また、出先の事務所等に対しては、各部のとりまとめ課より電話で迅速に指示を伝達する。

◇ 平常の勤務時間内における動員指令（資料編2-2）

(2) 休日又は勤務時間外における動員

職員は職員防災情報メールシステムからの指示を確認する。また、各部課の連絡責任者は予め各部課で定めた非常連絡系統図等を活用し、システム登録者以外の職員への指示の伝達を行う。地区支部についても同様に、連絡責任者が各支部で定めた非常連絡系統図等を活用し、支部員に伝達する。

なお、動員指令の伝達方法については、不測の災害に備えて数種の経路を設定するなど、最善の対策をとるよう配慮するものとする。

通信手段が途絶し、職員に対する動員指令の伝達が困難となったときは、職員自身によりテレビ、ラジオ等から情報等を入手し、災害時職員配備基準に基づき参集するものとする。

交通の途絶により職員が本来の配備先に参集できない場合には、最寄りの庁舎等に参集し災害対応業務を支援する。

◇ 休日又は勤務時間外における指示・情報の伝達系統（資料編2-3）

(3) 報告

災害対策本部、区本部、地区支部及び各部の連絡責任者は、配備に就いた人員を随時、庶務班動員担当に報告する。

◇ 災害時における職員参集状況報告手順（資料編2-10）

第4節 派遣要請計画[総務、危機]

1 主旨

市長は、災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、防災関係機関の長又は他の地方公共団体の長に対して、職員の派遣を要請する。

また、知事に対して、指定行政機関、指定地方行政機関及び他の地方公共団体の職員の派遣について、あつせんを求めるものとする。

庁内全体及び各業務担当における受援担当者を設置するとともに、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用等により、応援職員等の執務スペースの確保を行う。

なお、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するとともに、応援職員の受入に当たっては、応援職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

2 応援要請の基準

災害が発生したとき、人命又は財産を保護するために実施すべき応急対策が、市においては実施が不可能又は困難な事態が発生した場合とする。

3 職員の派遣要請

(1) 指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣要請（法第29条関係）

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、次の事項を記載した文書をもって、指定地方行政機関の長又は指定公共機関に対して、当該指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請する。

ア 派遣を要請する理由

イ 派遣を要請する職種及び職種別人員数

ウ 派遣を必要とする期間

エ 派遣される職員の給与その他勤務条件

オ その他職員の派遣について必要事項

(2) 他の地方公共団体の職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、前項に掲げる事項を記載した文書をもって、他の地方公共団体の長に対し、職員の派遣を要請する。

4 職員の派遣のあつせん

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、次の事項を記載した文書をもって、知事に対し、指定行政機関、指定地方行政機関又は他の地方公共団体の職員の派遣についてあつせんを求めるものとする。

(1) 派遣のあつせんを求める理由

(2) 派遣のあつせんを求める職種及び職種別人員数

(3) 派遣を必要とする期間

(4) 派遣される職員の給与その他勤務条件

(5) その他職員のあつせんについて必要事項

第5節 予警報の受領及び伝達計画〔総務、危機、観光、福祉、子ども、区、教育〕

1 主旨

この計画は、気象・地象・水象（以下、この節において「気象等」という。）に関する特別警報、警報、注意報及び情報は、災害応急対策活動の基礎となるものであり、その受領伝達は迅速かつ確実にを行う必要がある。そのため県及び防災関係機関等との有機的連絡を密にするとともに連絡系統を確立し、非常事態に対処できるよう定める。

特に、気象等の特別警報、大津波警報について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに同報無線、静岡市防災メール等により住民へ周知する。

2 受領及び伝達する予警報の種類と内容

(1) 気象等の特別警報、警報、注意報及び情報（以下「特別警報」「警報」「注意報」「情報」という。）

ア 特別警報

大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、静岡地方気象台がその旨を警告して行う予報である。

イ 警報

大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、静岡地方気象台がその旨を警告して行う予報である。

ウ 注意報

大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、静岡地方気象台がその旨を注意して行う予報である。

エ 気象情報

(ア) 「全般気象情報」とは、気象庁が全国的な気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表するものである。

(イ) 「東海地方気象情報」とは、名古屋地方気象台が東海地方の気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表するものである。

(ウ) 「静岡県気象情報」とは、静岡地方気象台が静岡県内の気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表するものである。

オ 土砂災害警戒情報

静岡県と静岡地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となった時に、市長が避難指示等を発表する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう静岡市では静岡市北部、静岡市南部に細分して発表される。この情報は避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表されているときは、避難指示等の対象地区の範囲が十分であるかどうかなど、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難指示の対象地域の拡大等の更

なる措置を検討する必要がある。

カ 記録的短時間大雨情報

県内で、大雨警報発表中において、キキクル（危険度分布）の「非常に危険」（うす紫）が出現している場合に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、静岡県気象情報の一種として発表する。

キ 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、一次細分区域で発表する。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が一次細分区域単位で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

表 3-1 気象等の注意報及び警報の発表細分区域（平成22年5月27日現在）

一 次 細分区域	市町村 等をま とめた 地域	二 次 細分区域	地 域 名
中 部	中部北	静岡市 北 部	葵区（相淵、相俣、赤沢、井川、岩崎、有東木、梅ヶ島、大沢、大間、奥池ヶ谷、奥仙俣、落合、鍵穴、柿島、上落合、上坂本、桂山、崩野、口坂本、口仙俣、黒俣、小河内、腰越、小島、坂ノ上、坂本、杉尾、内匠、田代、寺島、渡、栃沢、長熊、中沢、長妻田、中平、檜尾、入島、日向、平野、昼居渡、森腰、諸子沢、八草、湯ノ島、油野、横沢、横山、蕨野に限る）
	中部南	静岡市 南 部	葵区（静岡市北部の区域を除く）・駿河区・清水区

(2) 指定河川洪水予報

水防法（昭和24年法律第193号）第10条、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2より、国土交通大臣が指定した安倍川に係る洪水予報は、国土交通省中部地方整備局静岡河川事務所と静岡地方気象台が共同で発表する。また、同様に富士川に係る洪水予報は、同関東地方整備局甲府河川国道事務所、甲府地方気象台、静岡地方気象台が共同で発表する。

(3) 災害時気象支援資料

静岡地方気象台は、災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。

(4) 水防警報

国土交通大臣又は知事が指定する河川、海岸又は湖沼に洪水若しくは高潮・波浪による災害の発生が予想される場合に国土交通大臣又は知事が発表するものである。

(5) 地方海上警報及び予報

東海地方の海上船舶に対して名古屋地方気象台が発表するものである。

(6) 火災警報

消防法第22条第3項による知事の通報を受けた市長は、必要に応じて市域に火災に関する警報を発表するものとする。

(7) 緊急地震速報

緊急地震速報 (特別警報)	気象庁が、震度6弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し発表する。
緊急地震速報 (警報)	気象庁が、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し発表する。

なお、静岡市が含まれる予報区は「静岡県中部」である。

注) 緊急地震速報(警報)は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

(8) 地震情報

地震情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を約190地域に区分)と地震の揺れの発現時刻を速報
震源に関する情報	・震度3以上 (大津波警報、津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報または注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表

推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表

(9) 津波情報等

津波対策編 第3章 災害応急対策 第4節 情報活動 参照

(10) 東海地震に関連する情報

東海地震とは、静岡県中部から遠州灘周辺を震源域とし、いつ発生してもおかしくないと考えられているマグニチュード8クラスの巨大地震で、これまでの研究や観測体制の構築から唯一予知の可能性のある地震である。気象庁は、関係機関の協力も得て、地殻変動や地震等を24時間体制で監視し、異常なデータが観測された場合には「東海地震に関連する情報」を、各情報が意味する危険度に応じた「カラーレベル」を付し、お知らせする。

なお、前兆すべりが急激に進んだ場合や前兆すべりが小さい場合等には、直前予知ができない場合もあるので、日ごろから東海地震への備えをしておくことが大切である。

表3-2 東海地震に関連する情報の種類

情報名	発表基準等
東海地震予知情報 [カラーレベル 赤]	東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合に発表
東海地震注意情報 [カラーレベル 黄]	観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められた場合に発表
東海地震に関連する調査情報 [カラーレベル 青]	臨時 観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況を発表
	定例 毎月の定例の「判定会」で調査した評価結果を発表

※ 各情報発表後、東海地震発生のおそれがなくなったと判断された場合は、その旨が各情報で発表される。

(11) 南海トラフ地震に関連する情報

南海トラフ地震は、概ね100～150年間隔で繰り返し発生しており、前回の南海トラフ地震（昭和東南海地震（1944年）及び昭和南海地震（1946年））が発生してから70年以上経過した現在では、次の南海トラフ地震発生の切迫性が高まってきている。気象庁は、南海

トラフ全域を対象に地震発生の可能性が高まった場合に「南海トラフ地震に関連する情報」を公表する。

表 3-3 南海トラフ地震に関連する情報の種類

情報名		発表基準等	
	キーワード		
南海トラフ地震 臨時情報	調査中	<ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合 	<ul style="list-style-type: none"> 観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
	巨大地震警戒		<ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において M8.0 以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意		<ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界において M7.0 以上、M8.0 未満の地震が発生したと評価した場合 想定震源域のプレート境界以外や、想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲で M7.0 以上の地震が発生したと評価した場合 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合
	調査終了		<ul style="list-style-type: none"> 巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合
南海トラフ地震 関連解説情報		<ul style="list-style-type: none"> 観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） 	

3 予警報等の受領及び伝達の経路

(1) 災害対策本部開設前

ア 勤務時間内の予警報等の受領及び伝達

◇ 災害対策本部開設前、勤務時間内における予警報等の受領と伝達系統図
(資料編 2-4)

イ 勤務時間外の予警報等の受領及び伝達

◇ 災害対策本部開設前、休日又は勤務時間外における予警報等の受領と伝達系統図
(資料編 2-5)

(2) 災害対策本部が開設されている場合における予警報等の受領及び伝達

◇ 災害対策本部が開設されている場合における予警報等の受領と伝達系統図
(資料編 2-6)

4 予警報等の受領責任者

- (1) 静岡地方気象台から各機関を通して発表される気象予警報、水防本部を通して伝達される水防警報、各種の情報、対策の通報等の受領責任者は、災害対策本部開設前は危機管理総室次長とし、災害対策本部開設後は情報班長とする。
- (2) 予警報等の受領責任者は、災害対策本部開設前には関係各課、災害対策本部開設後は本部長並びに本部員に速やかに報告する。

5 予警報等の住民への伝達

市は、受信した情報を同報無線、広報車等により速やかに住民に周知するものとし、可能な限り要配慮者に配慮した情報の伝達に努めるものとする。

◇ 気象等の予報（注意報）及び警報伝達系統図 (資料編 2-7)

第6節 災害情報の収集及び報告計画[危機、企画、財政、税務、商工、農水、建設、区、教育]

1 主旨

この計画は、災害に関する情報を迅速に収集し、被害状況を的確に把握するため、本部の情報収集機能の充実強化を図るとともに、防災関係機関並びに民間諸団体との協力体制を確立し、効率の高い情報活動及び被害状況調査活動が展開できるよう、次のように定める。

2 災害情報の収集

(1) 災害情報の統制機能

大量に発生する情報を整理統合し、災害に関する必要な情報を的確に収集するための機能の強化を図るとともに、通信窓口の明確化又は一本化を図るものとする。

(2) 災害情報の整理分析

災害に関する情報を整理分析し、総合的な応急対策の実施を図るとともに、被害の拡大防止対策が適切に実施できるよう、機能の整備に努めるものとする。

(3) 市民及び防災関係機関の協力

災害が発生し、又は発生するおそれがある異常現象（異常水位、地すべり、がけ崩れ、火災等）を発見した者は、ただちにその旨を市及び防災関係機関等に届け出るものとする。また、市が火山噴火や竜巻等を発見した通報を受けたときは、気象庁（0570-015-

024) へ通報するものとする。

なお、市及び防災関係機関等は、必要に応じて相互に災害情報の交換を行う。このため防災関係機関等は、情報担当責任者を定めておくものとする。

(4) 情報収集・連絡体制の整備

市は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じて航空機、無人航空機、情報共有システム等を活用するなど、迅速な情報収集・連絡体制を整備するものとする。

3 災害対策本部設置前の措置

- (1) 各部課の職員は、災害に関する情報、被害状況報告等の通報を受けたときは、所属長に報告するとともに危機管理総室次長に報告する。
- (2) 危機管理総室次長は、前記の報告又は直接収集した被害状況を取りまとめ、関係各部課長に通報し、重要事項と認めたときは、危機管理統括監を通じて市長等に報告する。
- (3) 災害対策本部が設置されたときは、全ての情報及び資料を情報班に引継ぐものとする。

4 災害対策本部設置後の措置

- (1) 災害対策本部情報班は、災害に関する全ての情報を接受し、情報収集にあたる。
- (2) 災害対策本部の各区本部は、所轄内の災害に関するすべての情報を接受し、情報収集にあたる。重要事項と認めた情報は、災害対策本部情報班に報告する。
- (3) 現地活動拠点への派遣職員は、所轄区域内で得た災害に関する情報を所属の区本部に報告する。

5 被害状況の調査

被害状況の調査にあたっては、調査担当職員を現地に派遣し、各自主防災組織（自治会・町内会）、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、商工業組合、商工会議所、その他民間諸団体等の協力を得て迅速かつ正確に実施する。

(1) 人の被害並びに住家及び非住家の被害調査

被害の判定基準に基づき調査を行う。なお、人の被害並びに住家の被害については救助及びその他の災害応急対策を実施する基礎となるものであり、災害の規模又は程度によっては職員等の応援を要請し、早急に調査を完了するよう配慮するものとする。

◇ 災害救助法の適用（資料編6-1）

(2) 農林水産関係の被害調査

ア 農地、農業用施設、林地、林業施設及び林産物の被害調査は、農業協同組合及び森林組合等の協力を得て実施する。

イ 農作物、家畜の被害、内水面漁業にかかる生産施設及び水産物の被害調査は、農業協同組合、漁業協同組合等の協力を得て実施する。

ウ 漁港、水産施設及び水産物の被害調査は、漁業協同組合等の協力を得て実施する。（ただし、内水面漁業に係る生産施設及び水産物の被害は除く。）

(3) 商工業関係の被害調査

商工業及びサービス業の被害調査は、商工業組合、商工会議所等の協力を得て実施する。

(4) 土木関係の被害調査

道路、道路の附属施設、河川の被害及び急傾斜地崩壊危険区域指定地の被害調査は、建

設業協会等の協力を得て実施する。

(5) 学校関係施設の被害調査

学校関係施設の被害調査は、施設管理責任者（学校長等）に実施を依頼する。

(6) その他の被害

行政用財産については、各所管課の属する班が専門分野の協力を得て調査する。

6 調査報告と「罹災証明書」の交付

人並びに住家及び非住家の被害調査を実施した後は、速やかに「災害罹災者調査原票」を作成するとともに、罹災者から申請があった場合は「罹災証明書」を遅滞なく交付する。

◇ 災害罹災者調査原票 （資料編 6-2）

◇ 罹災証明書 （資料編 6-3）

7 県等への報告及び要請

市は、災害発生後に適宜、定められた様式・手順により被害速報（随時）及び定時報告、確定報告を県に報告する。県の「情報広報実施要領」に定める情報事項について速やかに県に報告し、又は要請を行うものとする。

ただし、県に報告できない場合は、一時的に消防庁へ報告する。また、市の区域内で震度5強以上を記録した場合（被害の有無を問わない。）には、市から直接消防庁へも報告する。なお、連絡がつき次第、県の災害対策本部にも報告する。情報及び要請すべき事項の主なものは次のとおりである。

- (1) 緊急要請事項
- (2) 被害状況
- (3) 市の災害応急対策実施状況

(消防庁応急対策室)

	電 話	F A X
平日（9:30～18:15）	03-5253-7527	03-5253-7537
上記以外	03-5253-7777	03-5253-7553

ア 消防機関への通報が殺到した場合及び市の区域内で震度5強以上を記録した場合は、直ちにその状況を県及び直接消防庁へも、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市は第一報後の報告についても引き続き消防庁に対しても行うものとする。

イ 知事に対して要請すべき事項がある場合は、他の各計画に定める必要事項を具備して要請する。

ウ 行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県に連絡するものとする。

8 通信系統

本部、区本部及び地区支部

災害が発生し、もしくは発生するおそれがある場合における必要な情報の収集又は伝達のための通信系統は、次によるものとする。

◇ 防災情報通信系統 （資料編 2-11）

9 通信手段

- (1) 防災行政無線（基地局を災害対策本部室におき、必要に応じ移動局を設置するものとする。）
- (2) 防災相互無線
 - ◇ 防災相互無線一覧表（資料編 3-4）
- (3) 地域防災無線
 - ◇ 同報無線（子局）設置場所一覧表（資料編 3-1）
 - ◇ 地域防災無線局一覧表（資料編 3-3）
- (4) 携帯電話
 - ◇ 携帯電話設置場所一覧表（資料編 3-5）
- (5) 衛星携帯電話
 - ◇ 衛星携帯電話設置場所一覧表（資料編 3-6）
- (6) NTT加入電話

10 通信施設の利用方法

災害の発生により有線通信回線が被災し、不通となった場合、防災行政無線をはじめ、防災関係機関等の非常通信を最大限に活用し、非常の際における通信連絡体制を確保する。

(1) 通信連絡の方法

災害時における通信連絡の円滑な運営を図り、混乱を防止するため不用不急の通信の排除に努めるとともに、通信の窓口となる災害対策本部の連絡責任者及び電話番号を指定し、関係各機関に周知する。また、有線通信が途絶したときは、行政有線通信を防災無線通信に切り替えるほか、口頭により連絡するものとする。

(2) 非常通信の確保

ア 災害の規模又は状況により通信回線を新設あるいは補充するときは、臨時回線の設置について西日本電信電話株式会社静岡支店に協力を要請するものとする。

イ 有線電話が途絶したとき、又は通話が混んで利用することが困難なときは、防災行政無線、防災相互無線、地域防災無線、衛星携帯電話など、通信状況や通信の相手方等を考慮して最も有効な手段を用いて通信連絡の確保を図る。

(3) 放送の活用

緊急を要する場合で特別の必要があるときは、報道機関に対し、災害に関する通知、要請、伝達、警告等の放送を依頼するものとする。

(4) 同報無線等の利用

災害が発生したとき、又は発生のおそれのあるときは、同報無線等を活用し、市民に情報の周知徹底を図る。

第7節 通信施設応急対策計画〔総務、危機〕

西日本電信電話株式会社静岡支店等の通信事業者は、災害応急対策活動の基幹となる通信施設を災害から防護し、防災関係機関の緊急連絡回線を確保するとともに、市民の情報活動の円滑化を図るため、その非常災害時の対策計画に基づいて防災活動を行うとともに、県・市をはじめ防災関係

機関等と協力して、ライフラインとしての機能の維持を図る。

第8節 災害広報計画[総務、危機、市民、区]

1 主旨

この計画は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、人心の安定と社会秩序の維持を図るため、市の広報紙・広報車をはじめ、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関の協力を得て市民に対して、被害の状況、災害応急対策その他必要な情報を正確かつ迅速に広報する。

なお、その際、高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦、傷病者及び日本語のわからない外国人等の要配慮者に配慮した広報を行うものとする。

市及びライフライン事業者は、住民等からの問合せ等に対応する体制について、あらかじめ計画しておくものとする。

2 広報事項

市災害対策本部が広報すべき事項については、住民生活に密接に関係ある事項を中心に適切かつ迅速な広報を行う。

広報事項の主なものは、次のとおりである。

- (1) 気象、地象、水象に関する情報
- (2) 地震発生時の注意事項、特に出火防止、津波及び余震に関する注意の喚起
- (3) 電気、ガス、上下水道、電話、鉄道、道路、空港等の被害状況及び復旧見込み
- (4) 医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報
- (5) 防災関係機関の対応状況及び復旧見込み
- (6) 人心安定のため市民に対する呼びかけ
- (7) 自主防災組織に対する活動実施要請
- (8) その他社会秩序保持のための必要事項

3 報道機関に対する発表

(1) 情報発表者

災害対策本部において、報道機関に対応する場合の責任者は広報班長とする。

(2) 情報発表方法

報道機関に対する情報の発表は、原則として市政記者クラブを通じて行うが、必要により災害対策本部へ参集を求めて行うものとする。

(3) 発表内容

発表する情報の内容は、災害の種別、発生の場所及び日時、被害状況、応急対策の状況、住民に対する避難指示の状況、一般市民並びに被災者に対する広報資料等とする。

4 広報実施手段

市が災害対策上、必要な事項を市民に周知する場合は、別に掲げる各種の媒体を活用して行うものとする。停電や通信障害発生時には、情報を得る手段が限られることにも配慮する。

- (1) 同報無線
- (2) 印刷媒体

- ア 広報紙
 - イ 回覧文書
 - ウ ポスター・チラシ類
 - エ 市政記者クラブ加盟の日刊紙
 - オ 災害記録写真グラフ等
- (3) 視聴覚媒体
- ア 放送機関等
 - (ア) ラジオ放送（日本放送協会静岡放送局、静岡放送株式会社、静岡エフエム放送株式会社）
 - (イ) テレビ放送（日本放送協会静岡放送局、静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビ）
 - イ インターネット（公式ホームページ、公式SNS等）
 - ウ 携帯電話を使った情報の配信（静岡市防災メール、緊急速報メール）
 - エ 災害情報共有システム（Lアラート）
- (4) 広報車
- 緊急に広報を必要とする場合は、広報車を出動させる。
- (5) 有線放送（ケーブルテレビ：株式会社トコちゃんねる静岡）
- 災害対策の情報が特定の地域に関するものである場合は、有線放送事業者の協力を得て、有線放送を活用した広報に努めるものとする。
- (6) コミュニティFM（株式会社シティエフエム静岡、株式会社エフエムしみず）
- 「緊急情報放送に関する協定書」及び「災害時等における放送要請に関する協定」に基づき、コミュニティFM放送局の協力を得て、緊急情報や災害関連情報を放送するものとする。
- ◇ 情報に関する協定（資料編5-6）

5 市民等が災害応急対策上必要な情報を入手する方法

市民等は、各人がそれぞれ情報を正確に把握し適切な行動及び防災活動を行うよう努めるものとする。

- (1) 緊急警報放送受信機付ラジオ、テレビ
津波警報、知事・市長の放送要請事項
- (2) ラジオ、テレビ
地震情報等、交通機関運行状況等
- (3) 同報無線、有線放送、コミュニティFM、静岡市防災メール、緊急速報メール等
市域内の情報、指示、指導等
- (4) インターネット（公式ホームページ、公式SNS等）
市域内の情報、指示、指導等
- (5) 自主防災組織を通じた連絡
主として災害対策本部からの指示、指導、救助措置等
- (6) サイレン
津波警報、火災の発生の通報

6 被災者の安否に関する情報の提供・公表等

被災者支援システム等を利用した安否情報の収集、整理及び提供を可能とする体制を整備するように努めるものとする。

被災者の人命救助活動を迅速・円滑に実施するため、市は、県及び警察等と連携し、氏名等の公表を前提とした安否不明者、行方不明者及び死亡者の情報の収集・把握、関係者との調整、名簿の作成等を行う。また、県及び市は、安否不明者、行方不明者及び死亡者の氏名等について公表する。

7 記録写真集等の作成

災害の記録写真は、広報媒体としてのみでなく、国・県に対する報告資料としても重要なものである。市は、各部・班が行う被害調査及び災害応急対策活動状況を撮影した写真を収集するとともに、必要に応じて担当の職員を現地に派遣し、写真やビデオ等の撮影を行う。

また、報道機関が撮影したものについて提供を依頼する。

8 外部機関からの広報事項の受領及び連絡

- (1) 市は外部機関からの災害対策に関する事項について、広報を依頼された場合は、これを受領し、その広報に必要な媒体を活用し広報する。
- (2) 広報班長は、県又は外部機関からの災害対策上、必要な広報事項を受領した場合は、情報班に連絡する。

9 防災関係機関との協力

情報の混乱を防止し、広報活動の効果を高めるため、防災関係機関との緊密な連絡をとり、共同広報について積極的に協力するものとする。

10 経費負担区分

ラジオ放送及びテレビ放送を活用する場合の経費は、放送依頼時において、その都度協議して定める。

第9節 災害救助法の適用計画[危機、市民、その他災害救助法に関わる全部局]

1 主旨

この計画は、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく救助の円滑な実施を図り、もってその万全を期することを目的とする。

◇ 災害救助法の適用（資料編6-1）

2 災害救助法の適用基準

- (1) 災害が発生した段階の適用（災害救助法第2条第1項）

（災害救助法施行令第1条第1項第1号から第4号）

ア 1号適用

住家の滅失（全壊、全焼又は流出）世帯数が市域内で150世帯以上（いずれかの区において100世帯以上。ただし、この場合は該当する区のみ適用）に達した場合

イ 2号適用

滅失世帯数がアの基準に達しないが、静岡県下の滅失世帯数が2,500世帯以上であり、本市における滅失世帯数が75世帯以上（各区のいずれかにおいて50世帯以上。この場合該当する区のみ）に達した場合

ウ 3号適用

滅失世帯数がア又はイの基準に達しないが、静岡県下の滅失世帯数が12,000世帯以上で、本市における被害世帯が多数の場合なお、多数とはおおむね5世帯以上であり、市の被害状況が特に援助を要する状態にあると判断されたときをいう。

エ 4号適用

多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合

(2) 災害が発生するおそれ段階の適用（災害救助法第2条第2項）

災害が発生するおそれがある段階で、国が災害対策本部を設置し、その所管区域となり、当該区域内で被害を受けるおそれがある場合

3 被害世帯の算定基準

(1) 前項に記載する適用基準1～3に規定する住家が滅失した世帯の算定にあたっては、全壊、全焼、流出世帯は滅失世帯とし、住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

(2) 世帯及び住家の単位

ア 世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。（同一家屋内であっても生活の実態が別の場合は2世帯とする。又、寄宿舍、下宿等で共同生活を営んでいるものについては、その共同体をもって1世帯とする。）

イ 住家

現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋がしゃ断又は独立しており、日常生活に必要な設計を有しているものなどについては、それぞれをもって1住家として取り扱う。

4 災害救助法の適用手続

(1) 県への報告

市域内に災害が発生したときは、速やかに当該災害の状況及びこれに対してとった措置の概要を県に報告する。

(2) 災害救助法に基づく事務

災害救助法が適用されたときは、担当する各部各班が災害救助に関する事務を執行する。なお、救助経費求償関係事務の取りまとめ及び県との調整は市民生活総括班が行う。

5 災害救助法が適用される事務

災害に際し市における被害が、前記「2 災害救助法の適用基準」のいずれかに該当している場合、次に掲げる応急救助事務について、知事からその事務の内容及び期間について通知を受ける。

(1) 避難所の設置及び受入

(2) 炊出し、その他による食品の給与

- (3) 飲料水の供給
- (4) 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与
- (5) 医療及び助産
- (6) 罹災者の救出
- (7) 罹災者の住宅の応急修理
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 遺体の搜索
- (11) 遺体の措置
- (12) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

6 費用限度額

災害救助法が適用された場合における費用の限度額は、災害救助法施行細則（昭和38年静岡県規則第25号）に基づき、静岡県が別に定める額とする。

7 一時繰替支弁

市は、救助に要する費用を県が支弁する暇がない場合は、一時繰替支弁する。

8 災害救助法適用外の災害

災害救助法が適用されない災害の場合には、被災状況により市長の責任において救助を実施する。

第10節 避難救出計画[危機、市民、福祉、子ども、病院、区、消防、教育]

1 主旨

この計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、危険地域にある住民に対し避難の指示を行い、安全地域に避難させるために必要な措置を定める。

2 避難の指示

(1) 実施責任者

ア 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命又は身体を災害から保護するため必要があるときは、必要と認める地域の住民に対して、避難のための準備情報の提供や立退き等避難の指示を行う。この際、屋外避難を行うことによりかえって住民の生命又は身体に危険が及ぶ恐れがあると認めるときは、必要と認める地域において、屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示することができる。特に、高齢者や障がいのある人等、避難行動に時間を要する要配慮者が迅速に避難できるよう、避難に関する情報の伝達を行うなど、静岡市避難行動要支援者避難支援プランに沿った避難支援を行うよう努める。

地震災害発生時においては、山・がけ崩れ及び延焼火災の危険予想地域の住民等は、的確に状況を把握し、安全で効率的な避難活動を行う必要がある。また、危険予想地域外に

においても、建物倒壊その他の要因により、避難が必要となる場合がある。このため、市及び県は適切な措置を講じ、住民等の生命、身体の安全確保に努める。

さらに、市は、避難指示等の発表に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

また、躊躇なく避難情報等を発表できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

なお、緊急を要する場合は、副市長、危機管理統括監、区長又は消防長若しくは消防署長が臨時に代理する。

イ 避難の指示権の委任を受けた者

市長等の命を受け、災害現場に派遣された職員

ウ 知事

市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合には、知事が市長に代わって避難のための立退きの指示を行うものとする。

エ 関係法令に基づいて、避難の指示等を行うものは次のとおりである。

表 3-4 災害対策基本法等関係法令による避難の指示の実施責任者

実施責任者	区 分	災害の種類	根 拠 法 令
市 長	指 示	災 害 全 般	災害対策基本法第60条
警 察 官	指 示	災 害 全 般	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条
海上保安官	指 示	災 害 全 般	災害対策基本法第61条
知事又は知事の命 を受けた職員	指 示	洪水・高潮 地すべり	水防法第29条 地すべり等防止法第25条
水防管理者	指 示	洪水・高潮	水防法第29条
自 衛 官	指 示	災 害 全 般	自衛隊法第94条

(2) 市長は、避難の指示をしたとき、又は警察官等から指示を行った旨の通報を受けたときは、総括班に命じ、指示の種別、実施責任者、指示の理由、日時、避難の対象区域、連絡先等を記録させるとともに、ただちに知事に報告する。また、必要に応じ警察署並びに避難所として利用する施設の管理者その他関係機関に連絡し協力を求める。これら避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

(3) 市長は、避難の必要がなくなったときは、その旨を避難者に防災メール等、適切な方法により公表するとともに、知事に報告する。

3 避難の指示の伝達方法

市長は、危険地域の自主防災組織、住民及び事業所等に対し同報無線、サイレン、静岡市防災メール、コミュニティFM放送、緊急速報メール、テレビ、災害情報共有システム（Lアラート）、ラジオ、広報車その他の方法により住民に周知徹底を図る。その際、要配慮者への的確な情報提供に特に配慮するよう努める。

市長は、避難のための立退きを指示する場合等において、その通信のため特別の必要があるときは、電気通信設備を優先的に利用し、又はインターネットを利用した情報の提供を行うことを当該事業者等に求める。

避難の指示を行う場合の伝達内容は概ね次のとおりとする。

- (1) 高齢者等避難、避難の指示の主旨
- (2) 高齢者等避難、避難の指示の対象地域名
- (3) 避難場所（所在地、名称、受入人員）
- (4) 避難の経路及び誘導方法
- (5) その他注意事項等

4 避難の対象者

- (1) 災害によって、現に被害を受けた者で住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水等の被害を受け、居住の場所を失った者
- (2) 災害によって、被害を受けるおそれのある者

5 避難者の誘導等

- (1) 市

住民の避難にあたっては、自主防災組織等の避難誘導のもとに、高齢者、障がいのある人等の保護を優先するなど、要配慮者に特に配慮した避難誘導を実施するものとする。また、避難時の混乱防止及び円滑な避難誘導を実施するため、警察官、自衛官、海上保安官等と相互に密接な連絡をとるとともに必要に応じ出動を求めるものとする。

- (2) 学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、施設内の利用者等を安全に避難させるため、避難誘導を行う。

- (3) 道路管理者

道路管理者は、警察等と連携し住民の安全のために避難路の確保に努める。

6 安否確認

安否確認の実施にあたっては、要配慮者に十分配慮するよう努めるものとする。

7 要配慮者の避難支援

市は、高齢者、障がいのある人等の要配慮者のための静岡市避難行動要支援者避難支援プランに基づき、避難支援に努めるものとする。

8 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるとき、市長は警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該地域への立入りを制限し、もしくは禁止し、又は当該地域からの退去を命ずることができる。

- (1) 警察官、海上保安官又は自衛官の代行

警察官、海上保安官又は自衛官は法第63条第2項、第3項の規定により市長の職権を行うことができる。警戒区域を設定した場合、警察官、海上保安官又は自衛官は、ただちに

その旨を市長に通知する。

(2) 知事による代行

知事は、市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合には、法第73条第1項の規定により、市長に代わって警戒区域の設定、立入りの制限、退去命令等を実施しなければならない。

9 物資調達・輸送調整等支援システム

市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、生活必需品、その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

市は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

10 避難行動要支援者への支援

市は、被災した避難行動要支援者に対し、被災状況やニーズを把握し、継続した福祉サービスの提供を行うよう努めるものとする。

(1) 避難行動要支援者の被災状況の把握等

ア 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導及び被災状況の把握

(ア) 安否確認・避難誘導

市は、発災時等においては、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難支援計画等に基づき、自主防災組織等の地域の協力を得ながら、在宅要援護高齢者、障がいのある人その他の避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。

(イ) 被災状況の把握

市は、所管する社会福祉施設等の施設設備、入所者、職員及び福祉関係スタッフ等の被災状況の迅速な把握に努める。

イ 福祉ニーズの把握

市は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において、福祉サービスを組織的・継続的に提供できるよう、避難所に相談窓口を設置するなど、福祉ニーズの迅速な把握に努める。

(2) 被災した避難行動要支援者への支援活動

避難誘導、避難所等での生活環境、応急仮設住宅への受入れに当たっては、避難行動要支援者に十分配慮するものとする。

ア 在宅福祉サービスの継続的提供

市は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続

的な提供に努める。

その際には、福祉サービス事業者等の支援者と可能な限り連携を図るとともに、避難行動要支援者本人の意思を尊重して対応する。

イ 避難行動要支援者の施設への緊急入所等

市は、被災により、居宅、避難所等では生活できない避難行動要支援者については本人の意思を尊重した上で、福祉避難所（二次的な避難施設）への避難及び社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行うよう努めるものとする。社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受け入れるよう努め、入所者が安心して生活を送ることができるよう支援を行う。

ウ 広域支援体制の確立

県は、市等を通じて、避難行動要支援者に関する被災状況等の情報を集約し、必要に応じて、国や近隣都県、関係団体等からの広域的な人的・物的支援を得ながら、被災市町等に介護職員等の福祉関係職員の派遣や避難行動要支援者の他の地域の社会福祉施設等への入所が迅速に行われるよう、広域調整を行うとともに、支援体制を確立する。

11 学校、社会福祉施設等における避難対策

- (1) 学校、大規模事業所、特殊建築物等の管理者は、あらかじめ定められた避難計画に基づいて安全に避難できるよう必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 病院、社会福祉施設等並びに多数の病人及び身動きの不自由な者を受入れている施設の管理者は、あらかじめ定められた避難計画に基づいて安全に避難できるよう必要な措置を講ずるものとする。

12 救助

(1) 対象者

災害により、食料品その他生活必需品の欠乏、住居のそう失、疾病傷病等の被害を受け、現に救助を必要としている者に対して救助を実施する。

(2) 救助の種類

- ア 避難所の設置及び応急仮設住宅の供与
- イ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- エ 医療及び助産
- オ 被災者の救出
- カ 被災した住宅の応急修理
- キ 学用品の給与
- ク 埋葬
- ケ 死体の搜索及び処理
- コ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

13 罹災者の救出

(1) 救出の対象

- ア 火災の際に火中にとり残された者

- イ 倒壊家屋の下敷きになった者
- ウ 津波を含む水害により、水とともに流され又は孤立した地点にとり残された者
- エ 山・がけ崩れ、地すべり、なだれ等により生き埋めになった者
- オ 大規模な爆発又は電車、自動車、航空機等による集団の大事故が発生し、負傷等により救護を要する者

(2) 救出の方法

救出活動は、消防局が担当するものとし、救出及び救急に必要な部隊編成、車両その他資機材を整備し、それぞれの実情に応じた作業を実施する。

なお、救護に必要な計画については、警察、医師会及び関係交通機関と連絡調整を図っておくものとする。

(3) 関係機関等への応援要請

災害による被害が甚大な場合あるいは災害が同時に多発し、消防局による救出が困難なときは、自衛隊、他の消防機関、県及び警察に応援を要請する。また、住民、事業所等で組織する自主防災組織、ボランティア等に対しても協力を要請する。

(4) 警察との連携

交通規制及び現場の警備等が必要となるため、特に警察署と緊密に連携して、罹災者の救出にあたるものとする。

(5) 医療機関との連携

市内の総合病院、医師会、看護協会等と連携して、救急業務にあたるものとする。

(6) 救出期間

災害救助法が適用された場合の救出の期間は、災害発生の日から3日以内とする。ただし、これによりがたい場合は、知事と協議をして期間を延長することができる。

14 県への要請事項

市長は、自ら避難及び救出を行うことが困難な場合には、下記事項を明らかにしたうえで、知事に応援を要請する。

(1) 避難の場合

- ア 避難希望地域
- イ 避難を要する人員
- ウ 避難期間
- エ 輸送手段
- オ その他必要事項（災害発生原因等）

(2) 救出の場合

- ア 救出を要する人員
- イ 周囲の状況（詳細に記入する。）
- ウ その他必要事項（災害発生原因等）

15 広域避難・広域一時滞在

市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、被災区域外への広域的な避難及び応急住宅への収容が必要であると判断した場合において、県内他

への受入れについては静岡県及び当該市町に協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認める

ときは、県に報告した上で自ら他の都道府県の市町村に協議することができる。

市及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結をするなど、災害時の具体的な避難や受入の方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。また、市は、避難所及び避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

市及び県は、国、運送事業者等とともに、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。また、政府本部、指定行政機関、公共機関及び事業者とともに、避難者のニーズを十分把握し、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努めるものとする。

本市の平野部は浜岡原子力発電所から約40km～70kmの距離にあり、原子力災害による広域避難者の受入れも併せて考慮する必要がある。

富士山の噴火に係る広域避難については、「富士山火山広域避難計画」に定めていることから、市は同計画を踏まえ、発災時の具体的な避難や受入の方法を県と協議して対応する。

(1) 県内他市町への広域避難・広域一時滞在を要請する場合

県内他市町への受入要請については、静岡県及び当該市町へ直接協議する。

広域避難を行う際は、自治会などコミュニティ単位で受入先の避難所に入れるように配慮する。また、避難先の避難所には可能な限り本市職員を配置し、避難者の状況把握に努める。

(2) 県内他市町から避難者を受入れる場合

広域避難を受入れる場合は、被災市町と協力して避難所の開設・運営等を行う。

市は、避難場所を指定する際に、広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

(3) 県外への広域避難・広域一時滞在を要請する場合

他の都道府県への受入要請については、静岡県に対し当該都道府県との協議を求める。

広域避難を行う際は、自治会などコミュニティ単位で受入先の避難所に入れるように配する。また、受入市町と協力して、広域避難者に対して必要な情報や支援が提供できる体制の整備に努める。

第11節 避難所運営計画[危機、福祉]

1 避難所の安全管理

(1) 避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため、避難所には市職員を配置し、避難所運営本部の活動支援、自主防災組織との連絡及び施設の管理等にあたる。

(2) 避難所の安全の確保と秩序維持のため、必要により警察官の配置を要請する。

(3) 避難所の安全管理上、適正な受入人員の把握に努め、受入能力からみて危険があると判断したときは、速やかに適切な措置を講ずる。

- (4) 正しい情報を避難者に知らせて、流言飛語の流布防止と不安の解消に努める。
- (5) 火災が発生した場合、火災状況、風向き、周囲の状況その他万一危険が迫った場合の広域避難地への避難のため、幹線避難路の状況等、常に情報収集に努める。
- (6) 避難所内に傷病人がいる場合は、速やかに適切な措置を講ずる。
- (7) 給食、給水その他当面必要とされる物資の供給等にあたっては、適切かつ迅速に措置して、避難者に不平不満が生じないように努める。
- (8) 避難所での避難生活の運営にあたっては、男女双方の運営責任者の選任に努めるとともに、性の多様性の観点から、性別等の違いによるニーズ等、要配慮者、女性や子ども等の安全確保、プライバシーの確保等に配慮するものとする。
- (9) 避難所における動物の飼養については、適正管理が可能な場所が確保できるよう配慮する。

2 避難所の開設・運営等

市は、災害が発生し、家屋の浸水、損壊、流失により避難を必要とする住民等を臨時に受け入れることのできる避難所を開設し、居住の確保、食料、衣料、医薬品、保健医療サービスの提供、生活環境の整備に必要な措置を講ずるとともに、市が設置した避難所以外に滞在する被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

県は、市を支援するため、施設の確保や避難者の移送等を行う。

(1) 避難所の開設

市は、避難が必要と判断した場合は、安全な避難所を指定し、周知するとともに、管理するための責任者を速やかに派遣し、災害の規模に応じて、必要な避難所を可能な限り当初から開設する。大規模な災害により、多数の市民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、高齢者、障がいのある人等の要配慮者を受入れるため、福祉避難所となる施設の管理者に開設を要請する。なお、必要に応じて県に応援を要請する。避難所の安全の確保と秩序維持のため、必要に応じて警察官の派遣を要請する。

さらに、要配慮者に配慮して、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。

避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、市内に避難所を設置・維持することの適否を検討する。

市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するよう努めるとともに、特定の避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

(2) 避難所の管理、運営

市は、施設管理者等の協力を得て、避難所を管理、運営を支援する。市長は、避難所の開設に際し、当該地域内に避難所として適当な箇所がない場合は、県管理施設の管理者と協議し、施設を使用することができる。

市は、避難者による自主的な運営を促すとともに、次の事項に留意して、避難所の円滑な管理、運営の支援に努める。

ア 避難所ごとに受入避難者に係る情報の早期把握及び自宅、テント、車等避難所外で生活している被災者等に係る情報の把握並びに県への報告

- イ 混乱防止のための避難者心得の掲示、流言飛語の流布防止、不安解消のための正しい情報の案内
- ウ 応急対策の実施状況・予定等の情報の掲示
- エ 避難者に不平不満が生じないようにするための適切迅速な給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給及びトイレ設置の状況等の把握
- オ 避難行動要支援者への配慮
- カ 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況等及び避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握並びに必要な措置の実施
- キ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のための、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置の実施
- ク 多言語支援が必要な避難者情報の収集及び当該避難者に対する言語、生活習慣、文化等の違いへの配慮
- ケ 相談窓口の設置（女性指導員の配置）
- コ 高齢者、障がいのある人、乳幼児、外国人、性的マイノリティ等の要配慮者への配慮
- サ 避難所運営組織において男女双方の意見が取り入れられる協力体制の確保
- シ 男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮
- ス 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズへの配慮
- セ 避難所における女性や子ども等に対する性犯罪・性暴力・DVの発生を防止するための女性用トイレと男性用トイレの分離、昼夜問わず安心して使用できる場所へのトイレ・更衣室・入浴施設等の配置、照明の増設、性犯罪・性暴力・DVに係る注意喚起のためのポスター掲載等の女性や子ども等の安全への配慮及び警察・病院・女性支援団体との連携による相談窓口情報の提供
- ソ ペットのためのスペース確保、必要な支援を受けるための県動物保護協会及び獣医師会等関係機関との連携及び飼い主の周辺への配慮の徹底
- タ 指定管理施設が避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めること
- チ 各避難所の運営者とともに、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換を行うこと
- ツ 被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合の防災担当部局と保健福祉担当部局が連携した感染症対策として必要な措置の実施及び自宅療養者等が避難所に避難する可能性を考慮した保健福祉担当部局から防災担当部局への避難所運営に必要な情報の共有
- テ 夏季における熱中症の予防や対処法に関する普及啓発

(3) 福祉避難所の開設

市は、災害の状況及び規模に応じて福祉避難所を開設し、それぞれの要配慮者が避難すべき福祉避難所を決定する。平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修所、ホテル、旅館、地域集会所等の活用等を含めた検討を行う。

(4) 2次避難所

2次避難所は、市の用意した避難所に避難した者のうち、避難生活の長期化により健康に支障を来すと判断される者を原則として7日以内の期間受け入れ、健康を回復させることを目的とするものである。

市は、県と連携し、大規模な災害により多数の市民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、避難者等を受け入れるため、宿泊施設等を避難所として確保するよう努める。

市は、大規模な災害により、事前に協定を結んだ宿泊施設だけでは2次避難所が不足する場合、県と連携し、速やかにその確保に努める。

(5) 避難所開設状況等の報告

下記事項について県に報告する。

ア 避難所開設状況報告（開設後ただちに行う）

(ア) 開設の日時及び場所

(イ) 箇所数及び受入人員

(ウ) 開設期間の見込み

イ 避難所受入状況報告（日報）

受入人員（避難所別）

ウ 避難所閉鎖報告（閉鎖後ただちに行う）

3 避難所の早期解消

市は、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅等利用可能な既存住宅のあっせん等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。また、市は、被災建築物応急危険度判定を迅速に実施し、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携し、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するとともに、自宅に戻った被災者への物資の安定供給等に努める。

なお、市、県、関係機関が連携して、より効率的・効果的な応急対策に取り組めるよう、避難所に滞在する被災者が早期に日常生活を取り戻すための方策を検討する。

他の都道府県への応急仮設住宅等への収容については、「第10節 避難救出計画 13 広域避難・広域一時滞在」による。

第12節 被災動物の救護計画〔衛生〕

災害により、在宅からの退去・避難を余儀なくされた者によるペットの避難所等における管理及び飼い主とはぐれたペットへの対応に支障のないよう市、飼い主の実施事項を定める。

1 同行避難動物への対応

(1) 市

「静岡市被災動物救護計画」等により、避難所等におけるペットの取扱い等について、広く住民に周知を行う。

(2) 飼い主

ア 人とペットが安全に避難するため、また避難所での管理を想定し、日頃からケージ等に慣れさせるとともに基本的なしつけを行う。

イ 日頃からペットの健康管理には注意し、感染症予防ワクチンの定期的な接種や外部寄生虫の駆除を行うことで、ペットの健康、衛生状態を確保しておく。

ウ 処方薬（療法食含む）、ペットフード・水（少なくとも5日分、できれば7日以上）、予備の首輪等必要な物資の備蓄を行う。

2 放浪動物への対応

(1) 市

ア 放浪動物への対応について静岡県と必要な連携を図る。

イ 狂犬病予防法に基づく原簿の整理を行い、管内の犬の飼育状況の把握に努める。

ウ 狂犬病予防法に基づき飼い主に交付する鑑札及び注射済票の飼い犬への装着を徹底させるよう啓発を行う。

エ 飼い主からの飼育犬の保護依頼に関し、静岡県に対して必要な協力を求める。

オ 静岡市に保護された犬、猫について、飼い主に関する情報の照会に必要な協力をすすめる。

(2) 飼い主

ア 保護された動物が飼い主のもとに確実に返還させるよう、迷子札等を装着し、飼い主の連絡先等を明らかにする。

イ 放たれた動物による住民の安全や公衆衛生環境の悪化を防ぐため、飼い主が避難地へ避難する場合には、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で、ペットとの同行避難（※）に努めるものとする。

※同行避難：災害時に、飼い主が飼育しているペットを同行し、避難地まで安全に避難すること。避難地へ避難後、在宅避難ができないため避難所で生活する飼い主とペットが同居することを意味するものではない。

3 被災動物の救護

災害の発生に伴い、犬、猫等のペットで明らかに被災により救護を必要としている動物（以下「対象動物」という）について、静岡市獣医師会・一般社団法人静岡県動物保護協会静岡支部及び公益社団法人日本愛玩動物協会静岡支部との間で締結した「災害時の動物救護活動に関する協定」に基づき、「静岡市被災動物救護計画」の定めるところにより「動物救護センター」を設置し、対象動物を一定期間保管する。

「動物救護センター」が設置されたときは、静岡市獣医師会と協力して運営にあたり、一般社団法人静岡県動物保護協会静岡支部及び公益社団法人日本愛玩動物協会静岡支部と協力して対象動物の飼育及び健康管理を行う。

第13節 食料供給計画[財政、商工、教育]

災害により日常の食事に支障があるり災者に対し必要な食料品を確保し支給するため、市、県等の実施事項を定め、食料供給に支障のないよう措置する。なお、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメント（情報の評価・分析）の実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努め、要配慮者等のニーズの違いに配慮するものとする。

1 実施主体と実施内容

<p>応急食料の確保計画量</p>	<p>県及び市は、別に定める品目ごとの必要量を確保するよう努めるものとする。大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようにできないという認識に立って初期の対応に十分な量の備蓄をする。</p>
<p>実施主体</p>	<p>内容</p>
<p>県</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 知事は、市から応急食料の調達又はあっせんの要請があったときは、調達又はあっせんに努める。 ・ 災害の規模に鑑み、被災市町が自ら応急食料の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に応急食料を確実に届けられるよう、応急食料の要請体制、調達体制、輸送体制の整備を図るものとする。 ・ 応急食料の調達先は、原則として、あらかじめ供給協定を締結した食料保有者（静岡県地域防災計画資料編Ⅱ(12・2・1)のとおり)とする。これによっても不足するときは、他の食料保有者から調達する。 ・ 応急食料の輸送は、原則として当該食料調達先の業者等に依頼する。当該食料調達先に依頼できないときは、静岡県地域防災計画＜第19節輸送計画＞に基づき措置する。 ・ 災害応急対策が完了するまでの間、必要に応じて、協定を締結した食料保有者の応急食料の在庫量の把握を行う。 ・ 県は、備蓄食料の状況等を踏まえ、供給すべき食料が不足し、自ら調達することが困難であるときは、国又は政府本部に、食料の調達を要請するものとする。 ・ 必要に応じて、保管命令、収用等応急食料の供給を確保する措置を講ずる。 ・ 知事は、国に対する応援要請によっても応急食料が不足する場合は、相互応援協定に基づき、全国知事会に対して、応急食料の調達を要請する。
<p>市</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 非常持出しができない被災住民や旅行者等に対して緊急物資を配分する。 2 緊急物資の調達先は、原則としてあらかじめ協定を締結している民間業者又は市中央卸売市場とする。また、不足が生じた場合等は、必要に応じて次の事項を示して、県に調達又はあっせんを要請する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 調達あっせんを必要とする理由 (2) 必要な緊急物資の品目及び数量 (3) 引渡しを受ける場所及び引受責任者 (4) 連絡課及び連絡責任者 (5) 荷役作業員の派遣の必要の有無 (6) 経費負担区分 (7) その他参考となる事項 3 協定先業者の取扱い物資の在庫量（供給可能量）をただちに把握するよう努める。 4 緊急物資の輸送は、事情の許す限り調達先に依頼する。調達先で輸送ができない場合は、輸送計画の定めるところによる。 5 緊急物資の配分にあたっては、事前に広報を行うとともに、避難場所において原則として自治会単位にその必要量を分配し公平の維持に努める。

	<p>6 市は、避難地その他の拠点に炊出し施設を設け、食料の提供を行うとともに、炊出しに必要なLPガス及び燃料器具の支給又はあっせんを行う。</p> <p>7 緊急物資の調達について、協定を締結している事業者に要請する。</p> <p>◇ 物資調達に関する協定 (資料編5-9)</p>
市民及び自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭及び自主防災組織の備蓄並びに市民相互の助け合いによって、可能な限り賄ってもらふものとする。 ・自主防災組織は、市の行う物資の配分に協力し、必要に応じ炊出しを行うものとする。また、炊出しに必要なLPガス及び燃料器具等を地域内のLPガス販売業者等の協力を得て確保する。
農林水産省	<p>県から応急食料の調達について協力要請があった時は、応急食料をあっせんし又は調達する。</p>

2 実施内容等

(1) 食料給与の対象者

- ア 避難所に避難した者
- イ 住家の被害が全焼、全壊、流出、半壊、半焼、床上浸水等であって炊事のできない者
- ウ 旅館等の宿泊人、一般家庭の来訪客等
- エ 被害を受け現在地に居住することができず、一時縁故先などに避難する者で、食料品をそう失し、持ち合わせのない者

(2) 対象品目

- ア 主食（米、弁当、パン、麺類、インスタント食品等の主食）
- イ 副食（調味料を含む）

(3) 給与の方法

給与は次の2種類とする。

ア 炊出し

罹災者に対する応急炊出し及び食料品給与の担当を定め、緊急の場合は必要に応じて自主防災組織、赤十字奉仕団等の協力を求め、給食施設あるいは仮設炊飯施設により炊出しを行う。

給食については、民間給食施設や食品製造業者等に協力を要請するなど、被災状況に適切して実施する。また、学校給食センター及び小中学校給食室は、供給体制が整い次第、避難者などの食料供給に協力する。

なお、衛生面に留意し、飲料水の衛生処理、器具、容器の洗浄、ハエ等の害虫駆除等を図るものとし、罹災者の健康保持のため、栄養指導についても配慮するものとする。

イ 食料の給与

食料の給与は、原則として包装食によるものとし、なるべく保存性の高い副食物を添える。

なお、主食は米麦飯あるいはパンを原則とし、副食は状況により添付するが、漬物、佃煮缶詰等で食器類を必要としない食品に配慮する。

また、食品の給与に替えて金銭の支給は行わず、数量については、1人1食精米200g以内（配給基準数量）、乾パン、生パン及び麺類については社会通念上の数量とする。

(4) 実施期間

災害発生の日から7日以内とする。

ただし、期間内に炊出しその他による食品給与を打ち切ることが困難な場合は、知事と協議して必要最小限の期間の延長をすることができる。

(5) 輸送方法

調達する食料の輸送は、原則として当該物資発注先の業者に依頼するものとし、当該業者において措置できないときは、「第25節 輸送計画」に基づき措置するものとする。

3 調達の仕方

交通、通信が途絶して市長が県に調達あっせんを要請できない場合の措置

災害救助法又は国民保護法が発動され、救援を行う場合、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、市長は農林水産省に対して政府所有米穀の緊急引き渡しを要請するものとする。

4 費用の限度額等

災害救助法が適用された場合、炊出しその他による食品給与のために支出できる費用の限度額は、災害救助法施行細則に基づき、静岡県が別に定める額とする。

5 実施状況の報告及び整備書類の作成

県が別に定める書類を整備するとともに、必要な都度、実施状況を報告する。

第14節 衣料・生活必需品・その他の物資及び燃料供給計画[財政、商工]

災害により物資の販売機構等が混乱し、物資を入手できない被災者に対し、急場をしのぐ程度の衣料、生活必需品その他の物資(以下この節において「物資」という。)及び燃料を確保するため、市、県等の実施事項を定め、物資の供給に支障のないよう措置する。

なお、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

1 実施主体と実施内容

物資の確保 計画量	県及び市は、別に定める品目ごとの必要量を確保するよう努めるものとする。 大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようにできないという認識に立って初期の対応に十分な量の備蓄をする。
実施主体	内容
県	<ul style="list-style-type: none"> 知事は、市から物資の調達又はあっせんの要請があったときは、調達又はあっせんに努める。 災害の規模に鑑み、被災市町が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制、調達体制、輸送体制の整備を図るものとする。 物資の調達先は、原則として、あらかじめ供給協定を締結した物資保有者等(静岡県地域防災計画資料編Ⅱ(12-3-1)及び(12-3-2)のとおり)とする。これによっても不足するときは、他の物資保有者から調達する。 物資の輸送は、原則として当該物資調達先の業者等に依頼する。当該物資調達

	<p>先に依頼できないときは、静岡県地域防災計画<第19節輸送計画>に基づき措置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害応急対策が完了するまでの間、必要に応じて、協定を締結した物資保有者の緊急物資の在庫量の把握を行う。 ・県は、備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難であるときは、国又は政府本部に、物資の調達を要請するものとする。 ・必要に応じて、保管命令、収用等物資の供給を確保する措置を講ずる。 ・知事は、国に対する応援要請によっても物資が不足する場合は、相互応援協定に基づき、全国知事会に対して、物資の調達を要請する。 ・知事は、市から炊き出しに必要なLPガス及び燃料器具の調達について、あっせんの要請があったときは、一般社団法人静岡県LPガス協会に対し、その調達につき協力を要請する。 ・県は、県内の重要施設等の燃料需要を取りまとめ、緊急性に応じて優先順位を決定した上で、政府本部に対して、燃料の供給を要請する。
市	<ol style="list-style-type: none"> 1 非常持出しができない被災住民や旅行者等に対して緊急物資を配分する。 2 緊急物資の調達先は、原則としてあらかじめ協定を締結している民間業者又は市中央卸売市場とする。また、不足が生じた場合等は、必要に応じて次の事項を示して、県に調達又はあっせんを要請する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 調達あっせんを必要とする理由 (2) 必要な緊急物資の品目及び数量 (3) 引渡しを受ける場所及び引受責任者 (4) 連絡課及び連絡責任者 (5) 荷役作業員の派遣の必要の有無 (6) 経費負担区分 (7) その他参考となる事項 3 協定先業者の取扱い物資の在庫量（供給可能量）をただちに把握するよう努める。 4 緊急物資の輸送は、事情の許す限り調達先に依頼する。調達先で輸送ができない場合は、輸送計画の定めるところによる。 5 緊急物資の配分にあたっては、事前に広報を行うとともに、避難場所において原則として自治会単位にその必要量を分配し公平の維持に努める。 6 市は、避難地その他の拠点に炊出し施設を設け、食料の提供を行うとともに、炊出しに必要なLPガス及び燃料器具の支給又はあっせんを行う。 7 緊急物資の調達について、協定を締結している事業者に要請する。 ◇ 物資調達に関する協定（資料編5-9） 8 あらかじめ協定を締結した業者から、炊出しに必要なLPガス及び器具等を調達する。 市内の業者だけでは必要量を調達できないときは、次の事項を示して県に調達を要請する。 ア 必要なLPガスの量 イ 必要な器具の種類及び数量

市民及び自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭及び自主防災組織の備蓄並びに市民相互の助け合いによって、可能な限り賄ってもらうものとする。 ・自主防災組織は、市の行う物資の配分に協力し、必要に応じ炊出しを行うものとする。また、炊出しに必要なLPガス及び燃料器具等を地域内のLPガス販売業者等の協力を得て確保する。
日本赤十字社静岡県支部	日本赤十字社静岡県支部が備蓄している非常災害用救援物資を被災者のニーズに応じて、速やかに市を通じ被災者に配分する。
経済産業省	県から物資の調達について協力要請があった時は、物資をあっせんし又は調達する。

2 実施事項

(1) 衣料、生活必需品等の給与又は貸与の対象者

住家の被害が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水もしくは船舶の遭難等により生活上必要な衣服、寝具、その他日用品等をそう失又はき損し、ただちに日常生活を営むことが困難な者

なお、床下浸水又は非住家に被害を受けただけの者は対象としない。

(2) 対象品目

ア 被服、寝具及び身の回り品

洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘等

イ 日用品

石けん、歯みがき、ティッシュペーパー、トイレトペーパー等

ウ 炊事用具及び食器

炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶碗、皿、箸等

エ 光熱材料

マッチ、LPガス等

(3) 割当計画の作成

作成された「災害罹災者調査原票」に基づき、必要物品の購入、当該物品の引取り及び配布の割当計画を作成する。

(4) 調達

被災者に対する生活必需品の調達担当は、被災の程度により必要とする物資を速やかに調達できるよう努めるものとし、調達が困難な物資については、県に対し調達又はあっせんに要請するものとする。

◇ 物資調達に関する協定 (資料編5-9)

(5) 輸送の方法

ア 調達した物資の輸送については、原則として当該物資発注先の業者等に依頼するものとする。

イ 当該物資発注先の業者等において輸送できないときは、「第25節 輸送計画」に基づき市が措置するものとする。

(6) 給与又は貸与の方法

ア 罹災者調査原票に基づき、被災世帯の構成員の数を基準に配分計画を作成する。

イ 受領書を徴して現物支給する。

(7) 費用の限度額

災害救助法が適用された場合、給与又は貸与のため支出できる費用の限度額は、災害救助法施行細則に基づき、静岡県が別に定める額とする。

(8) 給与又は貸与の期間

災害救助法が適用された場合の給与又は貸与の期間は、最終的に物資が被災者の手に渡されるまでの期間であり、災害発生の日から10日以内である。ただし、交通のと絶、物資の調達が困難など特別の理由があるときは、知事と協議をして必要最小限度の期間を延長することができる。

(9) 実施状況の報告及び整備書類の作成

県が別に定める書類を整備するとともに、必要な都度、実施状況を報告する。

第15節 給水計画[水道]

1 主旨

この計画は、災害により飲料水が枯渇し、又は汚染し、現に飲料に適する水を得ることができない場合における応急飲料水供給のための実施事項を定め、給水に支障のないよう措置することを目的とする。

2 実施事項

(1) 給水の方法

被災者に対する飲料水の供給の担当を定め、被災状況に応じた適切な方法により実施する。

ア 飲料水の供給は、原則として自主防災組織等の協力を得て実施する。

ただし、災害が広範囲にわたり、かつ水道施設の被害が甚大で給水能力を上回ったときは、公益社団法人日本水道協会や協定団体等に応援を要請するほか、知事に対して自衛隊等の派遣要請を要求する。

イ 飲料水の供給に使用する器具は、十分に洗浄したのち使用する。

ウ 仮設共用栓等を設置し、最低の生活に必要な水を供給するよう努める。

エ 飲料水の供給は、耐震性貯水槽や給水栓付き受水槽による拠点給水のほか、給水車、給水容器による運搬給水、井戸等を水源としたろ過消毒など、現状に応じた適切な方法により実施する。なお、自己努力によって飲料水を確保する住民に対しては、衛生上の注意を広報する。

(2) 給水対象者

災害により、現に飲料水を得る事ができない者

(3) 飲料水の供給量

飲料水の最低必要量として、1人1日3リットルを目標とする。

(4) 費用の限度額等

災害救助法が適用された場合、飲料水の供給に必要な費用の限度額は、災害救助法施行細則に基づき、静岡県が別に定める額とする。

なお、対象経費は次のとおりである。

ア 水の購入費（ただし、真にやむを得ない場合に限る。）

イ 給水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費

ウ 薬品又は資材費

(5) 飲料水の供給期間

災害救助法に基づく供給は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、知事と協議し必要最小限の期間を延長することができる。

3 県への要請事項

市長は、市内で飲料水の供給を実施することが不可能な場合は、次の事項を明らかにしたうえで、知事に調達のあっせんを要請する。

(1) 給水対象人員

(2) 給水期間及び給水量

(3) 給水場所

(4) 給水器具、薬品、水道用資機材等の品目別必要数量

(5) 給水車両のみ借上げの場合その台数

(6) その他必要事項

4 県の実施事項

- ・知事は、市町から飲料水の調達について、あっせんの要請があったときは、相互応援協定に基づき、全国知事会に対して、飲料水の提供及びあっせんに要請するとともに、隣接市町、自衛隊又は国に対し協力を要請する。
- ・知事は、市町から応急給水を実施するため必要な資機材等の調達について要請があったときは、市町間の調整を行い、必要なときは国に対し調整の要請を行う。
- ・知事は、災害の程度及び給水活動の実施状況の把握に努めるとともに、その適切な実施を図るための指示、指導等を行う。

第16節 水道及び下水道対策計画[水道、下水]

1 主旨

この計画は、市民の日常生活及び産業経済活動に欠くことのできない水道事業並びに下水道事業の各施設、設備についての応急措置について定めるものとする。

2 上水道

取水、浄水及び配水の各施設について、設備の防護に全力を挙げ給水不能の範囲を可能な限り最小限にとどめるよう努めるものとする。

(1) 停電の場合

取水場、浄水場、配水場等において、自家発電装置のある施設はこれに切り替え、断水防止に万全の措置を講ずるものとする。

(2) 水道水が汚染し、又は汚染のおそれがある場合

施設が破壊し、毒物等の混入が予想され、又は混入の事実を知った場合は、ただちに配水を中止し、同報無線や広報車による広報、静岡市防災メールによる情報配信、報道機関による放送等により水道の使用禁止の周知徹底を図るとともに、破壊箇所の復旧、施設の

洗浄並びに消毒を実施して毒物等の除去に努める。

(3) 取水、浄水、配水施設が破損した場合

一部の取水、配水系統が破損した場合は、断水区域の縮小を図り、断水区域に対して応急給水を実施するとともに、破損箇所の復旧に全力を挙げるものとする。

また、施設の大部分が破損した場合は施設の応急復旧を実施する。

(4) 配水管が破損した場合

配水管が破損し、出水による浸水、道路陥没等の被害が発生、又は発生のおそれがある場合は、配水を一時制限又は停止の措置をとるものとする。このため、断水が生じたときは速やかに応急給水を実施する。

3 下水道

下水道の防護に全力を挙げるとともに、施設に被害を生じたときは、ただちに応急復旧に努めるとともに下水処理機能及び排水機能の確保を図るものとする。

(1) 応急措置

ア 停電の場合

ポンプ場、浄化センター等において停電した場合には、ただちに機器が正常に作動するか確認し、自家発電装置に切り替え、施設の維持管理に万全の体制を講ずるものとする。

イ 浸水の場合

浄化センターが浸水した場合は、ただちに排水を図るため、被災箇所・状況を調査し、速やかに応急措置を講じる。また、下水道幹線・雨水幹線の破損による浸水については、被害が広範囲に及ぶおそれがあり、応急復旧は特に迅速に行う必要がある。排水不能の事態が発生した場合には、移動ポンプを設置して排水作業を行うものとする。

ウ 管きよの閉塞

管きよ等の破損により、管きよ内に土砂等が流入・堆積した場合には、速やかに閉塞箇所を把握し、障害物を除去し、流入防止等の応急措置をとるものとする。

エ 津波警報が発表された場合の措置

ポンプ場、浄化センター等においては、津波警報が発表された場合は、ただちに放流ゲートを閉め、放流口からの浸水を防止する。なお、流入水位が上昇した場合は、放流口水位の状況を見ながらゲートを調整し放流する。

(2) 要員の確保

緊急活動の実施にあたり、要員に不足を生じたときは、他の部・班の職員の応援を要請するものとするが、なお不足するときは「下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール」に加入する地方公共団体（東京都及び政令市）に対して要員の派遣を要請するものとする。

(3) 応急復旧用資機材の確保

災害の規模により大量の資器材が必要になる場合は、「下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール」に加入する地方公共団体（東京都及び政令市）及び災害協定締結済の団体等に緊急的に資機材の調達を要請するものとする。

(4) その他

他関係機関との連携並びに住民への情報提供に努める。

第17節 応急仮設住宅等[建築]

1 基本方針

応急仮設住宅の供与は、災害により家屋に被害を受け、自己の資力では住宅を確保できない被災者の暫定的な居住の安定を図ることを目的とし、災害救助法に基づき県がその事務を行うこととなっている。

その際早急に応急仮設住宅等を供与できるよう、本市におけるその基本的な応急対策を明確にしておくものである。

応急的な住まいを確保するに当たっては、既存住宅ストックの活用を重視することとし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。応急仮設住宅等を供与する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。

2 応急仮設住宅の概要

- (1) 一戸あたりの建築面積及び費用については、原則として災害救助法施行規則（昭和38年静岡県規則第25号）による。
- (2) 高齢者や障がいのある人等に配慮した福祉仮設住宅や、戸数に応じた集会所の設置も可能である。
- (3) 着工については、原則として災害発生の日から20日以内とする。
- (4) 供与の期間は、原則として完成の日から2年以内とする。
- (5) 賃貸住宅の居室を仮設住宅として借上げることも可能である。
- (6) 応急仮設住宅入居者によるコミュニティの形成及び運営等に関して、多様な生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

3 本市が実施する事務

建設用地の確保、必要な住宅戸数及び住戸タイプの決定、工事中の現場監理、入居管理事務等の事務を実施する。

第18節 住宅の応急修理[財政、建築]

1 主旨

住宅の応急修理は、住宅が半壊、半焼若しくはこれらに準じる程度の損傷を受けた者のうち、自ら資力をもっては住宅の応急修理を実施できない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住宅が半壊した者を対象に、災害救助法に基づき、県知事の委任を受けて、市長が実施する。

2 災害救助法に基づく応急修理の実施

県の補助として、次の方針に基づき必要な住宅の応急修理を実施する。

- (1) 応急修理の対象については、屋根、居室、台所、便所等の日常生活に必要な最小限度の

部分とし、現物をもって行う。

- (2) 一世帯あたりの費用については、原則として災害救助法施行規則（昭和38年静岡県規則第25号）による。
- (3) 応急修理の期間については、原則として災害発生の日から3か月以内に完了する。ただし、国の災害対策本部が設置された災害においては6か月以内とする。

第19節 医療及び助産計画〔福祉、衛生、病院〕

災害により医療機関が混乱し、医療・助産の途を失った者に対して、県、市等の実施事項を定め、医療・助産に支障のないよう措置する。

1 基本方針

- ア 市は、市域内の医療救護を行うため、救護所を設置し、またあらかじめ指定した救護病院において、中等症患者及び重症患者の処置及び受入れを行う。なお、有床診療所等、入院医療が継続的に提供できる施設を、当該管理者と協議のうえ、救護病院に準ずる医療救護施設として指定することができる。
- イ 県は、あらかじめ指定した災害拠点病院により、他の医療救護施設で処置の困難な重症患者の処置及び受入を広域的に行い、市独自では対応できない事態に対応する。
- ウ 県は、県内での治療が困難な重症患者を、航空機により、被災地外の医療機関へ搬送（以下「広域医療搬送」という。）するとともに、被災地外からのDMAT(災害派遣医療チーム)、DPAT(災害派遣精神医療チーム)等医療チーム（救護班）受入による治療を実施する。
- エ 県は、災害拠点病院及び市等の要請により、災害拠点病院及び救護病院等の最寄りのヘリポートから重症患者の地域医療搬送を行う。なお、ヘリポートまでの重症患者の搬送については、災害拠点病院等の要請により市が行う。
- オ 市及び県は、あらかじめ定める医療救護計画に基づき円滑な医療救護活動を行う。
- カ 医療救護活動の実施に当たっては、必要に応じ重症患者、中等症患者及び軽症患者の振り分け(以下「トリアージ」という。)を行い、効率的な活動に努めるものとする。
- キ 県及び市は、災害時の医療救護施設の医療救護活動状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、応援の派遣等を行うものとする。
- ク 県は、国、他の都道府県及び医療関係団体等と連携し、県が委嘱する災害医療コーディネーター等の協力の下、広域的な医療救護活動を実施する。
- ケ 県は、県内が被災していない場合は、国又は被災都道府県の要請に基づき、被災都道府県における避難所の高齢者、障害者等の生活機能の低下の防止等のため、災害派遣福祉チーム(DWAT)の応援派遣を行うものとする。
- コ 特に、高齢者、障害のある人等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を払い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。
- サ 県及び市は、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。

2 主旨

この計画は、災害のため医療機関が混乱し、医療又は助産を受ける途を失った者に対して、

市の実施事項を定め、医療又は助産に支障のないように措置することを目的とする。

3 救護所、救護病院及び災害拠点病院

区分	内容	
救護所	設置	市は、地震による災害が発生した場合は、医師会等の協力を得て、あらかじめ指定した場所に救護所を設置する。
	活動	(ア) 医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別（トリアージ） (イ) 必要に応じ、重症患者及び中等症患者の応急処置を優先し、続いて軽症患者（医師の治療を必要とする者）の処置を実施 (ウ) 中等症患者及び重症患者の救護病院及び災害拠点病院への搬送手配 (エ) 死亡の確認及び遺体搬送の手配 (オ) 医療救護活動の記録及び災害対策本部への措置状況等の報告 (カ) 医薬品等の補充に関する災害対策本部への要請 (キ) その他の必要な事項
仮・二次救護所	設置	災害発生当初は開設しないが、被災の規模、応援医療チームの支援体制等をふまえ、状況に応じて開設する。
	活動	救護所と同様とする。
救護病院	設置	市は、あらかじめ、大規模災害時に医療救護活動が実施可能な救護病院を指定する。
	活動	ア 医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別（トリアージ）。 イ 重症患者及び中等症患者の処置及び受入れ ウ 重症患者の災害拠点病院、航空搬送拠点へ搬送手配 エ 死亡の確認及び遺体搬送の手配 オ 医療救護活動の記録及び市災害対策本部への受入状況等の報告 カ その他必要な事項
災害拠点病院	設置	県は、あらかじめ、国の定める指定要件を満たす「地域災害拠点病院」を、原則として二次保健医療圏に1か所指定するとともに、災害拠点病院のうち、災害医療に関して県の中心的な役割を果たす「基幹災害拠点病院」について、原則として1か所指定する。
	活動	ア 医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別（トリアージ） イ 他の医療救護施設で対応困難な重症患者の受入れ及び処置 ウ 重症患者の航空搬送拠点への搬送手配 エ DMAT等医療チームの受入れ及び派遣 オ 地域の医療機関への応急用資器材の貸出し

4 実施主体と実施内容

実施主体	内容
県	あらかじめ定める県医療救護計画に基づき次の措置を講ずる。 ・知事は、市から救護班（DMAT、DPAT 等医療チーム）の派遣要請があったときは関係機関（静岡県地域防災計画資料編Ⅱ（14-2-3））に対して救護班の派遣を

	<p>要請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知事は、市から医薬品等の調達について要請があったときは静岡県医薬品卸業協会、静岡県医療機器販売業協会、一般社団法人日本産業・医療ガス協会東海地域本部及び一般社団法人静岡県薬事振興会(静岡県地域防災計画資料編Ⅱ(14-3-1))から調達・あっせんを図る。 ・知事は、市から輸血用血液の調達・あっせんについて要請があったときは、静岡県赤十字血液センター(静岡県地域防災計画資料編Ⅱ(14-2-2))へ供給を要請する。 ・知事は、市から救護班の派遣や患者輸送及び医薬品等の輸送について要請があり、必要と認めるときは緊急輸送計画の定めるところにより緊急輸送を行う。 ・知事は、市から医師の派遣要請があったときは、一般社団法人静岡県医師会に対して、日本医師会災害医療チーム(JMAT)の派遣を要請する。 ・知事は、市から薬剤師等の派遣要請があったときは、公益社団法人静岡県薬剤師会に対して、その確保及び派遣を要請する。 ・被害の状況の推移に応じて、救護病院で医療救護ができないときは、市町間の医療救護活動について必要な調整を行い、又は災害拠点病院(静岡県地域防災計画資料編Ⅱ(14-2-1))への重症患者の受入れの要請等必要な措置を講ずる。 ・被害の状況に応じて県内の医療救護施設で対応できないときは、重症患者を広域医療搬送するために必要な措置を講ずる。
市	<p>1 医療救護活動の基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 負傷者の医療救護を応急的に行うために救護所を設ける。軽症患者(医師の治療を必要とするもの)の処置は、救護所で行うことを原則とする。 (2) 重症患者(生命を救うため、ただちに手術等の入院治療を必要とする者)及び中等症患者(多少治療の時間が遅れても生命に危険はないが、入院治療を必要とする者)の医療救護は救護病院等で行う。 (3) 負傷者の医療救護を市内の救護病院等で措置できない場合は、県が定める医療救護計画に基づき県災害対策本部に広域搬送を要請するものとする。 (4) 広域搬送をする場合、救護病院等又は市は、最寄りのヘリポートまで重症患者を搬送する。 (5) 市は、東海地震等の危険度の試算を勘案して、あらかじめ定める医療救護計画に基づき円滑な医療救護活動を行う。 (6) 医療救護活動の実施にあたっては、必要に応じて、重症患者、中等症患者及び軽症患者の振り分け(以下トリアージという。)を行い、効率的な活動に努めるものとする。 (7) 市は、災害時の医療救護施設の医療救護活動状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、必要に応じて応援等を行うものとする。 <p>2 実施事項</p>

- (1) 地震発生後、ただちに各医療救護施設の被害状況を調査し、被害に応じた対策を講じ医療救護体制を確立する。
- (2) 発災後、体制が整った施設は、速やかに医療救護活動を開始する。
- (3) 重症患者及び中等症患者は、あらかじめ地域ごとに指定した救護病院等に受け入れる。
- (4) 医療救護施設が効果的に機能するよう、医療救護施設ごとの医療活動状況や医療ニーズを把握するほか、静岡県災害医療コーディネーターを中心に医療資源の需給調整を行う。
- (5) 救護所、救護病院の受入状況等の把握のため職員を配置する。
- (6) 被害の状況に応じて、重症患者の広域搬送を県へ要請するとともに、ヘリポートの開設及びヘリポートへの患者搬送を行う。

3 血液の確保

医療救護施設から輸血用血液の調達・あっせんの要請を受けたときは、ただちに県に調達・あっせんを要請する。

4 県への医師等の派遣要請

市長は、救護病院等において医療救護活動に従事する医師等が不足したときは静岡県災害医療コーディネーターの助言等により、次の事項を示して、県に応援派遣医療チーム（DMAT【災害派遣医療チーム】、JMAT【日本医師会災害医療チーム】、DPAT【災害派遣精神医療チーム】等）及び保健師チームを要請する。

- (1) 必要な救護班数
- (2) 救護班の派遣場所
- (3) その他必要事項

被害の状況に応じて、重症患者の広域医療搬送を県へ要請するとともに、ヘリポートの開設及びヘリポートへの患者搬送を行う。

5 医薬品等の確保

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、救護所等において災害時に必要とされる医薬品及び衛生材料等を調達する必要があると認めるときは、医師会、薬剤師会等との協定に基づき、提供を要請する。

また、管内の医薬品卸業者等から調達する。さらに、管内で調達できない場合には、県に調達を要請する。

◇ 医療救護に関する協定（資料編5-10）

6 負傷者の搬送

- (1) 負傷者の救護所、救護病院等への搬送は、自主防災組織が行う。
- (2) 救護所で応急処置を受けた中等症患者及び重症患者の救護病院等への搬送は、自主防災組織又は消防機関等により行う。
- (3) 広域搬送のためのヘリポート等の搬送拠点までの搬送は消防機関等が行う。

7 医療に係る救援物資の管理・供給

医療に係る救援物資は、あらかじめ指定した場所に集積し、静岡県災害薬事コーディネーターの協力のもと、受援医薬品等の管理、整理や効率的な分配を行う。

	<p>8 薬剤師の派遣要請</p> <p>市長は、薬剤師が不足したときは、県に薬剤師の派遣を要請する。また、静岡県災害薬事コーディネーターの協力のもと、応援薬剤師を受入れ、必要な場所に分配するなど、救護所等における応援薬剤師の運用を行う。</p>
市民及び自主防災組織	<p>(1) 傷病者については、家庭又は自主防災組織であらかじめ準備した医療救護資機材を用い処置する。</p> <p>(2) 傷病者で救護を要する者を最寄りの救護所又は救護病院等に搬送する。</p> <p>(3) 救護所で応急処置を受けた中等症患者及び重症患者を救護病院等に搬送する。</p>

5 日本赤十字社静岡県支部の活動

区分	内容
医療救護班の派遣	<ul style="list-style-type: none"> ・日本赤十字社静岡県支部長は、県から医療救護班の派遣要請があったときは、ただちに出勤させる。 ・医療救護班は医療救護を行う地域の市と連携を保ち、医療救護、助産及び遺体の措置等の応援を行う。
広域応援	<ul style="list-style-type: none"> ・日本赤十字社静岡県支部長は、災害の状況に応じ第3ブロック代表支部長（日本赤十字社愛知県支部長）に対し、医療救護班の派遣を要請する。 ・日本赤十字社静岡県支部長は、日本赤十字社に対し、必要に応じ輸血用血液の確保及び緊急輸送について援助を要請する。 ・医療救護班及び輸血用血液の輸送のためのヘリポート、輸送車両の確保について必要があるときは県に必要な措置を要請する。

6 実施事項

- (1) 医療を受ける対象者
医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者
- (2) 助産を受ける対象者
災害のため助産の途を失った者及び災害の発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者
- (3) 医療及び助産の範囲

表3-5 医療及び助産の範囲

医 療	助 産
1 診 察	1 分べんの介助
2 薬剤又は治療材料の支給	2 分べん前、分べん後の処置
3 処置、手術その他治療及び施術	3 脱脂綿、ガーゼ、その他衛生材料の支給
4 病院又は診療所への収容	
5 看 護	

- (4) 実施期間
 - ア 医療 災害発生の日から14日以内
 - イ 助産 分べんした日から7日以内

ただし、必要に応じ知事と協議し期間を延長することができる。
- (5) 医療及び助産の実施

被災者に対する医療については、医師会等の協力を得て医療チームを編成し、救護所の開設又は巡回により行うものとする。助産については、医師会、公的病院等の協力を得て、対応可能な病院、診療所で行うものとする。

災害の規模又は患者の発生状況によっては、県に応援派遣医療チーム（DMAT【災害派遣医療チーム】、JMAT【日本医師会災害医療チーム】、DPAT【災害派遣精神医療チーム】等）を要請するものとする。

なお、医療チームによる医療救護ができない場合又は医療チームによる医療救護が適当でないものについては、病院、診療所に医療救護を要請するものとする。

多数の負傷者が発生した場合は、トリアージを行い、効率的な活動に努めるものとする。

◇ 医療救護に関する協定（資料編 5-10）

◇ 救護所一覧表（資料編 4-11）

◇ 救護病院一覧表（資料編 4-12）

（6）費用の限度

ア 医療

（ア）救護班による場合

使用した薬剤、治療材料及び医療器具の修繕費の実費

（イ）病院又は診療所による場合

国民健康保険診療報酬の額以内

（ウ）施術者による場合

当該地域における協定料金の額以内

イ 助産

（ア）救護班による場合

使用した衛生材料等の実費

（イ）助産師による場合

当該地域における慣行料金の 8 割以内

（7）医療品等の確保

医療及び助産を実施するにあたり、必要とする医療品及び衛生材料の調達については、平素から取扱業者、取扱品目、供給能力等の実態を把握し、緊急確保の体制を整備しておくものとする。

また、医薬品等が不足すると思われる場合には、県に調達を要請するものとする。

◇ 医療救護に関する協定（資料編 5-10）

（8）県への要請事項

市長は、医療及び助産の供給が不足すると思われる場合には、次の事項を明らかにしたうえで、県に応援派遣医療チーム（DMAT【災害派遣医療チーム】、JMAT【日本医師会災害医療チーム】、DPAT【災害派遣精神医療チーム】等）及び保健師チームを要請するものとする。

ア 必要な救護班数

イ 救護班の派遣場所

ウ その他必要事項（災害の発生原因等）

（9）医療救護活動の実施

多数の負傷者が発生した場合には、県医療救護計画で定める体制の中で、適切な医療救

護活動を実施するものとする。医療救護活動の実施にあたっては、必要に応じてトリアージを行い、効率的な活動に努めるものとする。

(10) 実施状況の報告及び整備書類の作成

県が別に定める書類を整備するとともに、必要な都度、実施状況を報告する。

7 健康への配慮

特に、高齢者、障がいのある人等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

市は、避難所等において保健師等による健康相談等や歯科衛生士等による口腔ケア活動等を実施するものとする。

8 非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、平常時の規制の特例措置が講じられる。

(1) 特例措置

政令で定める区域及び期間において地方公共団体の長が設置する臨時の医療施設については、医療法第4章及び消防法第17条の規定は、適用しない。

(2) 市長の措置

ア 上記の指定があったときは、消防の用に供する設備、消防用水、消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定める。

イ 臨時の医療施設における災害の防止、公共の安全確保のための必要な措置

第20節 防疫計画[衛生、保健所、水道、環境]

1 主旨

この計画は、被災地の防疫措置を迅速かつ強力に実施し、感染症流行の未然防止を図ることを目的とする。

2 実施事項

市長は、防疫上必要と認める場合は、以下の各項を実施する。

- (1) 病原体に汚染された場所の消毒
- (2) ねずみ族、昆虫等の駆除
- (3) 病原体に汚染された物件の消毒等
- (4) 生活用水の供給
- (5) 浸水により感染症の発生が懸念される地域の防疫活動支援
- (6) 防疫薬品が不足した場合の卸売業者等からの調達及び県に対する供給調整の要請
- (7) 臨時予防接種の実施
- (8) 健康診断の実施
- (9) 感染症の発生状況、動向及び原因を明らかにするための調査の実施
- (10) 防疫に関する広報の実施

3 実施方法

(1) 防疫班の編成

防疫班を編成し、前項に定める実施事項を処理するものとする。

(2) 実施基準

被災により周辺環境の衛生状態が低下し、感染症発生のおそれがある次の場合に実施するものとする。

ア 下痢患者、有熱患者が多発している地域

イ 集団避難所

ウ 安全な飲料水の確保が困難な地域

エ その他衛生状態が良好でない地域

(3) 実施方法

ア 防疫上必要とされる消毒

イ 感染症を媒介するおそれのある害虫等の駆除

ウ 安全な飲料水の確保及び飲用指導

エ 毒劇物の取扱い

流出飛散防止の指導及び流出等した場合の回収指導

オ その他、防疫上必要な措置

(4) 消毒機器及び薬品

消毒機器及び薬品は、協定締結業者より調達し、不足の場合は農協等が所有しているものを借り上げる。

4 実施期間

災害の状況に応じてその都度決定するが、おおむね7日間とする。

5 市民及び自主防災組織の実施事項

飲食物の衛生に注意して感染症及び食中毒の発生を防止する。

6 関係団体の実施事項

飲食物に起因する感染症及び食中毒の発生防止について、県及び市から要請があった場合は、積極的に協力を行う。

7 その他

地震・津波被害の被災地においては、津波汚泥や水産加工施設から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じることから、防疫活動に万全を期すよう、十分に留意するものとする。

第21節 清掃計画及び災害廃棄物処理計画[環境]

被災地の塵芥収集処理及びし尿の汲取処分、死亡獣畜の処理等清掃業務及び災害廃棄物処理を適切に行うため市、県等の実施事項を定め、清掃作業等に支障のないよう措置する。

1 基本方針

- ・災害廃棄物（生活ごみ、避難所ごみ及びし尿を含む。）の処理は、災害時における衛生的な生活環境の維持及び都市機能の速やかな復旧・復興を図る上で不可欠であることから、「静岡市災害廃棄物処理計画」に従って円滑・迅速・適正に処理する。
- ・一時的に多量に発生する片付けごみ、損壊家屋等の撤去ごみ等の災害廃棄物は広域処理を含めた検討を行い、仮置場の適正配置や中間処分、最終処分先の確保により計画的かつ効率的に処理を行う。
- ・災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うとともに、可能な限りリサイクルに努めるものとする。
- ・し尿については、下水道などの処理施設における処理が可能となるまでは、仮設トイレ、マンホールトイレ、一時貯留等で対応し、処理施設復旧後は施設能力に応じた処理を実施する。

2 災害廃棄物等の処理

実施主体	内容	
県	災害廃棄物処理対策組織の設置	災害廃棄物の処理に関する諸事務を実施するため、災害廃棄物処理対策組織を設置する。
	情報の収集	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物に関する被災状況の把握について、市を支援・指導する。 ・市町の被災状況を集計し、県全体の被災状況を把握する。
	関係団体等への協力要請	<p>収集、整理した情報に基づき、災害廃棄物の処理について、以下の機関へ協力を要請する。</p> <p>ア 国、近隣都県、県内非被災市町</p> <p>イ 関係団体</p> <p>(ア) 公益社団法人静岡県産業廃棄物協会</p> <p>(イ) 静岡県環境整備事業協同組合</p> <p>(ウ) 日本環境保全協会静岡県連合会</p>
	処理方法の市町への周知	災害廃棄物の処理を円滑に推進するため、「静岡県災害廃棄物処理計画」等による「災害廃棄物処理実行計画」（以下「実行計画」という。）を被災市町へ周知し、対応状況の把握・助言を行う。
市	<p>(1) 災害廃棄物対策本部を設置するとともに、静岡県が設置する広域の組織に参加する。</p> <p>(2) 発災後速やかに情報収集体制を確立し、次の内容を整理し静岡県に報告する。</p> <p>なお、発災直後だけでなく適宜情報の共有を図り、緊密な連携体制を構築することで、静岡県内外における広域処理体制の整備を図る。</p> <p>ア 家屋の被災棟数等の被災状況</p> <p>イ 廃棄物処理施設等の被災状況</p>	

	<p>ウ 仮置場整備の状況</p> <p>エ 腐敗性廃棄物・有害廃棄物の発生状況</p> <p>(3) 収集した情報を基に、災害廃棄物等の発生量を推計する。</p> <p>(4) 災害廃棄物等の収集運搬・処理計画等の方針を決定する。</p> <p>(5) 推計した災害廃棄物等の発生量を処理するのに必要な仮置場（大規模仮置場）、処理施設等を確保する。</p> <p>(6) 災害廃棄物等の排出場所・排出方法を住民・事業者に周知する。</p> <p>(7) 本市における処理能力が不足する場合は、災害時の協定を締結している他の地方自治体及び民間事業者等に支援を要請し対応する。</p> <p>(8) 関係部署間で連携し、生活環境の保全を図る。</p> <p>(9) その他損壊家屋の解体等「静岡市災害廃棄物処理計画」に基づき、適正に処理を行う。</p>
事業者	<p>(1) 災害後の事業活動に伴い発生する廃棄物等（被災した事業所の撤去に伴う廃棄物や敷地内に流入した土砂や流木、通常の事業活動の継続に伴う事業ごみ等）については、原則として事業者の責任で処理する。</p> <p>(2) 被災した住居併設型店舗や中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に規定する中小企業から排出された廃棄物のうち、通常の事業活動の継続に伴い発生する廃棄物（家庭系生活ごみに相当するもの）であって、家庭等から排出された災害廃棄物と分離が不可能なものは、公衆衛生の確保及び生活環境の保全の観点から本市が処理する。</p> <p>(3) 事業者が保有していた製品であって、災害により、商品価値が無くなり、出荷ができなくなった物の処理は、原則として事業者の責任で処理する。</p>
市民及び自主防災組織	<p>(1) 災害廃棄物等の処理は、市の指定する排出方法等に従い、河川、道路、海岸及び山間部等に投棄しない。</p> <p>(2) 地域ごとに住民用の臨時ごみ集積所を設置する。</p> <p>(3) 臨時ごみ集積所の整理、ごみの流出防止等の管理を実施する。</p>

3 生活ごみ・避難所ごみの処理

実施主体	内容
県	<ul style="list-style-type: none"> 市の要請に基づき市の行うごみ処理について処理場(静岡県地域防災計画資料編Ⅱ(15-2-1))や死亡獣畜処理場(市又は清掃業者)(静岡県地域防災計画資料編Ⅱ(15-3-1))、清掃用運搬資機材(静岡県地域防災計画資料編Ⅱ(15-2-3))のあつせん、必要な指導を行う。 市の要請に基づき、県内市町、他県、国に対して、ごみ処理の応援を要請する。 ただし、被災状況に応じ、必要と認めた場合は、市の要請の有無にかかわらず国等に応援を要請する。
市	<p>(1) 被災状況から判断し、収集する優先品目（腐敗性廃棄物・感染性廃棄物等）を定めるなど可能な収集・処理体制を確保する。</p> <p>(2) 本市の処理能力が不足する場合は、災害時の協定を締結している他地方自治体及び民間事業者等に支援を要請し対応する。</p>

	<p>(3) 発災後速やかに情報収集体制を確立し、状況の変化に応じて計画的に生活ごみ及び避難所ごみの収集運搬及び処分を実施する。</p> <p>(4) 分別項目、排出場所、収集エリアを迅速に決定し、排出方法について住民及び避難所管理者へ周知する。</p> <p>(5) 生活ごみ及び避難所ごみは、仮置場に搬入せず、本市の清掃工場で処理を行う。</p> <p>(6) 関係部署間で連携し、生活環境の保全を図る。</p> <p>(7) 腐敗性廃棄物等の対策や発生する廃棄物の組成等に留意し、必要な措置を講じる。</p>
市民及び自主防災組織	<p>(1) ごみの分別及び搬出について、市の指導に従う。</p> <p>(2) 河川、道路、海岸及び山間部等に投棄しない。</p> <p>(3) 地域ごとに住民が搬出するごみの集積所を設置する。</p> <p>(4) ごみ集積所の整理、ごみの流出防止等の管理を実施する。</p>

4 し尿の処理

実施主体	内容
県	<ul style="list-style-type: none"> ・市の要請に基づき、市の行うし尿処理について処理場(静岡県地域防災計画資料編Ⅱ(15-2-1))や清掃用運搬機材(静岡県地域防災計画資料編Ⅱ(15-2-2))のあつせん、必要な指導を行う。 ・市の要請に基づき、県内市町、他県、国又は関係団体に対して、し尿処理の応援を要請する。 ただし、被災状況に応じ、必要と認めた場合は、市の要請の有無にかかわらず国等に応援を要請する。 ・流域下水道の被災状況を把握し、必要に応じて水洗便所の使用の制限について流域関係市町に連絡を行う。 ・速やかに流域下水道施設の応急復旧に努めるものとする。
市	<p>(1) 下水道の普及区域及び農業集落排水処理地域においては、処理可能となるまでの間は、住民に仮設トイレ等で処理し、し尿及び家庭雑排水は管きよに流さないよう広報活動を実施する。</p> <p>(2) 「静岡市災害廃棄物処理計画」に基づき、仮設トイレ等のし尿の収集・処理体制を速やかに整備する。また、収集・処理に必要な資機材及び人員が不足する場合は、静岡県に応援を要請する。</p> <p>(3) 速やかに下水道施設、農業集落排水施設及びし尿処理施設等の応急復旧に努めるものとする。</p>
市民及び自主防災組織	<p>(1) 自主防災組織は、職員の仮設トイレの設置に協力し管理を行う。</p> <p>(2) 下水道施設等の被災に伴い、水洗便所が使用できない場合は、仮設トイレ等を使用し処理する。</p>

5 県への要請事項

市長は、独自に清掃作業を実施できない場合には、次の事項を明らかにしたうえで、知事にそのあつせんに要請するものとする。

- (1) 処理対象物名及び数量
- (2) 処理対象戸数
- (3) 市処理場の使用可否
- (4) 実施期間
- (5) その他必要事項

6 実施状況の報告及び整備書類の作成

県が別に定める書類を整備するとともに、必要な都度、実施状況を報告する。

7 非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、平常時の規制の特例措置が講じられる。

(1) 特例措置

政令で定める期間及び廃棄物処理特例地域において地方公共団体の委託を受けて、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者は、廃棄物処理法第7条第1項若しくは第6項又は第14条第1項若しくは第6項又は第14条の4第1項若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、当該委託に係る廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うことができる。

なお、上記特例において、廃棄物処理法第7条第1項若しくは第6項又は第14条第1項若しくは第6項に関しては、非常災害時における地方公共団体から委託を受けた者による委託を含む。

(2) 市長の措置

上記の規定により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により廃棄物処理特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたときは、その者に対し、期限を定めて、当該廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを指示することができる。

第22節 社会秩序維持計画[総務、危機、市民]

1 主旨

市長は、当該市の地域に流言飛語を始め各種の混乱が発生し又は混乱が発生するおそれがあるときは、速やかに地域住民のとるべき措置等について、呼びかけを実施するよう努める。

2 実施事項

生活物資の価格、需要動向、買い占め、売り惜しみ等の調査及び対策対象となる事業者の事務所、工場、事業所、店舗及び倉庫がいずれも市の管轄区域内に所在するものについて、調査及び対策を講じるものとする。

(1) 生活物資の価格及び需給動向の把握に努める。

(2) 特定物資の報告徴取、立入検査等

ア 状況により特定物資を適正な価格で売り渡すよう指導し、必要に応じ勧告又は公表を行う。

イ 特定生活物資を取り扱う事業所、工場、店舗又は倉庫の立ち入り調査を実施する。

3 県に対する要請

市長は、当該地域の社会秩序を維持するため、必要と認めたときは、県に対し応急措置又は広報の実施を要請する。

第23節 遺体の搜索及び措置埋葬計画[市民、福祉、衛生]

1 主旨

この計画は、災害により行方不明となり、すでに死亡していると推定される者の搜索及び災害により遺族等が混乱期のため遺体識別等のために行う措置並びに埋火葬ができない者に対して、市の実施事項を定め、遺体の搜索、措置及び埋火葬に支障のないようにすることを目的とする。

2 基本方針

- (1) 市は、県が作成した「遺体処理計画策定の手引」に基づいて「静岡市遺体措置計画（遺体措置マニュアル）」を策定し、あらかじめ遺体収容施設を定めておくとともに、その周知に努める。
- (2) 遺体収容施設は、交通の便、水道、電気、地震災害、耐震性、避難拠点との競合等を考慮して定める。
- (3) 県は、市の遺体処理計画の策定状況を把握するとともに、策定及びその内容について市に助言する。
- (4) 市域内の遺体の搜索及び措置は、市が行うことを原則とし、海上保安庁、警察等は遺体の搜索及び措置に協力する。
- (5) 市はあらかじめ遺体収容施設を定めることが困難な場合には、県と協議し、遺体収容施設をあらかじめ定めるよう努める。
- (6) 市は、遺体の措置を行う必要が生じた場合は、遺体収容施設を設置する。
- (7) 県は、市が遺体措置を行う必要が生じた場合において、市から要請があったときは、必要に応じて大規模な遺体収容施設を設置する。

3 実施主体と実施内容

実施主体	内容		
市	遺体の搜索	市職員、消防吏員が遺体の発見者であった場合は、発見場所等必要な情報を正確に記録する。	
	遺体収容施設	設置	市は、大規模災害が発生し、遺体措置の必要が生じた場合は、関係機関と協議の上、次の施設に遺体収容施設を設置する。
			表4-9 大規模災害時における遺体収容施設
	区名	施設名	所在地
	葵 区	中央体育館	葵区駿府町2-

				80
		駿河区	南部体育館	駿河区曲金三丁目1-30
		清水区	清水総合運動場	清水区清開二丁目1-1
		清水区	由比体育館	清水区由比456-151
	活動	<p>市は、遺体収容施設において次の活動を行う。</p> <p>ア 警察の協力を得て遺体措置を行う。</p> <p>イ 遺体の検案及び検視並びに身元確認に必要な医師及び歯科医師の確保に努める。</p> <p>ウ 被災現場、救護所、救護病院（仮設救護病院）、災害拠点病院からの遺体搬送を行う。</p> <p>エ 関係機関への連絡、遺族からの照会等に対応するため必要な職員を配置する。</p> <p>オ 遺体の搬送及び措置に必要な車両、棺桶等の器材、資材を調達する。</p>		
	遺体の処置	<p>市は、自主防災組織、自治会、警察等の協力を得て遺体の身元を確認した後、必要な処置（洗浄、縫合、消毒、一時保存）を行い、親族等に引き渡す。相当の期間、引き取り人が判明しないときは、所持品等を保管のうえで火葬する。</p>		
	死亡届の受理	<p>遺族あるいは関係者からの死亡届（死体検案書）を受理し、埋火葬許可証を発行する。</p>		
	広域火葬	<p>市は、大規模な地震等の発生により、平常時に使用している火葬場の火葬能力だけでは遺体の火葬を行うことが不可能になった場合（当該火葬場が被災して稼働できなくなった場合を含む。）において、市外での火葬が必要と判断したときは、静岡県広域火葬計画に基づき、速やかに県に広域火葬の応援・協力を要請する。</p>		
	県への要請	<p>市長は遺体の搜索、処理及び火葬について、市で対応できないときは、次の事項を明らかにして県へ要請する。</p> <p>ア 搜索、措置及び火葬に必要な職員数</p> <p>イ 搜索が必要な地域</p> <p>ウ 火葬施設の使用可否</p> <p>エ 必要な輸送車両の台数</p> <p>オ 遺体措置に必要な器材及び資材の品目別数量</p> <p>カ 広域火葬の応援が必要な遺体数</p>		
県	<p>市長から遺体の搜索及び措置に関し、要請があった場合、次の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知事は、市から医師の派遣の要請があったときは、医師に対する協力要請派遣のため必要な措置を講ずる。 ・知事は、県職員、自衛隊、消防団、青年団等遺体の搜索及び措置に必要な要員の 			

	<p>派遣、遺体の措置に必要な器具、資材、輸送車両等の調達又はあっせんを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知事は、大規模な遺体収容所の設置を行う。 ・知事は、火葬要員のあっせんを行う。 ・知事は、静岡県広域火葬計画に基づき、県内の市町、さらには他の都道府県の応援を得て、火葬場の割り振り調整、応援資機材集積拠点の指定等、広域火葬を行うために必要な措置を講ずる。
市民及び 自主防災 組織	<p>行方不明者についての情報を、市に提供するよう努める。</p>

4 実施事項

(1) 遺体捜索対象者

災害により行方不明の状態にある者で、四囲の事情により既に死亡していると推定される者

(2) 捜索

ア 捜索にあたっては、地元関係者やボランティア等の協力を得て実施するほか、自衛隊、警察官等の出動を要請し、必要に応じて舟艇その他機械器具を活用するとともに、人員に不足を生じたときは、人夫の雇上げにより積極的な活動を実施する。

イ 遺体が海上に流出したものと予想される場合には、知事に海上保安庁、自衛隊の応援要請を要求するほか、警察並びに漂着が予想される関係市町に捜索を依頼する。

(3) 捜索の費用

災害救助法が適用された場合の捜索の費用は、次のとおりである。

ア 借入費（舟艇その他捜索に直接必要な機械器具の借上費）

イ 修繕費（捜索のために使用した機械器具の修繕費）

ウ 燃料費（機械器具を使用するために必要な燃料代、照明用の灯油代等）

(4) 実施期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、期間の延長が必要な場合は、最小限度の範囲で知事と協議して延長を行うことができる。

(5) 遺体の措置

ア 遺体の措置内容

(ア) 遺体を発見したときの措置

遺体は、遺体収容施設等において、警察及び医師の協力を得て速やかに検視及び検案を受け、身元が判明し、遺族等の引取人があるときは速やかに引渡すものとする。

(イ) 遺体の一時保存のため施設等を設置し、遺体の識別等のため、適切な処置をする。また、遺品の保存などの措置をとるものとする。

(ウ) 身元不明の遺体又は引取人がない遺体は、身元を確認するため、警察にも調査を依頼し、指定した収容施設に一時保存する。

イ 遺体収容

(ア) 遺体収容施設は、関係機関と協議の上、災害時の状況に応じて開設する。

(イ) 遺体収容にあたっては、極力損傷を与えないよう丁重に扱うとともに、死者に対する礼が失われることがないように注意する。

ウ 遺体措置の期間

災害発生の日から10日間以内とする。ただし、静岡県知事と協議をして延長することができる。

エ 火葬、埋葬の対象者

(ア) 災害時の混乱により死亡した者

(イ) 災害のため火葬、埋葬を行うことが困難である場合

オ 死亡届の受理

遺族あるいは関係者からの死亡届（死体検案書）を受理し、埋火葬許可証を発行する。

カ 埋火葬の方法

(ア) 埋火葬の程度は応急仮葬であり、埋葬又は火葬とする。

(イ) 棺、ドライアイス、骨等の遺体の安置、埋火葬に必要な物資の支給及び埋火葬、納骨等の役務の提供を行う。

(ウ) 民間の第三者が埋火葬を行った場合には、例外措置として費用の限度内で実費を補償することができる。

(エ) 遺体の身元が判明している場合は、遺族などの関係者に連絡して遺体を引渡し、身元不明の遺体については、原則として市長の届出により埋火葬するものとする。

(オ) 火葬した遺骨は、一時寺院等に安置し、事後において遺骨引取人により、それぞれの墓地に埋葬する。ただし、遺骨引取人がない場合は、市長が指定する墓地に仮埋葬するものとする。

(6) 費用の限度額等

災害救助法が適用された場合の遺体の措置及び埋火葬の費用の限度額は、災害救助法施行細則に基づき、静岡県が別に定める額とする。

なお、埋火葬の期間は遺体の措置に準ずる。

(7) 県への要請事項

市長は、遺体の搜索、措置、火葬について知事に応援を求める場合には、次の事項を明らかにしてあつせんを要請するものとする。

ア 搜索、措置、火葬に必要な職員数

イ 搜索が必要な地域

ウ 火葬施設の規格（釜の大きさ、燃料等）及び使用可否

エ 必要な輸送車両の台数

オ 遺体の措置に必要な器材、資材の規格及び数量

カ 広域火葬の応援が必要な遺体数

(8) 実施状況の報告及び整備書類の作成

県が別に定める書類を整備するとともに、必要な都度、実施状況を報告する。

(9) 協定による資機材の確保

災害時に遅滞なく埋火葬を行えるよう、平常時から協定を締結して埋火葬のための資機材を確保するよう努める。

5 非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、政令で指定されたときは、平常時の規制の特例措置が講じられる。

＜特例措置＞

政令で定める期間内に政令で定める地域において死亡した者の死体に係る墓地、埋葬等に関する法律第5条第1項の規定による埋葬又は火葬の許可については、当該死体の現に存する地の市町村長その他の市町村長が行うことができるほか、第14条に規定する埋葬許可証又は火葬許可証に代わるべき書類として死亡診断書、死体検案書その他当該死体にかかる死亡事実を証する書類を定める等の手続の特例が定められる。

第24節 住宅又はその周辺に運ばれた障害物の除去〔財政、建築〕

1 主旨

市長は、県知事の委任を受けて、災害救助法に基づき、災害により土石等が居室等日常生活に欠くことのできない部分又は玄関等に運び込まれているため一時的に居住することができない状態にあり、かつ自己の資力では住宅又はその周辺に運ばれた障害物除去を行うことができない世帯を対象に実施する。

市は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

2 災害救助法に基づく障害物除去の実施

応急的な除去は、次の方針に基づき生活上欠くことのできない場所を対象として実施する。

- (1) 障害物除去の対象については、居室、台所、玄関、便所等の日常生活に必要な最小限度の部分とし、現物をもって行う。
- (2) 一世帯あたりの費用については、原則として災害救助法施行規則（昭和38年静岡県規則第25号）による。
- (3) 障害物除去の期間については、原則として災害発生の日から10日以内に完了する。

第25節 輸送計画〔危機、企画、消防〕

1 主旨

この計画は、災害時における応急対策従事者及び救護物資の輸送を円滑に処理するため、輸送体制を確立し、輸送の万全を期することを目的とする。

災害発生時の緊急輸送活動のために多重化や代替性を考慮しつつ輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設も含めて確保すべき輸送施設及び輸送拠点について把握し、緊急輸送が円滑に実施されるよう予め運送業者と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。この際、市は、災害時に物資の輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。

2 輸送の方法

- (1) 陸上輸送

ア 市有車両の活用

イ 運送業者等による輸送

市有車両だけでは対応が困難であり、トラック・バス・タクシー等による輸送が適当な場合は、一般社団法人静岡県トラック協会、一般社団法人静岡県バス協会、商業組合静岡県タクシー協会、車両輸送に関する協定締結事業者等に車両輸送を要請する。

ウ 鉄道による輸送

道路の被害により自動車輸送が不可能な場合又は遠隔地において物資、資材等を確保したときで、鉄道による輸送が適当な場合は、東海旅客鉄道株式会社静岡支社、静岡鉄道株式会社に鉄道輸送を要請する。

エ 人力による輸送

車両等による輸送が不可能なときは、人力による輸送を行うものとする。

オ 自衛隊の要請の要求

「第35節 自衛隊派遣要請の要求計画」により行うものとする。

(2) 海上輸送

道路、鉄道等の施設が被災し、自動車及び貨車による輸送が不可能となり、かつ大量の物資、資材等の輸送を必要とするときは、船舶並びに舟艇の調達について知事に要請するものとする。

海上輸送は、県、民間、漁業協同組合並びに海上保安庁等の協力を得て次の船舶により行う。

ア 県有船舶

県有船舶による輸送の応援を知事に要請する。

イ 海上自衛隊の艦艇

「第35節 自衛隊派遣要請の要求計画」により行うものとする。

ウ 海上保安庁の船艇

「第36節 海上保安庁に対する支援要請の依頼計画」により行うものとする。

エ 民間船舶及び漁船

(ア) 民間船舶（漁船を除く）

民間船舶への応援要請は、県を通じて中部運輸局静岡運輸支局に行い、その結果を清水海上保安部へ報告し、必要な支援を要請する。

(イ) 漁船

漁船への応援要請は、清水・由比港漁業協同組合を通じて行うものとする。

◇ 輸送に関する協定 (資料編5-8)

(3) 航空輸送

災害の状況により航空機による輸送が必要となった場合は、市長は消防ヘリコプターを活用するほか、知事等に対して、空輸の応援要請の要求を行うものとする。

ア 自衛隊による航空輸送を必要とする場合は、「第35節 自衛隊派遣要請の要求計画」によるものとする。

イ 赤十字飛行隊静岡支隊に輸送の応援要請をする場合は、日本赤十字社静岡県支部に連絡する。

◇ 防災ヘリポート一覧表 (資料編4-28)

◇ ヘリポートの具備すべき事項 (資料編4-29)

3 輸送の範囲等

(1) 輸送の範囲

- ア 被災者の避難に係る支援
- イ 医療及び助産
- ウ 被災者の救出
- エ 飲料水の供給
- オ 死体の搜索
- カ 死体の措置（埋葬を除く）
- キ 救済用物資の整理配分

ただし、特に必要な場合には知事と協議し、上記以外についても輸送を実施することができる。

(2) 実施期間

前項の各救助の実施期間とする。

ただし、事前に知事と協議し、必要最小限度の期間を延長することができる。

(3) 費用の限度額

当該地域における通常の実費とする。

(4) 実施状況の報告及び整備書類の作成

県が別に定める書類を整備するとともに、必要な都度、実施状況を報告する。

(5) 県への要請事項

市長が輸送計画について、知事に対して応援を求める場合には、輸送の内容により、各計画に定めるところに従って要請するものとする。

第26節 運輸施設応急対策計画[危機]

1 主旨

この計画は、災害対策諸活動を円滑かつ効率的に運営するため、欠くことのできない運輸施設を災害から防護し、災害応急対策を実施するに必要な要員や緊急物資などの輸送を確保するため、運輸機関は、自ら定める災害対策の規定等に基づいて防災活動を行うとともに、県、市及び防災関係各機関等と協力して、公共機関としての機能の維持を図る。

2 機関の名称、所在地

表 3 - 6 運輸機関の名称、所在地

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
東海旅客鉄道(株)静岡支社	静岡市葵区黒金町4番地	代表 054-284-2319
静岡鉄道(株)	静岡市葵区鷹匠一丁目1番1号	代表 054-254-5114

3 異常気象時及び災害時における運転規制について

◇ 静岡鉄道株式会社の運転停止基準（資料編4-43）

4 実施事項

(1) 応急体制の確立

鉄道事業者は、鉄道施設に係る災害が発生したときは、災害対策本部の設置等により社内の応急体制の確立を図る。

(2) 代行輸送等の実施

路線等の被害により、列車の通行が不能となったときは、折り返し運転、バス等による代行運転により輸送の確保に努める。

(3) 応急復旧の実施

崩土、線路の流失陥没、路盤の破壊等応急復旧を要する被害が生じたときは、工事関係者、防災関係機関等の協力を得て、輸送の緊急度に応じて崩土除去、路盤の復旧並びに仮線路、仮橋の架設等応急工事を行う。

第27節 交通応急対策計画[建設]

1 主旨

この計画は、被災者及び救援物資等の輸送を円滑に行うため、市内主要交通路の確保、交通規制の実施及び道路・橋りょう等の応急復旧を実施し、応急作業の効率化を図ることを目的とする。

2 実施事項及びその方法

(1) 被災箇所及び危険箇所の把握

災害が発生した場合は、道路パトロールなどの監視体制を強化し、市の管理する道路をはじめ、市域内の国が管理する国道及び他の管理者に属する道路についても、破損、決壊、橋りょう流失その他交通に支障を生じるおそれのある箇所を早急に把握するとともに、各道路管理者等と連携して、迅速かつ適切な措置をとるものとする。

(2) 道路上の障害物の除去

災害応急対策を実施するため、緊急輸送路として確保すべき幹線道路から優先して実施する。

◇ 緊急輸送路一覧表 (資料編4-18)

(3) 実施機関及び担当

表 3-7 交通応急対策実施機関及び担当

国道 1 号	国土交通省中部地方整備局静岡国道事務所
国道 52 号	国土交通省中部地方整備局静岡国道事務所
臨港道路	静岡県清水港管理局
国道 149 号	静岡市建設局道路部
国道 150 号	静岡市建設局道路部
国道 362 号	静岡市建設局道路部
県道	静岡市建設局道路部
市道	静岡市建設局道路部
街路樹	静岡市建設局道路部
電柱、架線	西日本電信電話株式会社静岡支店、中部電力パワーグリッド株式会社等
交通信号機	静岡県公安委員会

(4) 街路灯及び街路樹等の応急対策

倒れた街路灯及び街路樹等は、交通障害、架線の切断等の原因となるおそれがあるため、次の要領により除去作業を実施する。

ア 倒れて交通の障害となった街路灯及び街路樹や個人所有のブロック塀、建築物等は、道路と並行に片寄せした後、順次収集処理する。

イ 倒れかけた街路灯及び街路樹で復旧の見込みのないものは取り除き、道路と並行に片寄せした後、順次回収する。

ウ 被害を受けても復旧可能な街路灯及び街路樹については、支柱及び結束材料等を使用して傾斜を回復する処置をとる。

(5) 主要交通路等の確保

事前に復旧する道路の優先順位や方法を定め、緊急輸送路及び緊急輸送避難路、孤立予想集落につながる道路等の主要な道路・橋りょう等の実態を把握して交通路の確保に努めるとともに、被災状況により随時迂回路を設定する。

3 災害時における通行の禁止又は制限

(1) 道路管理者は、破損、欠損その他の事由により交通が危険であると認められる場合、区間を定めて道路の通行を禁止又は制限するものとする。

(2) 道路管理者は、道路の通行を禁止又は制限しようとする場合は、禁止又は制限の対象区間及び理由を明りょうに記載した道路標識を設け、必要がある場合は、適当なまわり道の道路標識をもって明示する。

(3) 道路管理者は、通行禁止又は制限を実施しようとする場合又は実施したときは、ただちに所轄の警察署長に連絡する。なお、バス路線となっている場合は、しずてつジャストライン株式会社にその旨を連絡するものとする。

4 放置車両の移動等

放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するための緊急の必要があるときは、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（本節において「道路管理者等」という。）は災害対策基本法に基づく区間指定を行い運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者等自ら車両の移動等を行うものとする。

5 道路の応急復旧

(1) 応急復旧の実施責任者

道路の応急復旧実施責任は、当該道路の管理者とする。

(2) 他の道路管理者に対する通報

市長は、市域内の国が管理する国道及び他の管理者に属する道路が損壊等により、通行に支障をきたすことを知ったときは、速やかに当該道路管理者等に通報し、応急復旧の実施を要請するものとする。

(3) 緊急の場合における応急復旧

市長は、事態が緊急を要し、当該管理者に通報し応急復旧を待ついとまがないときは、応急輸送の確保その他付近住民の便益を図るため、必要とする最小限度において当該道路の応急復旧を行うものとする。

(4) 占用施設設置者の相互協力

電気、ガス、上下水道、電話等の道路占用者は、被害を発見した場合、自己の所管する施設以外についてもただちに道路管理者等に通報し、応急措置などについて相互に協力し合うものとする。

(5) 国・静岡県への要請事項

市長は、自己の管理する道路の応急復旧が不可能又は困難な場合には、国や静岡県に対して応急復旧の応援を要請するものとする。

(6) 仮設道路の設置

道路管理者は、建設業協会等の協力を求め道路施設の被害状況に応じた効果的な復旧を行う。

既設道路の全てが損壊し、他に交通の方法がなく、かつ新たに仮設道路敷設の必要が生じた場合は、国や静岡県と協議し、実施責任の範囲を定め必要な措置を講ずるものとする。

(7) 経費の負担区分

ア 道路等の応急復旧に要した経費は、原則として当該管理者の負担とする。

イ 緊急の場合における応急復旧の経費

市長が、市区域内で他の管理者に属する道路の緊急応急復旧をした場合の経費は、当該道路の管理者が負担するものとする。ただし、当該管理者が支弁するいとまがない場合は、応急復旧を実施した市長が、その経費の一時繰替支弁を行うことができる。

ウ 仮設道路の設置に要する経費

新たに応急仮設道路を設置した場合の経費は、その都度、国や静岡県と協議して経費の負担区分を定めるものとする。

6 応急措置のための要員及び道路復旧用資機材等の確保

(1) 要員の確保

職員を動員するほか、市内の建設業協会等に協力を要請する。又、要員が不足するときは、知事に対し要員の確保についてあつせんを要請するものとする。

◇ 民間事業者との協力協定一覧 (資料編5-3)

(2) 道路復旧用資機材等の確保

市内各事業所が保有する道路復旧用資機材等の実態を把握し、必要に応じて借上げ、又は提供を受けるなどの方法により確保するものとする。また、道路復旧用資機材等については、一定量を市においてあらかじめ確保する。

7 県公安委員会による交通規制

(1) 災害時における交通の規制等

ア 県公安委員会は、本県又は近県で災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、災害応急対策が円滑に行われるよう区域又は道路の区間を指定して、緊急通行車両（①道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項の緊急自動車、②災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両）以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

イ 県公安委員会は、緊急交通路を確保するため災害対策基本法の規定による交通規制を実施し、緊急交通路の各流入部において、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する。

ウ 県知事は、道路被害状況の調査結果に基づいて、第1次、第2次、第3次緊急輸送路を中心に県警察及び道路管理者と協議し緊急輸送に当てる道路を選定する。なお、由比地区における緊急輸送を確保するため、東名高速道路と国道1号の相互利用を必要とし、それが可能な場合は同所に設けた開口部を利用する。

エ 県公安委員会は、上記のため必要があるときは、道路管理者等に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

オ 県公安委員会（県警察）は、交通規制を実施した場合、警察庁、管区警察局、日本道路交通情報センター、交通管制センター、報道機関等を通じ交通規制の内容等を広く周知徹底させ秩序ある交通を確保する。

(2) 警察官の措置命令等

ア 警察官は、災害対策基本法に基づき県公安委員会が指定した通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命じることができる。

イ アによる措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、警察官は、自ら当該措置をとることができる。また、この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。

ウ 警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊法第83条第2項の規定により派遣を命ぜられた当該自衛官は、通行禁止区域等において、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、ア及びイに定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

エ 警察官がその場にいない場合に限り、消防吏員は、通行禁止区域等において、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、ア及びイに定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

オ 道路管理者は、災害対策基本法に基づきその管理する道路について指定した区間にお

いて、緊急通行車両の通行を確保するため及びイに定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

(3) 除去障害物の処分

除去した障害物は、あらかじめ処分地として定めた空地、民間の土地所有者に対する協力依頼等によって確保した空地、及び駐車場等に処分する。

適当な処分場所がない場合は避難路及び緊急輸送路以外の道路の路端等に処分する。

(4) 通行の禁止又は制限に係る標示

県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限するときは、その禁止又は制限の対象、区域又は道路の区間及び期間を記載した標示を設置しなければならない。

なお、この場合、当該道路管理者等に必要事項を通知するとともに、区域内の住民に周知するものとする。

◇ 緊急通行車両以外の車両通行止標示 (資料編 4-19)

(5) 交通安全施設の復旧

県公安委員会(県警察)は緊急輸送路の信号機等、輸送に必要な施設を最優先して交通安全施設の応急復旧を行う。

(6) 緊急通行車両の確認

知事又は県公安委員会は、緊急通行車両の使用者からの申し出により、当該車両が災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることの確認を行う。確認後は当該車両の使用者に対し、「緊急標章」及び「緊急通行車両確認証明書」を交付する。

◇ 緊急通行車両標章 (資料編 4-20)

◇ 緊急通行車両確認証明書 (資料編 4-21)

(7) 緊急通行車両の事前届け出

指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体、指定公共機関又は指定地方公共機関の長は、災害発生時に「緊急通行車両」として使用する車両について、県公安委員会に対して事前の届出をすることができる。県公安委員会は、審査の結果、「緊急通行車両」に該当すると認めたものについて「緊急通行車両事前届出済証」を交付する。

事前届出済証の交付を受けている車両に対する確認は、他に優先して行われ、確認のため必要な審査も省略される。

(8) 交通の危険防止のための通行の禁止又は制限

警察官は、道路における危険を防止するため、緊急の必要があると認めるときは、道路交通法第6条第4項の規定に基づき必要な限度において一時通行を禁止し、又は制限するものとする。

道路管理者は道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて、道路の通行を禁止し、又は制限することができる。

8 海上交通の確保

区分	内容
情報の収集伝達	・ 県は地方整備局、運輸局、海上保安庁、自衛隊、市、漁業協同組合等の協力を求め、海岸施設、港湾施設の被害状況、水路、航路標識の異常の有無、石油コンビナートの被害状況、港内の状況等について情報の収集を行う。

	<ul style="list-style-type: none"> 市は県の行う情報収集伝達に協力する。
海上交通の制限及び調整	<ul style="list-style-type: none"> 海上保安庁は、海難船舶、危険物の流出域、損壊した係留施設・海上構築物及び流出した船舶、木材、筏等が船舶交通に及ぼす影響を調査し、必要な安全対策を講じる。 海上保安庁は、海難船舶、漂流物又は沈没した物件等が船舶交通に障害となる場合には、これらの所有者に除去を命じ又は勧告を行う。 海上保安庁は、船舶交通の安全を図るため、必要に応じ船舶交通の整理・指導を行う。 市は、船舶交通の制限、輸送路の選定等について、海上保安庁が実施する航行及び停泊の制限又は禁止及び県等の防災機関が行う活動に協力するものとする。
海上交通確保の措置	<p>(1) 海上交通の調整</p> <p>県は、海上保安庁等、防災関係機関と相互に連絡し、県内の海上交通確保について必要な輸送路の選定等の調整を行う。</p> <p>(2) 港湾施設等の応急措置</p> <p>港湾及び漁港の管理者は、管理する港湾、漁港について障害物の除去、応急修理等輸送確保のための応急措置を講ずる。</p> <p>(3) 海上自衛隊及び海上保安庁等に対する支援要請</p> <p>知事は、市又は港湾及び漁港の管理者から、油の流出による火災の鎮圧、水路・航路の確保のための措置の実施等、海上交通の確保のため必要な措置の実施について、応援要請があったときは、海上自衛隊、海上保安庁等に対し応援を要請する。</p> <p>(4) 海上保安庁等は、水路の水深に異常が生じた時は、必要に応じ調査を行い、標識等の設置により航路の安全を確保する。</p> <p>(5) 海上保安庁等は、航路標識が損壊又は流出した時は、速やかに復旧に努めるほか、必要な応急措置を講ずる。</p> <p>(6) 海上保安庁は、警報の伝達、排出油の防除、危険物の保安、海難救助等の適切な措置を講ずる。</p> <p>(7) 市は、油の流出による火災の鎮圧、水路、航路の確保等について必要な場合、海上自衛隊及び海上保安庁等の派遣を要請するよう知事に要求する。</p>

9 航空交通の確保

区分	内容
情報の収集伝達	市は、静岡ヘリポートの滑走路、誘導路、エプロン及び航空保安施設等の被害状況、航空機の被害状況、支雪裡用者の被災状況等施設内及び周辺の状況についての情報収集を行う。
施設の運用制限	市は、滑走路、誘導路、エプロン及び航空保安施設が被害を受け、航空機の離着陸の安全を阻害するおそれが生じるときは、直ちに運用を一時休止し、航空機の離着陸の原則禁止等の制限を行う。また、施設の安全を図るため、施設利用者の混乱防止及び避難誘導、入場制限等必要な措置を講ずる。

施設機能確保の措置	市は、施設機能を確保するため、障害物の除去、応急修理等の応急措置を講ずるほか、関係機関と相互に連絡し、必要な調整を行う。
緊急用務空域指定の依頼	県災害対策本部内に設置される航空運用調整班は、災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものとする。また、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。

10 有料道路の通行

災害応急対策のため、有料道路を通行しなければならない場合には、あらかじめ当該道路管理者と協議するものとする。

11 交通マネジメント

国土交通省中部地方整備局静岡国道事務所は、災害応急復旧時に渋滞緩和や交通量抑制により、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的として、交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うため、「静岡県災害時交通マネジメント検討会」（以下、「検討会」という。）を組織する。

検討会において交通マネジメント施策を実施するに当たり、検討会の構成員は、相互協力を行うとともに、平時からあらかじめ連携に必要な情報共有や連携強化のための協議、訓練等を行うものとする。

第28節 応急教育計画[財政、教育]

この計画は、こども園、小・中・高・特別支援学校（以下この章において「学校等」という。）の生徒等、教職員、施設及び設備が災害を受け、正常な教育活動を行うことが困難となった場合において、可能な限り早期に応急教育を実施するための対策の概要を示す。実施することにあたっては、施設の復旧、生徒等及び家庭の被災状況を考慮して行うものとする。

1 基本方針

- (1) 県教育委員会は、公立学校等に対し、「静岡県学校安全教育目標」及び「学校の危機管理マニュアル（災害安全）」等により、災害応急対策及び応急教育に係る指針を示し、対策等の円滑な実施をする。また、県は私立学校等に対し、この指針に準じた対策等を実施するよう指導する。
- (2) また、応急教育のための施設又は教職員の確保等について、市、市教育委員会又は県立学校等の要請により、必要な措置を講ずる。
- (3) 学校等は、地域の特性や学校の実態及び大規模な地震が発生した場合に予想される被害状況等を踏まえ、設置者や保護者等と協議・連携して災害応急対策及び応急教育に係る計画を策定するとともに、対策を実施する。
- (4) 中学生及び高校生等は、教職員の指導監督のもと、学校等の施設及び設備等の応急復旧整備作業や地域における応急復旧又は救援活動等に、可能な範囲で協力する。

2 計画の作成

区分	内容
災害応急対策	<p>計画の作成及び実施に当たっては、生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の別や、学校等における施設の避難地・避難所指定の有無等を考慮する。</p> <p>計画に定める項目は、次のとおりとする。</p> <p>なお、特別支援学校、障害の状態及び特性等に配慮を必要とする生徒等が在籍する学校等においては、特に留意して計画を作成する。</p> <p>(1) 学校等の防災組織と教職員の任務</p> <p>(2) 教職員動員計画</p> <p>(3) 情報連絡体制</p> <p>(4) 生徒等の安全確保のための措置</p> <p>(5) その他「学校の地震防災対策マニュアル」等に基づき、各学校等が実態に即して実施する対策</p>
応急教育計画の作成	<p>(1) 市立の学校等の校長等は、市又は教育委員会と緊密な連携をとり、次の措置を講ずる。</p> <p>ア 被害状況の把握</p> <p>生徒等、教職員及び学校等の施設、設備の被害状況を把握する。</p> <p>イ 応急教育の計画</p> <p>(ア) 教職員を動員し学校等の施設、設備の応急復旧整備を行い、授業再開に努める。なお、被害の状況により必要があるときは、市又は地域住民の協力を求める。</p> <p>(イ) 生徒等、教職員及び学校の施設・設備等の状況を総合的に判断して教育再開の時期を決定し、学校の設置者、生徒等及び保護者に連絡する。</p> <p>(ウ) 全生徒等を学校等へ同時に収容できない場合は、二部授業又は地域の公共施設等を利用して分散授業を行う等の措置を講ずる。</p> <p>(エ) 生徒等を通学不能な他地域に集団移動させて応急教育を実施する場合は、教職員の分担を定め、地域ごとの実情の把握に努める。</p> <p>(オ) 教育活動の再開にあたっては、生徒等の登下校時の安全確保に留意する。</p> <p>(カ) 給食業務の再開については、施設・設備の安全性等を確認するとともに、食材の確保、物資や給食の配送方法等について協議する。</p> <p>ウ 学校等が避難所になる場合の留意事項</p> <p>(ア) 避難所に供する施設・設備の安全を確認するとともに、市、関係する自主防災組織と協議・連携して、施設内に設置される避難所運営組織が円滑に機能するよう、避難所運営の支援に努める。</p> <p>(イ) 学校等の管理に必要な教職員を確保し、施設・設備の保全に努める。</p> <p>(ウ) 避難生活が長期化する場合には、応急教育活動と避難所運営との調整について、市と必要な協議を行う。</p> <p>(2) 市立以外の学校等における応急教育については、市立学校に準ずる。この場合、学校等の校長等は、県と密接な連携を保ち、応急教育計画を定めるも</p>

	<p>のとする。</p> <p>(3) 市長は、応急教育のため必要と認めるときは、教育委員会と協議のうえ、知事もしくは、県教育長に対し、施設又は教職員の確保について要請するものとする。</p> <p>(4) 生徒等の心のケア</p> <p>生徒等が災害により様々な心の傷を受け、PTSD等の症状が現れてくることが懸念されるため、学校等は生徒等の実態を踏まえ、学校等の設置者、保護者、校医、スクールカウンセラー、関係医療機関等と協議・連携して、生徒等の心の健康保持あるいは回復を図るための対策等に係る計画を定めておくことが必要である。</p>
--	--

3 学用品の給与

(1) 実施基準

ア 学用品の給与を受ける者

住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品をそう失又はき損し、就学に支障のある小学校児童、中学校及び高等学校等生徒（特別支援学校の小学部児童、中学部及び高等部等生徒を含む。）

イ 学用品の品目

(ア) 教科書（文部科学大臣の検定を経たもの又は文部科学省が著作の名義を有するもので、教育委員会が採択したものに限る。）

(イ) 教材（教育委員会に届出又は承認を受けて使用しているものに限る。）

(ウ) 文房具

(エ) 通学用品

ウ 実施期間

(ア) 教科書（教材を含む。）は、災害発生の日から1カ月以内

(イ) 文房具及び通学用品は、災害発生の日から15日以内

ただし、知事と協議し期間を延長することができる。

エ 費用の限度額

災害救助法が適用された場合の応急教育費用の限度額は、災害救助法施行細則に基づき、静岡県が別に定める額とする。

(2) 市の実施事項

学用品給与の方法

ア 給与の対象となる児童及び生徒の人数は、被災者名簿と当該学校における学籍名簿と照合し、被害別及び学年別に正確に把握する。

イ 児童又は生徒の判定時点は、原則として災害発生の日とする。なお、学年末等の場合は実情に即して判定する。

ウ 教科書は、学年別、学科別及び発行所別に調査集計し、購入配分する。

エ 通学用品及び文房具は、被害状況別並びに小・中学校別に学用品購入計画表を作成し、購入する。

オ 給与品目は、各人の被害状況程度等の実状に応じ、特定品目に重点を置くことも差し支えない。

カ 教材は、教育委員会に届出又は承認を受けて使用している事実をあらかじめ確認のう

え給与する。

キ 実施状況の報告及び整備書類の作成

県が別に定める書類を整備するとともに、必要な都度、実施状況を報告する。

4 応急教育

(1) 休校措置

災害が発生し、又は災害の発生が予測されるときは、おおむね次の基準によるが、各学校長は、自校の状況に応じて適切な措置をとるものとする。また、措置の内容を教育委員会に報告する。

ア 児童・生徒が登校以前に暴風、大雨、洪水警報等が発表されている場合には、自宅待機等の措置をとることができる。

イ 児童・生徒が登校後に暴風、大雨、洪水警報等の発表が予測されるときは、気象情報に十分注意し、安全に留意して適切な措置をとるものとする。

授業を打ち切り、早退させる場合は、注意事項を徹底し団体行動を取らせる等、安全面の指導をするとともに、特に低学年児童、特別支援学級児童等については、教師並びに保護者が付き添うなど、適切な措置をとるものとする。

(2) 応急教育の実施

応急教育は、施設の被害程度、復旧の状況並びに教員、児童・生徒及び家族の被災の程度、更には交通機関、道路の復旧状況等も勘案して、次の方法により行う。なお、各学校長は、教育委員会に措置の内容を報告するものとする。

ア 教育施設が被災した場合

(ア) 校舎の一部が被災し、使用不能となったときは、残存する安全な校舎を使用して学級合併授業、一部又は全部にわたって二部授業を実施するなどの対応を図る。

(イ) 校舎の使用が全面的に不可能となったが、数日で復旧する見込みのときは臨時休校の措置をとり、その期間中は、地域の集会所等を利用し、学習内容の指示、生活指導など応急教育を実施するものとする。

(ウ) 校舎の被害が甚大であり、復旧に日時を要するときは、隣接の学校において二部授業を行う。ただし、これによることが困難な場合は、プレハブ校舎の設置、民間施設の一時借上げ等の措置をとるものとする。

イ 道路並びに交通機関が被災した場合

(ア) 一部又は半数に近い児童・生徒が登校できないときは、短縮授業、半日授業等の措置をとるものとする。

また、登校できない児童・生徒については、別途適切な措置をとるものとする。

(イ) 一定区域の児童・生徒が登校できないときは、臨時に授業を行うなどの措置をとるものとする。

(ウ) 半数以上の児童・生徒が登校できないときは、臨時休校又は臨時に地域の集会所等を利用し、授業を行うなどの措置をとるものとする。

ウ 児童・生徒が被災し避難した場合

(ア) 児童・生徒が避難のため個別に居住地を離れたときは、避難先地区の学校に仮入学をさせ、授業を行うものとする。

(イ) 児童・生徒が集団避難したときは、避難先地区の学校を指定し、二部授業又は合併授業を行うなどの措置をとるものとする。

5 文教施設の応急復旧

(1) 校舎

被害の軽微な校舎については、即時修理を行い、教室に不足が生じた場合は、特別教室、体育館の一時転用を図り、なお不足する場合は、仮設（プレハブ等）教室の設置等の措置をとるものとする。

(2) 校庭

運動場の被害については、使用に危険のない程度の応急修理を行うこととする。

(3) 備品

流失、焼失、破損等により備品が滅失、あるいは使用不能となった場合は、予備の備品を使用するなど授業に支障をきたさないよう配慮するものとする。

6 教職員の確保

教職員の被災状況を把握するとともに、応急教育を実施するための教職員が不足した場合は、補充教員の臨時的任用、一時的な教職員組織の編成替え等により必要な教職員の確保に努めるものとする。

7 就学措置

被災した児童・生徒に対する就学の援助について必要な措置を講ずるものとする。

8 学校給食

災害時における学校給食は、可能な限り継続実施に努めるが、次のような場合は、関係機関と協議して一時休止等の措置をとるものとする。

- (1) 災害が広範囲にわたり、被害が甚大なため学校給食施設が災害応急対策のため使用されたとき
- (2) 給食施設が被害を受け、給食の実施が不可能となり応急復旧が完了するまでの期間
- (3) 感染症の発生が予想されるとき
- (4) 給食物資の調達が困難なとき
- (5) その他給食の実施が適当でないと認めるとき

9 被災学校等の教職員並びに園児・児童・生徒の健康管理

被災の状況により、被災学校・園の教職員並びに園児・児童・生徒に対し、健康診断、感染症の予防等、必要な措置をとるものとする。

10 緊急時の園児・児童・生徒の登下校対策

各学校（園）長は、保護者及び関係諸団体の協力を得て、保護者、教員等を指導員又は監督員として配置し、集団登下校等の安全措置をとるものとする。

11 県への要請事項

市長は、学用品の調達、応急教育の実施等が困難な場合、下記について知事に調達及びあっせんを要請するものとする。

- (1) 応急教育施設のあっせん確保

- (2) 集団移動による応急教育のあっせん及び応急教育の実施指導
- (3) 応急教育の指導及び教育施設の復旧指導
- (4) 教職員の派遣充当
- (5) 学校給食に代わる食事に必要な食料等の調達及びあっせん

第29節 社会福祉計画[市民、福祉、子ども]

1 主旨

市及び県は、被災者に対する生活保護法の適用、生活福祉資金等資金の貸付けを行うとともに、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うほか、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

2 基本方針

- (1) 市及びその他の援護の実施機関は、社会福祉上の対策を緊急に実施するため、速やかに必要な体制を整備する。
- (2) 市長は、必要に応じ民間団体に可能な分野における協力を依頼する。
- (3) 市は、あらかじめ定める公共的施設に速やかに臨時生活相談所を開設する。
- (4) 生活相談の結果、援護措置を実施する緊急度の高い対象者から、順次適切な応急措置を講ずる。
- (5) 各実施機関の体制について、援護措置の実施が困難な場合、市長は応援要員の派遣を知事に要請する。

3 実施事項

- (1) 罹災社会福祉施設の応急復旧及び入所者の応急措置
 - ア 罹災社会福祉施設の応急復旧
 - イ 罹災社会福祉施設入所者の他施設等への一時保護のあっせん
 - ウ 臨時保育所の開設の指導及び職員のあっせん
- (2) 罹災低所得者に対する生活保護の適用

罹災した低所得者が最低限度の生活を営むことができない場合には、担当民生委員の協力を得て生活保護の適用を行う。
- (3) 罹災者の生活相談
 - ア 実施機関 市（被害が大きい場合は県と共催）
 - イ 相談種目 生活、資金、法律、健康、就職、身上等の相談
 - ウ 協力機関 県、社会福祉法人静岡県社会福祉協議会、日本司法支援センター静岡地方事務所（法テラス静岡）、民生委員・児童委員、日本赤十字社静岡県支部、その他関係機関
- (4) 罹災低所得者に対する生活福祉資金の貸付け
 - ア 実施機関 社会福祉法人静岡市社会福祉協議会
 - イ 協力機関 県、市、民生委員・児童委員
 - ウ 貸付対象 罹災低所得者世帯（災害により低所得世帯となった者も含む。）

- エ 貸付額 「生活福祉資金貸付金制度要綱」による。
- (5) 罹災母子・父子・寡婦世帯に対する母子・父子・寡婦福祉資金の貸付
- ア 実施機関 市
- イ 協力機関 民生委員・児童委員
- ウ 貸付対象 罹災母子・父子世帯・寡婦（災害により母子・父子世帯・寡婦となった者を含む。）
- エ 貸付額 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第7条に規定する額
- (6) 罹災身体障害児者に対する補装具の交付等
- ア 実施機関
- (ア) 児童 県、市
- (イ) 18歳以上 市
- イ 協力機関
- (ア) 児童 民生委員・児童委員、身体障害者相談員
- (イ) 18歳以上 民生委員・児童委員、身体障害者相談員、身体障害者更生相談所
- ウ 対象
罹災身体障害児者
- エ 交付等の内容
- (ア) 災害により、補装具を亡失又はき損した身体障害児者に対する修理又は交付
- (イ) 災害により、負傷又は疾病にかかった身体障害児者の更生（育成）医療の給付
- (ウ) 罹災身体障害児者の更生相談
- (7) 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付け
- ア 実施機関 市
- イ 支給及び貸付対象
- (ア) 災害弔慰金 自然災害により死亡した者の遺族
- (イ) 災害障害見舞金 自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者
- (ウ) 災害援護資金 罹災世帯主
- ウ 支給及び貸付額
災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）第3条、第8条及び第10条の規定に基づき市が条例で定める額
- (8) 被災者（自立）生活再建支援制度
- ア 実施機関 （公財）都道府県会館（県単制度は県）
- イ 支給対象 住宅に全壊・大規模半壊等の被害を受けた世帯
- ウ 支給額 被災者生活再建支援法第3条に定める額
- (9) 義援金の募集及び配分
- ア 実施機関 県、市
- イ 協力機関 教育委員会（県、市）、日本赤十字社静岡県支部、県共同募金会、社会福祉協議会（県、市）、報道機関、その他関係機関
- ウ 募集方法 災害の程度を考慮して、その都度協議決定する。
- エ 配分方法 関係機関で配分委員会を設け、協議決定する。
- (10) 義援品の受け入れ
- ア 実施機関 県、市
- イ 協力機関 報道機関、その他関係機関

- ウ 受入方法 被災者が必要とする物資の内容を把握し、報道機関等を通じて迅速に公表することなどにより受入れの調整に努める。

第30節 農林水産業対策計画〔農水〕

1 主旨

この計画は、災害による農地、農業用施設、農作物、家畜、林道施設、治山施設、林産物、漁業施設等に対する被害の防除措置について定めるものとする。

2 被害状況の把握

市は、県、農業協同組合、土地改良区、森林組合、漁業協同組合等の協力を得て被害状況を把握する。

3 農地、農業用施設に対する応急措置

(1) 農道

崩土等の障害物除去の措置をとる。また、通行に危険があると認めたときは通行止め等の措置を講ずる。

(2) 用排水路

取水扉門の操作等により冠水の拡大防止に努める。

(3) 農業集落排水処理施設

処理場、管きょ等、農業集落排水処理施設の迅速な点検を行うとともに、施設に被害を生じたときは応急復旧を行い、排水処理機能の確保を図る。

4 農作物に対する応急措置

(1) 市は、農業協同組合等の農業団体の協力を得て、次の応急措置に努める。

ア 農作物の被害の実態に合った病虫害の防除、肥培管理等の技術指導

イ 苗、種子、農業用資材等のあっせん等の措置

ウ 苗、種子、農業用資材等の確保に困難を生じたときは、県に種苗事業者のあっせんを要請する。

(2) 農業者、農業団体等に対し二次災害防止のための応急措置を要請する。

ア 農業用施設の倒壊等による人身被害の防止措置

イ 農薬の漏出防止措置

ウ 農業用燃料の漏出防止措置（茶工場や園芸施設の重油タンク等）

5 家畜に対する措置

(1) 緊急的措置

市は、家畜飼養施設の被害状況により、二次災害防止のため、農業団体及び県中部家畜保健衛生所等の協力を得て、次の指導を行う。

ア 余震等による畜舎の二次倒壊による人身被害の防止措置及び生存家畜の救出措置

イ 家畜の逃亡措置及び逃亡家畜の捕獲、収容による住民への危害防止措置

(2) 応急措置

市は、農業団体及び県中部家畜保健衛生所の協力を得て、次の応急措置に努める。

- ア 被災地における家畜の飼育管理の指導及び飼料の確保
- イ 家畜伝染病の発生及びまん延防止のための措置（予防接種、畜舎消毒等）
- ウ 動物用医薬品（治療、消毒、予防）の円滑な供給
- エ 汚染地域の消毒等の措置
- オ 死亡獣畜の円滑な処分
- カ 緊急を要する飼料の確保について調達が困難な場合は、県に対して保有飼料の放出又は飼料事業者のあっせんを要請する。

6 林道施設に対する措置

(1) 緊急的措置

市は、地元関係者および維持管理委託業者と相互連携し、林道施設の被害状況を把握するとともに、県中部農林事務所に報告する。

また、林道施設に被害が発生した、又は発生する恐れがある場合、二次災害防止のため、次の措置を講じる。

- ア 崩土等の通行不能状態に伴う、林道内の人員の救護および退去措置
- イ 安全が確認されるまでの通行止め措置
- ウ 被害拡大防止措置

(2) 応急対策

市は、林道施設の被害状況に応じ、次の措置を講じる。

- ア 林道施設被害に伴う、人家の孤立もしくは、生活利用に支障が発生する恐れがある場合は、町内会、警察、消防の協力を得て、迅速・的確な住民避難および交通規制等の措置（広報対策を含む）
- イ 林道の通行に危険があると認めた場合は、通行止めの措置

7 治山（林地）に対する措置

(1) 被害状況の把握

市は地元関係者の協力を得て、山腹崩壊、地すべり、土石流、倒木等の被害状況の把握に努める。

(2) 緊急的措置

市は地元関係者、建設業者等の協力を得て次の緊急的措置に努める。

- ア 山腹崩壊、地すべり、土石流等の被害が生じ又は与えるおそれがある場合は土砂及び倒木等の撤去
- イ 地すべり又は亀裂等が生じた場合はシートで覆う等その拡大防止

8 林産物に対する措置

市は、森林組合等の協力を得て森林所有者、種苗経営者等の林産物生産者に対し、風倒木、被災苗木の処理、病虫害の防除及び林産施設の応急復旧等について技術支援を行うものとする。

9 漁業施設に対する措置

(1) 被害状況の把握

漁業協同組合等と連携し、漁港及び漁港施設及び漁業関係施設等の被害状況を把握するとともに、被害情報を県水産局及び港湾局に報告する。

(2) 緊急対策

ア 漁業関係施設の被害状況から二次災害発生防止のため必要があると認めた場合は、漁船燃料等の漏出防止措置と流出油への引火防止措置を漁業協同組合に指示する。

イ 大規模な燃料流出等の場合に当たっては、清水海上保安部、警察署、消防署に応急対策を要請する。

(3) 応急対策

ア 市及び漁業協同組合等は漁業関係施設等の被害状況に応じ、次の応急措置を講じる。

(ア) 船舶活動支援施設（給油、給水）の応急修繕

(イ) 漁業無線による就航船舶、出漁漁船に対する漁港施設被害情報の提供

イ 復旧活動の支障となる漁港施設の速やかな復旧工事を実施する。

第31節 消防計画[消防]

1 主旨

この計画は、市の消防体制を明らかにし、各種災害の軽減に支障のないよう措置することを目的とする。

なお、警防活動については、市の警防体制に関する計画によるものとする。

2 消防組織

消防局、消防署及び消防団が一体となり警防活動体制を確立する。

◇ 消防局・消防団組織図及び消防車両等現況表 (資料編2-16)

3 警戒態勢

災害が発生し、または災害が予想され、警防活動を統制する必要があるときは、消防の総力をあげて警戒態勢を確立する。

4 出動体制

(1) 出動体制

ア 消防隊等の災害時出動にあたっては、「消防隊等災害出動計画」の出動区分に従い、災害現場出動隊、残留隊等の編成について定め、警防活動の効率的運営を図るものとする。

イ 災害の規模が拡大し、通常体制の消防力では災害の防ぎよが困難であると判断される場合は、非常事態に対処した警防活動体制の編成を行い、消防の総力をあげて災害の被害拡大防止にあたるものとする。

ウ 大規模な地震災害に対処するため、「地震災害警防計画」に基づき、消防の総力をあげて災害の被害拡大防止にあたるものとする。

(2) 消防団の体制

ア 消防団の火災出動にあたっては、「静岡市消防団災害出動基準」の出動区分に従い警防活動を行うものとする。

- イ 災害の規模が拡大し、通常の出動体制では災害の防ぎよが困難となる場合は、その規模に応じ、団長の指示に基づき総力をあげて災害の拡大防止にあたるものとする。
- ウ 大規模な地震災害に対処するため、「地震災害警防計画」に基づく「地震災害対応マニュアル」により活動し、消防団の総力をあげて災害の被害拡大防止にあたるものとする。

5 警防活動

(1) 消防活動

市は、その市域に係る各種災害が発生した場合においては、これらの災害による被害の軽減を図るため市の警防活動に関する計画に基づき消防隊の編成を行い次の活動を行う。

- ア 火災警防活動
- イ 風水害警防活動
- ウ 避難・誘導活動
- エ 救助・救急活動

(2) 広域応援体制

市長は、災害が次のいずれかに該当する場合には「静岡県消防相互応援協定」等に基づき、協定している他の市町長等に対し応援要請を行うものとする。その際、県に対し災害の状況等について報告し、消防の相互応援に関して必要な連絡調整を求めるものとする。

- ア 発災市町等において発生した災害が協定を締結している市町等（以下「応援市町等」という。）に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- イ 発災市町等の消防力によっては防御が著しく困難と認める場合
- ウ 発災市町等を災害から防御するため、応援市町等の消防機関が保有する車両及び資機材等を必要とする場合

◇ 消防相互応援協定（資料編5-2）

(3) 大規模林野火災対策

市は、大規模な林野火災が発生し、人命の危険、人家等への延焼危険その他重大な事態となるおそれのある場合は、消防ヘリコプターによる空中消火活動を行うものとする。

また、市は、あらかじめ定められたところにより、地上において消防機関による空中消火活動を支援するものとする。

(4) 危険物施設の災害対策

危険物施設管理者等は、関係者（自衛消防隊等）と協力して、初期消火活動に努めるとともに、被害拡大防止のための応急措置を講ずるものとする。なお、消火活動を行うにあたっては、危険物の性状等に十分留意するものとする。

(5) ガス災害対策

市は、都市ガス及び高圧ガスによる災害の特殊性にかんがみ、ガス漏れ事故等防止対策に関する協定に基づき、都市ガス事業者、高圧ガス事業者等、関係者と協力してガス災害発生の防止及びその拡大の防止のための応急措置を講ずるものとする。

(6) 船舶火災対策

船舶火災については、清水海上保安部との相互応援協定に基づき消防活動を行うとともに、港湾関係機関と連携を図る。

第32節 水防計画[危機、消防]

1 主旨

この計画は、水防法及び法の主旨に基づき、市の水防体制、情報の収集、予警報の伝達、避難、水防資機材の整備運用等の水防活動及び水防管理団体が行う水防の計画基準等について定め、各河川、海岸の洪水又は高潮（津波を含む。）による災害を警戒・防ぎよし、これによる被害を軽減することを目的とする。

2 静岡市水防本部

水防管理者（市長）は、気象情報等により洪水及び高潮のおそれがあると認められたときから洪水等の危険が解除されるまで、「静岡市水防計画書」に基づき、静岡市水防本部を設置し、水防活動を実施する。ただし、災害対策本部が開設された場合は、その組織に統合されるものとする。

3 配備体制

- (1) 市域に対し、以下のうち、いずれか又は複数の特別警報、警報が発表されたとき
 - ア 大雨特別警報
 - イ 暴風特別警報
 - ウ 高潮特別警報
 - エ 大雨警報
 - オ 暴風警報
 - カ 洪水警報
 - キ 高潮警報
- (2) 津波予報区「静岡県」に、大津波警報、津波警報、津波注意報のいずれかが発表されたとき
- (3) その他の状況により市長が必要と認めるとき

4 活動

- (1) 重要水防箇所の把握と水こう門の操作
- (2) 雨量又は水位状況の観測及び通報
- (3) 出動及び水防作業
- (4) 水防活動用設備及び資機材の整備
- (5) 他の水防機関が実施する活動への協力 等

5 水防倉庫及び水防資機材の整備

円滑な水防活動を実施するため各河川に水防倉庫を整備し、水防活動用資機材の必要数量を保管し、定期的に点検を行う。

6 その他の事項

重要水防箇所、通信連絡、非常配備、水防信号等、水防活動の実施に必要な事項は、別に定める「静岡市水防計画書」によるものとする。

第33節 応援協力計画[総務、危機]

1 主旨

この計画は、災害応急対策活動を迅速かつ円滑に実施し、復興意欲の振興を図るため、他の地方公共団体や民間団体等に対して行う応援要請等について定める。

2 応援要請等の基準

災害により、人命又は財産を保護するための応急対策の実施が市において不可能又は困難な事態が発生した場合とする。

3 応援要請の方法

市長は、前項の事態が発生した場合は、次の事項を明らかにしたうえで災害時の応援に関する協定を締結している各市町及び他の地方公共団体又は民間団体等の長に対して応援の要請を行うものとする。

4 直接又は知事を介して協力要請等を行う団体

- (1) 応援協定を締結した地方公共団体
- (2) 協定を締結した民間団体・企業等
- (3) 青年団及び男女共同参画団体
- (4) 大学及び高校の学生・生徒
- (5) 専修学校、各種講習施設等の学生・生徒
- (6) 赤十字奉仕団

5 要請等の事項

- (1) 必要な人員数
- (2) 食料、生活必需品、応急資機材等の提供
- (3) 作業内容及び場所
- (4) 応援を要請する期間
- (5) その他応急対策に必要な事項

◇ 民間事業者との協力協定一覧 (資料編5-3)

◇ 他都市との相互応援協定一覧 (資料編5-1)

6 応援の受入れ等

(1) 受入れと配分

民間団体等から応援の申し入れがあった場合は、応援の内容、人員などを把握し、各部・班の労務要請に応じ配分するものとする。

(2) 活動内容

- ア 炊出し
- イ 救援物資の整理及び運搬
- ウ 飲料水の供給
- エ 清掃及び防疫

- オ 被害調査
 - カ 避難所の運営支援
 - キ その他災害応急対策のうち危険の伴わない作業
- (3) 活動の記録
- ア 活動団体の名称、人員及び氏名
 - イ 活動期間
 - ウ 作業内容
 - エ その他の特記事項

第34節 賃金職員の雇用計画[総務]

この計画は、災害応急対策の実施について要員が不足し、賃金職員の雇用が必要となった場合は、目的、作業種別ごとに計画をたて、市の実施事項を定め、必要最小限の賃金職員を雇用する。

1 労務の内容

救助の実施に必要な賃金職員を雇用できる労務の内容は、次のとおりである。

- (1) 被災者を避難誘導させる労務
- (2) 医療・助産における移送のための労務
- (3) 被災者救出のために使用する機械器具その他の資機材を操作し、又は後始末する労務
- (4) 飲料水の供給のため使用する機械器具の操作及び運搬、浄化用薬品を配布する労務
- (5) 救助用物資を整理、輸送及び配分する労務
- (6) 遺体の捜索、遺体捜索に必要な機械器具その他の資機材を操作し、又は後始末する労務
- (7) 遺体の洗浄、消毒等の処置及び収容施設等まで輸送する労務

2 雇用の期間

賃金職員の雇用期間は、救助種目ごとに定められている期間とする。

第35節 自衛隊派遣要請の要求計画[危機]

1 主旨

この計画は、災害時において、自衛隊に支援を要請する場合の必要事項を明らかにすることを目的とする。

2 自衛隊派遣要請の要求

市長は、知事に対し必要事項等を明示した文書をもって、自衛隊の派遣要請を要求する。

3 災害派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣要請を要求できる範囲は、原則として天災地変その他の災害に際し、人命又は財産の保護のため必要と認める場合で、以下の3要件を満たす必要がある。具体的内容は、災害の状況、他の機関等の活動状況のほか、知事等の要請内容、現地における部隊等の人

員、装備等によって異なるが、通常、下記のとおりとする。

(1) 災害派遣要請の要件

- ア 緊急性 差し迫った必要性があること。
- イ 公共性 公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること。
- ウ 非代替性 自衛隊が派遣される以外に適切な手段がないこと。

(2) 災害派遣要請の内容

- ア 被害状況の把握
車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動
- イ 避難の援助
避難の指示による避難者の誘導及び輸送等の援助
- ウ 遭難者等の捜索救助
- エ 水防活動
土のう作成、運搬、積込み等の水防活動
- オ 消防活動
利用可能な消防車（空中消火が必要な場合は航空機）、その他の防火用具（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）を活用した消防機関への協力
- カ 道路又は水路の啓開
道路もしくは水路の損壊及び障害物がある場合にそれらの啓開・除去
- キ 応急医療、救護及び防疫
被災者に対する応急医療、救護及び防疫活動（薬剤等は、通常、関係機関の提供するものを使用）
- ク 人員及び物資の緊急輸送
救急患者、医師その他の救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
- ケ 炊飯及び給水支援
被災者に対する炊飯及び給水
- コ 物資の無償貸付及び譲与
防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品を無償貸付及び救じゅつ品を譲与
- サ 危険物の保安及び除去
自衛隊が実施可能な火薬類、爆発物等危険物の保安及び除去
- シ 防災要員等の輸送
- ス 連絡幹部の派遣
- セ その他
その他市長が必要と認めるものについては、知事及び関係部隊の長と協議して決定する。

(3) 災害派遣要請の要求手続き

市長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対して、次の事項を明示した要請書により、自衛隊派遣要請を行うよう要求する。ただし、突発的事態等において人命の救助、財産の保護等のため時間の余裕がなく緊急に自衛隊の派遣を必要とする場合、県防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書により要請する。

また、知事への要求ができない場合には、その旨及び当該地域に関わる災害の状況を陸

上自衛隊第34普通科連隊長又は最寄りの部隊の長に通知し、知事に対してもその旨を速やかに通知するものとする。

ア 被害の情况及び派遣を要請する事由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ その他参考となるべき事項

(4) その他

市以外の防災関係機関は、自衛隊の災害派遣要請に関し、知事に必要な情報提供を行うよう努めるものとする。

4 災害派遣部隊の受入れ体制

(1) 他の災害救助復旧機関との競合重複排除

市長は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することがないように、最も効率的に作業を分担するよう配慮するものとする。

(2) 作業計画及び資材等の準備

市長は自衛隊に対し、作業を要請又は依頼するにあたっては、なるべく実効性のある計画を樹立するとともに、作業の実施に必要な資材の準備を整え、かつ諸作業に関係ある管理者の了解をとりつけるよう配慮するものとする。

(3) 作業の実施に必要な物資、機材等

市長は、作業の実施に必要な物資、機材等の調達が困難又は不可能な場合は、他の計画に定めるところにより知事へ物資、機材等の調達を要請するものとする。

(4) 自衛隊との連絡交渉における窓口の一本化

市長は、派遣された自衛隊との円滑かつ迅速な措置がとれるよう連絡交渉の窓口を明確にしておくものとする。

(5) 派遣部隊の受入れ準備と到着後の措置

ア 派遣部隊の受入れ準備

知事から派遣の通知を受けた場合は、次の点に留意し派遣部隊の受入れに万全を期すものとする。

(ア) 派遣部隊指揮所を設置する。

(イ) 宿泊施設（場所）及び車両の保管場所を準備する。

(ウ) 派遣部隊との連絡責任者を定める。

(エ) 応援を要請する内容、所要人員、必要とする資機材の確保等について計画し、部隊到着後ただちに活動ができるよう準備する。

(オ) ヘリコプターによる応援を要請する場合は、ヘリポートを開設し、着陸地点・風向表示なども合わせて準備する。

(カ) 自衛隊の活動にあたっては、付近住民、自主防災組織等に対して協力を求めるものとする。

イ 派遣部隊到着後の措置

派遣部隊が到着したときは、目的地に誘導するとともに部隊の責任者と応援作業計画等について協議調整し、必要な措置をとる。また、必要に応じて次の事項を知事に報告する。

(ア) 派遣部隊名及び部隊の長の管理職氏名

- (イ) 隊員数
 - (ウ) 到着日時及び活動開始日時
 - (エ) 活動内容及び進行状況
- ウ 派遣部隊の受入れ

市長は派遣された部隊に対し、次の基準により各種施設等を準備するものとする。

- (ア) 本部事務室 派遣人員の約1割が事務をとるのに必要な室、机、椅子等
 - (イ) 宿舎 屋内宿泊施設(学校、生涯学習施設等)とし、隊員の宿泊は1人1畳の基準
 - (ウ) 材料置場炊事場 屋外の適当な広場
 - (エ) 駐車場 適当な広場(車1台の基準は3m×8m)
- (6) 災害派遣部隊の撤収要請の要求
- 市長は、知事に対し災害派遣部隊の撤収要請を要求する場合は、民心の安定及び民生の復興に支障がないよう知事及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班と協議して行うものとする。
- (7) 費用の負担区分
- 自衛隊が災害応急対策又は災害復旧作業のため必要とする資機材、宿泊施設等の借上料及び損料、光熱水費、通信運搬費、消耗品等の費用は、原則として市が負担するものとする。

表3-8 自衛隊災害派遣集結候補地

	施設名	所在地	用途
1	駿府城公園	葵区駿府城公園1番	指揮所
2	静岡焼津信用金庫総合グラウンド	葵区東瀬名町13番地	集結地
3	西ヶ谷総合運動場駐車場	葵区西ヶ谷8番地の1	〃
4	東海大学付属静岡翔洋高等学校	清水区折戸3丁目20番1号	〃
5	富士川河川敷スポーツ広場	清水区蒲原官有無番地	〃
6	清水日本平運動公園駐車場	清水区村松3880番地の1	〃
7	清水庵原球場多目的広場	清水区庵原3000番地	〃

第36節 海上保安庁に対する支援要請の依頼計画[危機]

1 主旨

この計画は、災害時における海上保安庁に対する支援要請の依頼を行う場合の必要事項を明らかにすることを目的とする。

2 支援要請の範囲

海上保安庁に支援要請を依頼する場合は、原則として次の場合とする。

- (1) 傷病者、医師、避難者又は救援物資等の緊急輸送
- (2) 巡視船を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供
- (3) その他、市が行う災害応急対策の支援

3 支援要請依頼の手続き

市長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対して、次の事項を明示した要請書により、海上保安庁の支援要請を行うよう依頼する。

ただし、緊急を要するときは、県防災行政無線等により口頭をもって行い、事後速やかに文書により知事に依頼する。

また、知事への依頼ができない場合は、直接、最寄りの海上保安庁（清水海上保安部又は下田海上保安部）の事務所又は沖合いに配備された海上保安庁の巡視船艇もしくは航空機を通じて要請するものとし、知事に対してもその旨を速やかに連絡する。

- (1) 災害の情况及び支援活動を要請する理由
- (2) 支援活動を必要とする期間
- (3) 支援活動を必要とする区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項

4 海上保安庁との連絡

区分	内容
情報交換	知事は、災害応急対策に関する各種の情報を迅速的確に把握し災害応急対策を効果的に実施するため、第三管区海上保安本部と密接な情報交換を行う。
連絡員の派遣	知事は、清水海上保安部又は下田海上保安部に対して連絡員の派遣を要請する。

第37節 電力施設災害応急対策計画

1 主旨

この計画は、災害発生に際し、被災地に対する電力供給を確保するため、電力会社の実施体制及び連絡方法等について定めるものとする。

2 機関の名称、所在地

表 3-9 機関の名称、所在地（電力施設）

機 関 名	所 在 地	管轄地域	電話番号
中部電力パワーグリッド(株) 静岡営業所	静岡市駿河区曲金六丁目 3 番38号	葵・駿河区	0120-985-232
中部電力パワーグリッド(株) 清水営業所	静岡市清水区二の丸町 6 番28号	清水区	

3 応急対策の実施

中部電力(株)が定める「防災業務計画」及び中部電力パワーグリッド(株)が定める「中部電力パワーグリッド(株)防災業務計画」による。

第38節 ガス施設災害応急対策計画

1 主旨

この計画は、市民の家庭用燃料の多くを占めるガスの供給施設を災害から防護し、被災地に対してガスを確保するため、ガス事業者の実施体制及び連絡方法について定めるものとする。

2 機関の名称、所在地

表 3-10 機関の名称、所在地（ガス施設）

機 関 名	所 在 地	管轄地域	電話番号
静岡ガス(株)静岡支社	静岡市駿河区池田28番地	葵・駿河・清水区 (蒲原地区を除く)	054-285-2111
静岡ガス(株)東部支社	沼津市岡一色809番地	清水区蒲原地区	055-927-2811

3 応急対策の実施

静岡ガス(株)が別に定める「非常災害対策要領」による。

第39節 突発的災害に係る応急対策計画[危機、消防]

1 主旨

この計画は、航空機の墜落や列車の転覆、船舶の海難、ガス爆発、大規模な排出油等事故などの突発的災害により多数の死傷者等が発生した場合、迅速な被災者の救出・救助等の応急対策に必要な措置を定めるものとする。

2 市の体制

市は、緊急時の応急対策が延滞なく行えるよう、突発的災害に対し、初動体制を整え、初期の情報収集にあたる。

事態の推移により必要な場合には、速やかに災害対策本部を設置し、救出・救助等の応急対策を実施する。

消防局については、市の警防活動に関する計画の定めるところによる。

(1) 突発的災害応急体制

ア 設置基準

多数の死傷者等を伴い、通常の消防力では対応が困難と思われる事故が発生したとき（航空機の墜落、列車の転覆、船舶の海難、ガス爆発等の事故）

イ 組織

危機管理総室、消防局等発生した災害に関連する部局で構成する。

ウ 任務

(ア) 応急対策の基本方針の決定に資するため、初期の情報収集を行う。

なお、災害発生直後には速やかに当該災害の規模を把握するため概括的な情報を

収集するよう特に留意する。

(イ) 必要に応じ災害対策本部の設置までの間、物資の集積拠点、臨時ヘリポートの確保等、事後の災害応急対策が遅滞なく行えるよう手配する。

エ 消防局の県・国への報告

消防局は多数の死傷者等を伴い、通常の消防力では対応が困難と思われる事故が発生した場合、次の事項を明らかにし、「火災・災害等即報要領」様式1～4により、ただちに県危機対策課及び消防庁応急対策室に連絡する。

(ア) 発生日時及び場所

(イ) 被害の状況

(ウ) 応急対策の状況

(エ) 自衛隊、日本赤十字社又は医師の派遣の必要性（派遣を必要とする場合には、必要人数、必要な援助活動等を明らかにする。）

オ 医療救護活動の実施

多数の負傷者が発生した場合には、必要に応じて救護所を設置するなど、適切な医療救護活動を実施するものとする。医療救護活動の実施にあたっては、必要に応じてトリアージタグを活用し、効率的な活動に努めるものとする。

表 3-11 県危機管理部危機対策課

	N T T 有線	静岡県防災行政無線
電 話	054-221-2072	地上系 5-100-6030 衛星系 8-100-6030
F A X	054-221-3252	地上系 5-100-6250 衛星系 8-100-6250

表 3-12 総務省消防庁応急対策室

		N T T 有線	地域衛星通信ネットワーク
平 日 (9:30～18:15)	電 話	03-5253-7527	8-048-500-90-49013
	F A X	03-5253-7537	8-048-500-90-49033
上記以外	電 話	03-5253-7777	8-048-500-90-49102
	F A X	03-5253-7553	8-048-500-90-49036

(2) 災害対策本部の設置

市長は突発的災害が発生し、又は発生するおそれがある場合等において、災害応急対策を実施する必要があると認めた場合は、災害対策本部を設置する。災害対策本部の規模は、災害の規模に応じて市長が決定する。

ア 任務

災害対策本部は、区本部及び地区支部や災害現場の情報を基に、速やかに県及び関係機関に情報を伝達するとともに、必要に応じて知事に応援を要請し、被災者の迅速な救助活動を最優先に行う。また、発災場所の地理的状況に応じて「静岡市オフロードバイク隊」を派遣し、情報収集活動に従事させるものとする。

地区支部は、災害現場の情報を収集し、区本部を経由し、災害対策本部に伝達する。また、必要に応じて災害現場の近くの安全な場所に避難所を開設し、住民の安全の確保

に努めるものとする。

イ 設置の連絡

災害対策本部を設置したときは、県災害対策本部並びに防災関係機関に連絡する。
また、必要に応じ、関係機関に対して本部連絡要員の派遣を要請する。

ウ 現地対策本部

災害の状況により、災害発生場所に現地対策本部を設置する。

(3) 災害対策本部の実施する応急対策

被災者の迅速な救助活動を最優先に次の災害応急対策を実施する。

ア 情報の収集、伝達等

イ 人的被害の把握

(ア) 災害対策本部は、人的被害の数（死者・行方不明者数等）について、一元的に集約、調整を行うものとする。

(イ) 災害対策本部は、関係機関（警察、消防、県本部等）が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は本部に連絡するものとする。

(ウ) 本部は、被災者の人命救助活動を迅速・円滑に実施するため、安否不明者、行方不明者及び死亡者について、県及び警察と連携し、人数のほか、県が別に定めた方針に基づき氏名等の情報を集約し公表する。

ウ 自衛隊の災害派遣要請の要求

「第35節 自衛隊派遣要請の要求計画」に定めるところによる。

エ 緊急医療活動の実施

(ア) 緊急医療活動が必要な場合には、災害対策本部医療救護班に医療救護本部を設置し、「第19節 医療及び助産計画」に定めるところにより、医療救護活動を実施するほか、傷病者が多数発生した場合は、救護所、案内窓口、遺体収容施設を設置し、対応にあたる。

(イ) 緊急医療活動等の救護業務の実施が必要な場合には、県地域医療課に要請する。
なお、D P A T（災害派遣精神医療チーム）による緊急医療活動が必要な場合には、県障害福祉課に要請する。また、D W A T（災害派遣福祉チーム）による緊急医療活動が必要な場合には、県地域福祉課に要請する。

オ 各機関の調整・2次災害防止のための措置

(ア) 災害対策本部は、防災関係機関との調整会議等により、各機関の活動等に資する情報（要救助者の発見場所、行方不明者の特定に資する情報、燃料補給の確保状況等）の共有及び総合的な活動調整を行うものとする。

(イ) 災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（D M A T）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

(ウ) 事故の態様により、2次災害の発生のおそれがある場合は速やかに関係機関と連絡をとり、必要に応じて合同調整所等を活用して、部隊と関係機関との間で情報共有及び活動調整を行うなど、2次災害防止のために必要な措置をとる。

カ 海上保安庁の支援要請依頼

「第36節 海上保安庁に対する支援要請の依頼計画」に定めるところによる。

キ 緊急消防援助隊及び広域航空消防応援隊要綱に基づく応援要求

市長は災害の状況に応じ（その詳細な状況の把握が困難な場合を含む。）、消防の広域応援の必要があると認められる場合は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第44条に基づき、知事に対し次の事項を明らかにして応援出動等の要請を要求する。

- ア 災害の種別・状況
- イ 人的・物的被害の状況
- ウ 必要な応援部隊の種類と部隊数
- エ 応援部隊の集結場所及び到達ルート

(4) 災害対策本部の廃止

市長は、災害発生時における応急措置がおおむね完了したときは、本部を廃止するものとする。その際は、廃止する旨を本部設置時に連絡した機関に連絡する。

表 3-13 関係機関連絡先

機 関 名	連 絡 先
静岡市消防局警防部指令課	054-280-0120
静岡県危機管理部危機対策課	054-221-2072
静岡県中部地域局危機管理課	054-644-9104
静岡中央警察署	054-250-0110
静岡南警察署	054-288-0110
清水警察署	054-366-0110
静岡県清水港管理局管理課	054-353-2202
静岡県静岡土木事務所維持管理課	054-286-9326
国土交通省静岡国道事務所道路情報センター	054-252-7133
国土交通省静岡河川事務所調査課	054-273-9104
国土交通省富士砂防事務所地すべり対策課	0544-27-5262
国土交通省清水港湾事務所総務課	054-352-4146
国土交通省甲府河川国道事務所調査第一課	055-252-8885
清水海上保安部警備救難課	054-353-0118
西日本電信電話株式会社 静岡支店	054-200-1460
東海旅客鉄道株式会社 静岡支社	054-284-2319
中部電力パワーグリッド株式会社 静岡営業所 同 清水営業所	0120-985-232
静岡ガス株式会社 静岡支社 同 東部支社	054-285-2111 055-927-2811
静岡鉄道株式会社 本社	054-254-5114
石油コンビナート等特別防災区域協議会 (鈴与セキュリティサービス株式会社)	054-365-4151

第40節 各種災害に対する警防活動計画[危機、建設、消防]

1 主旨

この計画は、大雨又は台風による水害、土砂災害、大規模な火災、地震及び地震による火災、危険物の爆発、有害ガスの漏洩等非常災害に対する警防活動について定めておくものとする。

2 水害に対する措置

洪水等による水害を警戒し、被害の防止を図るため、次の事項を実施する。

(1) 雨量水位等の観測と状況の報告

気象情報等により相当量の降雨があると認めるときは、気象情報表示端末機等を駆使して市内の雨量の情報を収集するとともに、市内に設置されている雨量計により、降雨の状況を把握する。

また、主要河川の水位の変化についても状況を把握し、災害対策本部及び関係機関等に通報するものとする。

(2) 主要河川水位の監視と水防設備の強化

主要河川の監視活動及び水防活動は、別に定める「静岡市水防計画書」に定めるところによる。

3 土砂災害に対する措置

土砂災害発生危険箇所等において、災害の発生するおそれのある雨量に達したとき、又は土砂災害の前兆現象がみられた場合は、地域の警戒、巡視及び住民等に対する広報を実施する。

また、県と気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報（避難が必要とされる警戒レベル4に相当）等を活用しながら、必要に応じて住民等に対し、避難の指示を行う。

4 大規模な火災に対する措置

大規模な火災の発生が懸念される場合は、これによる人的、物的被害を軽減するための措置を講ずるとともに、必要に応じて災害対策本部を設置し、万全の応急対策を実施するものとする。

5 危険物等の保安に対する消防局の措置

(1) 火薬類

火薬類の所有者若しくは付近住民等から爆発又は火災が発生するおそれのある通報を受けたときは、ただちに現場に出動し、消防法第23条の2第1項に基づく火災警戒区域を設定し、その区域内の住民等に対して区域からの退去を命じ若しくは立入りの禁止等の安全措置をとる。

(2) 高圧ガス

高圧ガスの所有者若しくは付近住民等から爆発又は火災が発生するおそれのある通報を受けたときは、前項(1)と同様の措置を講ずるものとする。

(3) 石油類並びに毒物及び劇薬

給油所、取扱所等の関係者もしくは付近住民等から、漏えい又は火災及び爆発が発生するおそれのある通報を受けたときは、前項(1)と同様の措置を講ずるものとする。

6 ガス事故に対する消防局の措置

消防局は、ガス事業者、地下工事施工業者もしくは付近住民等からガス漏えいの通報を受けたときは、前項(1)と同様の措置を講ずるものとする。

第41節 災害ボランティア活動支援計画[市民]

1 主旨

市は、(福)静岡市社会福祉協議会及び災害ボランティアコーディネーター等と協力し、災害ボランティアや市民活動団体の能力が最大限に発揮され、被災地の復興にいかされるよう、その自主性・主体性を尊重しつつ、活動を支援する。

2 災害ボランティア本部の設置及び運営

市は、災害ボランティアの必要性に応じて、(福)静岡市社会福祉協議会、災害ボランティアコーディネーター等で構成する災害ボランティア本部開設・閉鎖等検討委員会を開催し、同委員会で協議のうえ災害ボランティア本部を設置する。

災害ボランティア本部は、(福)静岡市社会福祉協議会地域福祉部長を本部長とし、(福)静岡市社会福祉協議会職員、災害ボランティアコーディネーター等で構成する。

災害ボランティア本部は、災害ボランティア及び被災者のニーズの受付、活動場所のあっせん、配置調整、活動内容の指示等を行う災害ボランティアセンターを、被害の状況等に応じて適切な場所に設置し運営する。

市は、情報交換、協議等を行うため、必要に応じ職員を連絡調整要員として災害ボランティア本部等に配置し、その活動を支援する。

なお、災害ボランティアセンター等の設置場所は、原則として以下のとおりとする。

表 3-14 災害ボランティアセンター等の設置場所

No.	名称	設置場所	所在地
1	災害ボランティア情報渉外センター	中央福祉センター	葵区城内町1番1号
2	葵地区災害ボランティアセンター	番町市民活動センター	葵区一番町50番地
3	駿河地区災害ボランティアセンター	地域福祉共生センターみなくる	駿河区南八幡町3番1号
4	清水地区災害ボランティアセンター	清水社会福祉会館はーとぴあ	清水区宮代町1番1号
5	蒲原地区災害ボランティアセンター	蒲原白銀すこやかセンター1階	清水区蒲原721番地の4

3 災害ボランティア活動に関する情報の提供

- (1) 市は、ライフライン及び公共交通機関の復旧、交通規制の状況、行政施策の動向等、災害ボランティア活動に必要な情報を災害ボランティア本部等に的確に提供する。
- (2) 市は、ボランティアの宿営地に適当な場所、施設の候補等の情報を災害ボランティア本部等に提供する。

4 災害ボランティア活動に必要な資機材の提供

市は、災害ボランティア本部等における災害ボランティア活動に必要な各種資機材の提供に

努める。

5 市民活動団体等の協力要請並びに受入

市は、災害の状況等により要員に不足を生ずると判断したときは、関係する市民活動団体に対して協力を要請するものとする。

この要請のほか、その他の市民活動団体からの協力の申し入れがあった場合には、災害ボランティア本部で受け入れるものとする。

第42節 通訳ボランティア活動支援計画[観光]

1 主旨

市は、一般財団法人静岡市国際交流協会と協力し、通訳ボランティアの能力が発揮され、被災地の復興に最大限にいかされるよう、その自主性・主体性を尊重しつつ、活動を支援する。

2 静岡市災害多言語支援センターの設置及び運営

市は、災害対策本部を設置した場合、一般財団法人静岡市国際交流協会の事務局長を長とする災害多言語支援センターを適切な場所に設置する。

災害多言語支援センターは、外国人に関する情報の収集、外国人向けの情報提供、通訳ボランティアの受付、通訳ボランティアの派遣等を行う。

市は、随時、情報交換、協議等を行うため、職員を連絡調整要員として国際交流課内に配置し、その活動を支援する。

表 3-15 災害多言語支援センターの設置場所

名称	設置場所	所在地
災害多言語支援センター	静岡庁舎低層棟3階食堂	葵区追手町5番1号

3 多言語支援活動に関する情報の提供

市は、外国人等の被災状況や避難状況を把握し、多言語化が必要とされる情報を災害多言語支援センターに的確に提供する。

4 多言語支援活動に必要な資機材の提供

市は、災害多言語支援センターの活動に必要な各種資機材の提供に努める。

第43節 富士山の火山災害応急対策計画[危機、環境、建設]

1 主旨

この計画は、富士山が噴火した場合に、本市で予想される火山現象である降灰から、市民等の身体及び財産を守るため、必要な応急対策等について定めたものである。

本計画に定めのない事項については、一般対策編の各計画に基づき実施する。

2 噴火警報等の通報及び伝達

市は、気象庁火山監視・情報センターから富士山に噴火警報又は噴火予報等が発表された場合、市民への伝達をより確実にするため、噴火警報等に関する内容、とるべき防災行動等について、同報無線、サイレン、広報車等によるほか、緊急速報メール、静岡市防災メールなど、情報伝達手段の多様化を図り、自主防災組織、報道機関等と連携して、迅速かつ的確に住民、一時滞在者、関係機関等へ伝達し、周知徹底に努める。

3 社会秩序維持活動

(1) 警察

警察は、地域の平穏を害する不法事案を未然に防止するため、不穏情報の収集に努め、所要の警備力を集中して事態の収拾を図る。

(2) 市

市は、当該地域に富士山の火山活動に関する流言飛語をはじめ各種の混乱が発生し、又は発生するおそれがあるときは、同報無線、広報車等によるほか、自主防災組織と連携して、速やかに住民等のとるべき措置について呼びかけを実施するとともに、当該地域の社会秩序を維持するために必要と認めたときは、知事に対し応急措置又は広報の実施を要請する。

4 降灰の状況に応じた対応

市は、降灰予報が発表され、当市に降灰が予想された場合、必要に応じて降灰時における注意の呼びかけを実施する。

5 市民等が実施する自衛措置

市民等は、降灰時には、できる限り外出を控え、やむを得ず外出する場合は、ヘルメット、防災ずきん、マスク、ゴーグルなどを着用する。

6 陸上交通

(1) 道路管理者は、降灰により道路の通行に支障をきたすこととなった場合には、速やかに応急復旧を実施する。

(2) 道路管理者は、交通規制を実施した場合、県、市、警察、報道機関等を通じ交通規制等の内容について、広報の徹底を図る。

(3) 鉄道事業者は、降灰により鉄道施設に被害が生じたときは、工事関係者の協力を得て、降灰の除去、仮線路などの応急対策を行う。

7 除灰等に係る対応

市及び他の道路管理者は、避難車両や緊急自動車の通行、資機材の輸送等を確保するため、作業の安全性を確保した上で、速やかに広域避難路等の除灰作業を実施する。

(1) 基本的な考え方

道路管理者は、降灰等（障害物を含む）により広域避難路等の通行に支障が生じるおそれがある場合は除灰作業を実施する。なお、平常時においては、気象庁から発表される降灰予報等を参考にした除灰作業の体制や作業開始のタイミング等を検討しておく。

(2) 除灰作業用資機材の確保

大量の降灰に備えて、県、市及び道路管理者は、平常時から除灰作業用資機材を保有している機関の把握や支援に関する協定締結等を検討し、噴火開始後は、国（国土交通省）や自衛隊、他の都道府県等への支援要請等を行い、除灰作業用資機材の速やかな確保に努める。

(3) 除灰作業計画の策定

道路管理者は、広域避難路等のうち自らが管理する道路の道路除灰等作業計画を以下に示す内容により、あらかじめ策定する。

降灰後は、道路管理者が除灰等の作業を実施するが、降灰の状況等により除灰作業用資機材の確保等が困難な場合には、合同会議において調整する。

(4) 火山灰の処分

一般的に、火山灰は土砂として各施設の管理主体及び地方公共団体の判断により、土捨て場等で処分されるべきものである。平常時において、県及び市は火山灰仮置き場や火山灰処分場等の設置場所を選定し、国は火山灰の処分方法を検討する。また、降灰後は、収集した火山灰の量により、新たな最終処分場の設置や広域処分について検討する。

8 被害拡大防止対策

降灰による災害拡大防止のため、火山現象等に応じて次の対策を実施する。

(1) 市

公共施設等に堆積した降灰の除去

(2) 市民及び事業者

住宅及び事業所施設に堆積した降灰の除去

第44節 原子力災害に関する応急対策計画[危機]

1 主旨

本市には原子力災害対策を重点的に実施すべき区域に該当する地域はないが、中部電力株式会社浜岡原子力発電所（以下、この節において「発電所」という。）から放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外に放出されることによる原子力災害が発生した場合、他市町からの避難者の受入れ等を行うことがあることから、この計画において、これらに必要な措置を定めるものとする。

2 情報収集・連絡体制の確保及び県等との連携

(1) 情報収集・連絡体制の確保

市は、警戒事態発生の際から、県から発電所の状況、協力要請等に関する情報を収集するとともに、市がとる措置を県に連絡することなどを行うため、情報収集・連絡体制を確保する。

(2) 警戒事態発生時

市は、警戒事態発生時に、県から施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）の協力要請があった場合、市として協力できる事項を検討し、県に連絡する。

(3) 施設敷地緊急事態発生時

市は、施設敷地緊急事態発生時に、県から避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ等の協力要請があった場合、市として協力できる事項を検討し、県に連絡する。

(4) 全面緊急事態発生時

市は、全面緊急事態発生時に、県から緊急防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective action planning Zone）を含む市町が行う防護措置の準備等への協力要請があった場合、市として協力できる事項を検討し、県に連絡する。

また、県から屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起があった場合は、市としてとるべき具体的な措置の内容を県に確認した上で、必要な措置を実施する。

(5) 放射性物質放出後

放射性物質が放出された後は、国は、地方公共団体に対し、緊急事態の状況により、運用上の介入レベル（OIL：Operational Interventional Level）に基づき緊急時モニタリングの結果に応じて地方公共団体が行う避難、一時移転等の緊急事態応急対策の実施について、指示、助言等を行うものとされている。また、市は、必要があると認められるときは、県に対して、国による助言以外にも、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言を求める。

市は、緊急時モニタリング結果から必要と認めるときは、国及び県に対し、市としてとるべき具体的な措置の内容について助言を求めるものとする。

3 広域一時滞在の受入れ

市は、原子力災害が単独で発生した場合等において、県から市町の区域を越えて避難を行う住民等の収容施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示があった場合、県が作成した「浜岡地域原子力災害広域避難計画」（以下、この節において「県広域避難計画」という。）に基づき、県と協議の上、市指定の避難所を提供するものとする。

また、市は、被災市町から、法第86条の8第1項及び県広域避難計画に基づき、広域一時滞在について協議があった場合にも、市指定の避難所を提供するものとする。

第4章 災害復旧計画

災害復旧計画は、災害発生後被災した各施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行うなど、将来の災害に備える事業の対策についての計画とし、「第3章災害応急対策」に基づく応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して、おおむね次に掲げる事業について計画を図るものとする。

なお、他の地方公共団体に対し職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度等を活用するものとする。

第1節 災害弔慰金等の支給 [市民]

震災により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を、精神又は身体に著しい障害を受けた者に対し災害障害見舞金を支給する。

1 支給対象者の把握

災害救助法の適用のための調査結果等を活用し、災害弔慰金と災害障害見舞金の支給対象者を把握する。

2 支給方法の決定及び支給

災害弔慰金と災害障害見舞金の支給方法を定め、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき支給する。

第2節 被災者の援護 [税務、市民、区、消防、会計]

被災者が、災害による被害から速やかに再起し、生活の安定を回復するため、国・県の制度に基づき、金銭の支給及び資金の融資等の被災者の援護を行う。

1 国・県への要望

国・県に対し、国税・県税の減免や徴収猶予、社会保険関係の特例措置の実施等を要望する。

2 被災状況の把握

災害救助法の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。また、必要があると認めるときは、被災者支援システム等を利用し被災者台帳を作成する。

【県への報告】

- (1) 死亡者数
- (2) 負傷者数
- (3) 全壊・半壊住宅数 等

【被災者台帳】

- (1) 氏名、生年月日、性別

- (2) 住所又は居所
- (3) 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況
- (4) 援護の実施の状況
- (5) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由 等

3 罹災証明書の発行

- (1) 罹災証明書発行窓口を設置し、被災状況調査を基に希望者に罹災証明書を発行する。
- (2) 罹災調査窓口を設置し、再調査の希望に対応する。

4 災害援護資金の貸付け

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、被災世帯を対象に災害援護資金の貸付を行う。

5 被災者（自立）生活再建支援金の申請受け付け等

被災者に対する制度の説明、必要書類の発行、被災者からの申請書類の確認等必要な業務を行うとともに、被災者生活再建支援法人により委託された事務を迅速に実施する。

6 義援金の募集等

- (1) 市への義援金を受け付けるために、市役所等に受付窓口を設置するとともに、銀行口座を開設する。
- (2) 県が設置する義援金募集・配分委員会（仮称）に参加する。

7 租税の減免等

地方税法及び条例に基づき、市税の減免及び徴収猶予、申告等の期限の延長等の適切な措置を行う。

第3節 要配慮者の支援〔市民、福祉、衛生、子ども〕

高齢者や障がいのある人等のいわゆる要配慮者は、災害による生活環境の変化等に対応することが一般の被災者よりも困難であることから、速やかに安定した生活を回復できるよう積極的な支援を行う。

また、生活環境の変化や心理的不安等の理由から身体的及び精神的に変調をきたした被災者が、災害から早期に立ち直れるよう、精神的支援策を実施する。

1 民間社会福祉施設の再建支援

社会福祉法人の設置する施設等の民間社会福祉施設の再建を支援する。

2 心のケアの実施

精神相談窓口を開設するとともに巡回相談を実施し、被災住民に対する相談体制を確立する。

3 被災状況の把握

災害救助法の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。また、情報が不足している地域には補足調査を行う。

- (1) 要配慮者の被災状況及び生活実態
- (2) 被災地内外の社会福祉施設の被災状況及び再開状況

4 一時入所の実施

災害により新たに社会福祉施設への入所が必要となった要配慮者に対し、市有施設への一時入所を実施する。

5 福祉サービスの拡充

- (1) 定員以上の入所者及び通所者を受け入れている市有の入所・通所施設を対象に、人員の確保や必要となる設備の導入を行うとともに、民間の施設を対象に支援を行う。
- (2) 緊急通報システムの整備、巡回の実施といった在宅福祉サービスの充実を図る。
- (3) 被災児童等については、学校巡回相談等を実施するとともに、児童相談所等の専門相談所を設置する。

6 健康管理の実施

応急住宅に居住する被災住民に対する健康管理体制を確立するとともに、健康調査、健康相談、栄養相談、歯科相談等を実施する。

第4節 公共施設の災害復旧〔観光、福祉、保健所、子ども、農水、都市、建築、建設、水道、下水、教育〕

各種施設の災害復旧計画の策定にあたっては、災害の実態を的確に把握するとともに、社会的及び経済的な諸要因も検討のうえ、総合的な見地にたって策定し、緊急度の高いものから、ただちに復旧事業に着手して早期完了に努めるものとする。

災害復旧計画は、災害発災後被災した各施設の原形復旧にあわせて、再度、災害の発生を防止するため、必要な施設の新設又は改良を行うなど、将来の災害に備える事業の対策についての計画とし、「第3章 災害応急対策」に基づく応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して、おおむね次に掲げる事業について計画を図るものとする。

1 公共土木施設災害復旧計画

- (1) 河川災害復旧事業
- (2) 道路災害復旧事業
- (3) 漁港施設災害復旧事業
- (4) 海岸保全施設災害復旧事業

2 都市災害復旧事業計画

- (1) 街路災害復旧事業
- (2) 都市排水路施設災害復旧事業
- (3) 公園等施設災害復旧事業

(4) 堆積土砂排除事業

3 農林水産業施設災害復旧事業計画

4 上水道施設災害復旧事業計画

5 下水道施設災害復旧事業計画

6 住宅災害復旧事業計画

7 社会福祉施設災害復旧事業計画

8 公共医療、病院等施設災害復旧事業計画

9 学校教育施設災害復旧事業計画

10 社会教育施設災害復旧事業計画

11 その他の災害復旧事業計画

第5節 災害復旧に伴う財政措置〔財政〕

災害復旧事業の決定については、地方公共団体の長の報告、資料、実態調査の結果等に基づいて主務大臣が決定するものであるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業並びに激甚災害に対処するための特別な財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）（以下「激甚災害法」という。）に基づいて援助される事業は、次のとおりである。

1 法律等により一部負担又は補助するもの（主なもの）

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 土地区画整理法
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (7) 国土交通省都市局長通達都市災害復旧事業費国庫補助に関する基本方針
- (8) 農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

2 激甚災害に関する助成措置

激甚災害法では、国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被害者に対する特別の助成を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合

は、激甚災害として政令で指定し、一般災害に比較して各種の事業に国庫補助のかさ上げを行い、又金融面においても特別な優遇措置を講ずることとしている。

第6節 事業者等が行う災害復旧への助成[商工、農水]

1 農業関係災害融資制度

- (1) 被害農業者の経営資金（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）（以下「天災融資法」という。）に基づく融資制度）
農作物等の減収量が平年の収穫量の30%以上で、かつ、これによる損失額が平年の農業総収入額の10%以上である者、または樹体損失額30%以上である者
- (2) 日本政策金融公庫資金融資制度
 - ア 農林漁業セーフティネット資金
地震・津波などにより損害を受けた農業経営の維持安定に必要な長期運転資金
 - イ 農林漁業施設資金（災害復旧施設）
主要な事業用資産につき地震・津波などにより被害を受けた、農舎、畜舎、農産物処理加工施設、保管貯蔵施設、直売施設、農機具等の復旧、果樹の改植または補植に必要な資金
 - ウ その他の対象資金
 - (ア) スーパーL資金（農業経営基盤強化資金）
 - (イ) 経営体育成強化資金
 - (ウ) 農業改良資金
 - (エ) 農業経営基盤整備資金
- (3) 農業近代化資金
認定農業者が農業用施設（農作業場、温室、ハウスなど）の復旧に資金を要する場合
- (4) 農林水産業災害対策資金
台風等の自然災害による被災後1か月間の農林水産業の収入が10%減少または被害額が20万円以上の農業者が、経営安定のための運転資金や生活維持に必要な資金

2 林業関係災害融資制度

各種災害融資制度は、次のようなものである。

- (1) 天災融資法に基づく被害林業者への経営資金融資
木材その他林産物等の損失額が平年の林業による総収入額の10%以上である者又は施設の損失額が被害時の価額の50%以上である者
- (2) 日本政策金融公庫資金融資制度
 - ア 農林漁業セーフティネット資金
地震・津波などにより損害を受けた林業経営の維持安定に必要な長期運転資金
 - イ 農林漁業施設資金（災害復旧施設）
主要な事業用資産につき地震・津波などにより被害を受けた、素材、樹苗及び特用林産物の生産施設、林産物処理加工・流通・販売施設及び機械等の復旧に必要な資金
 - ウ その他の対象資金
林業基盤整備資金

- (3) 森林国営保険法による災害保険制度（森林国営保険）
保険加入者に対して、森林火災及び気象災害の損失、損害補てんを行う。
- (4) 農林水産業災害対策資金
台風等の自然災害による被災後1か月間の農林水産業の収入が10%減少または被害額が20万円以上の林業者が、経営安定のための運転資金や生活維持に必要な資金

3 漁業関係災害融資制度

- (1) 天災融資法に基づく被害漁業者への経営資金融資
魚類等の流失等による水産物の損失額が平年の漁業総収入額の10%以上の者又は漁船、漁具等の損壊等による損失額が当該施設の被害時における価額の50%以上の者
- (2) 日本政策金融公庫融資制度
 - ア 農林漁業セーフティネット資金
漁業者が不慮の災害や社会的・経済的環境の変化等によって売り上げが減少し、資金繰りに支障を来している場合等に、経営の維持安定に必要な長期運転資金を融資する制度
 - イ 農林漁業施設資金（災害復旧施設）
主要な事業用資産につき地震・津波などにより被害を受けた、漁船、漁具、漁場改良造成施設、内水面養殖施設、海面養殖施設、漁船漁業用施設等の復旧に必要な資金
 - ウ その他の対象資金
 - (ア) 漁船資金
 - (イ) 漁業経営改善支援資金
 - (ウ) 漁業経営安定資金
 - (エ) 漁業基盤整備資金
- (3) 農林水産業災害対策資金
台風等の自然災害による被災後1か月間の農林水産業の収入が10%減少または被害額が20万円以上の水産業者が、経営安定のための運転資金や生活維持に必要な資金。

4 中小企業関係災害融資制度

中小企業者が被害を受けた場合、政府関係中小企業金融機関としての日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫は、貸付限度額、貸付期間の延長、措置期間の延長等について実情に応じて緩和措置をとるとともに、手続の迅速化を図ることとなっている。

第7節 風評被害の影響の軽減[市民、福祉、衛生、保健所、商工、農水]

1 正しい情報の提供

市は、災害発生時における地理的な誤認識や消費者の過剰反応等による風評被害を防ぐため、正確な被害情報等を収集し、正しい情報を迅速かつ的確に提供する。

2 必要な検査等の実施

市は、科学的な知見に基づく客観的な根拠を示すデータ収集や事実を証明する検査などを実施し、数値や指標を用いた広報を実施する。

3 被害の拡大防止

必要に応じて、市長等は安全宣言を行うほか、安全性をPRする広報を行うなど、風評被害の拡大防止に努める。

4 関係機関との連携

市は、国や県、関係機関・団体等と連携し、市内産物の販売促進や観光客等の誘客など積極的な風評被害対策を講じる。

また、迅速な対策を講じることができるよう、平時から関係機関・団体との連携構築等を行う。